

ごみ処理施設に関する調査特別委員会（第14回）会議録

平成24年4月11日 午前10時00分 開会

1 出席委員

委員長	西口 雪夫	副委員長	柴田 安宣
委員	松永 隆志	委員	田添 政継
委員	笠井 良三	委員	上田 篤
委員	町田 康則		

2 議長の出席

なし

3 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

4 証人として出席した者

証人	重野 淳
証人	佐原 良之

5 書記

書記長	宮崎 季之	書記	濱崎 和也
書記	吉田 将光		

6 委員会に付した事件

- (1) 運営要領の変更について
- (2) 証人尋問
- (3) その他

7 議事の経過

○委員長（西口雪夫君）

皆さんおはようございます。開会前に皆さんに申し上げます。

この調査特別委員会は、真相究明のため議会独自の調査権を委任されたものでございます。特に、本日は関係人のご出頭を願って証言を求めることになっておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、報道関係各位に申し上げます。本日の委員会における撮影等につき

ましては、あらかじめ協力依頼をしておったとおりでございます。重ねてご協力をお願いいたします。

傍聴人の皆様をお願い申し上げます。委員会中は、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。委員会の進行を妨げるような行為は退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

ただいまから、ごみ処理施設に関する調査特別委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

まず、最初に、ごみ処理施設に関する調査特別委員会運営要領の変更についてお諮りいたします。

運営要領10証人尋問(4)に、「委員長が主尋問を行い」とあるのを「委員長または担当委員が主尋問を行い」に変更することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○委員長(西口雪夫君)

ご異議なしと認めます。よって、運営要領についてはそのように変更することに決定いたしました。

それでは、証人を入室させてください。
(証人入室)

○委員長(西口雪夫君)

証人におかれましては、お忙しいところをご出頭いただき、誠にありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるようにご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねいたします。

出頭カードに記載されていることに間違いございませんか。

○証人(重野 淳君)

間違いありません。

○委員長(西口雪夫君)

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければならないことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分に注意をしてご証言をください。

それでは、法律の定めるところによりまして証人の宣誓を求めます。

ここで、報道機関各位に申し上げます。テレビカメラ、写真等の撮影を中止してください。

傍聴人を含め全員起立願います。

それでは、重野淳証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（重野 淳君）

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さずまた何事もつけ加えないことを誓います。平成24年4月11日、重野淳。

○委員長（西口雪夫君）

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

（宣誓書署名捺印）

○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

また、こちらから質問しているとき、また証言をされる際も着席のままに結構でございます。なお、録音をしておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えください。

なお、本委員会の調査期間が、組合発足の平成11年からと非常に長期間にわたる調査を行いましたので、それぞれの期間を区切って調査をしていただきました。調査期間ごとに調査に当たられた委員の方に主尋問をしていただき、その後、各委員から補足質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、担当の柴田副委員長と田添委員、席のほうに願います。

（柴田副委員長、田添委員質問席着席）

○委員長（西口雪夫君）

まず、機種選定から入札までの質問を柴田副委員長よりさせていただきます。なお、時間の関係で、質問と答弁の際には1回ごとに委員長の許可を必要としないので、ご了承いただきたいと思っております。

書記、証人へ甲第2号証 機種選定小委員会検討経過を提示してください。

（証人へ甲第2号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

証人よろしいでしょうか。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、柴田副委員長、質問を始めてください。

○副委員長（柴田安宣君）

おはようございます。私が、当百条委員会の副委員長で、柴田安宣でございます。

本日は、大変忙しい中、証人重野淳さんにはご出席賜り本当にありがとうございます。あなた自身が、平成11年当時から、建設、竣工するまでの間、

この施設の中の総務課長、もしくは管理課長ということで、主な役席を歴任されておられるというふうなことで、通してわかっている人が少なかったものですから、あなたを召喚いたしまして質問をするわけでございます。大変前のことございまして、なかなか記憶にないところもあると思います。ですから、私たちの質問に対するある程度のことは差し上げておりますから、ひとつそこら辺で答弁ができるのではなかろうかというふうに思っておりますから、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、重野証人については、この組合のほうに参加されるまでの間の経歴を簡単に説明いただければと思ひております。

○証人（重野 淳君）

私は、昭和52年に明治大学政治経済学部を卒業しまして、同年4月、愛野町役場に入庁いたしました。入庁後は、上水道業務、それから土木業務を担当いたしました。そのときに水道技術管理者、1級土木施工管理技師の資格を取得しております。さらにその後、選挙業務、広報業務、それから教育委員会での業務に携わり、平成10年に愛野町ほか4町で構成します県央広域圏西部地区塵芥処理一部事務組合の事務局長として赴任しております。平成12年に広域化の準備をする会議にもすべて参加してございまして、その準備を踏まえて平成11年4月、組合設立当時から、先ほど組合の管理課長と言われましたけれども、最初に総務課長、そしてその後は企画課長を歴任して、施設完成までこの組合にございました。

以上です。

○副委員長（柴田安宣君）

ありがとうございます。そういうごみ焼却場に長く携わった経験を基に小委員会等にも出席されたと思うんですけども、まず機種選定小委員会の経過についてお尋ねをいたします。

平成11年7月13日、第1回機種選定小委員会が島原市役所で開かれて以来、平成14年8月12日、諫早のグランドパレス、第9回までの機種選定小委員会が、論議の結果9回まで開かれております。その第1回目の会議がこの島原のほうで開かれたわけですが、その中で、従来型の実績あるストーカ炉プラス灰溶融方式から先端型の熱分解ガス化溶融炉方式に至った経過ということで何うわけでございますけれども、機種選定小委員会の基本的な認識についてお伺いします。

機種選定小委員会の委員は、島原の吉岡庭二郎市長、それから古賀小長井町長、それから木下有明町長、松藤小浜町長の4氏であったですね。

○証人（重野 淳君）

はい、そのとおりです。先ほど13日というのは、3日に訂正をしてくだ

さい。

○副委員長（柴田安宣君）

すみません、4月13日じゃなくて4月3日というふうなことでございます。

事務局の担当者は、どなただったですか。

○証人（重野 淳君）

最初、副管理者、管理者ひっくるめて17人おりましたので、その中で、施設の用地についてと機種についてそれぞれ勉強しようという段階から始まりまして、そして用地のほうを私が担当しまして、機種のほうは島原から派遣されていた神尾という職員が担当いたしました。

○副委員長（柴田安宣君）

あなたは、事務局として1回から9回までの機種選定小委員会にほとんど出席されたと思いますけれども、全部出席されましたか。

○証人（重野 淳君）

担当課長ということでほとんどに参加しましたけれども、2回は研修先の東京事務所で行っていたと思いますので、2回については参加しておりません。

○副委員長（柴田安宣君）

甲第2号証を見てください。

○副委員長（柴田安宣君）

この1冊は、この百条委員会の求めに応じて事務局から提出されました第1回から第9回までの機種選定小委員会の会議録と、選定するために提出された資料でございます。間違いありませんね。

○証人（重野 淳君）

はい、間違いありません。

○副委員長（柴田安宣君）

まず、第1回の小委員会のことについてお伺いします。

平成11年4月3日、島原で開催されておりますが、その件でお尋ねをします。

第1回から機種についての資料が出されておりますが、どなたが作成されましたか。

○証人（重野 淳君）

担当の神尾がパンフレットを基に作成しております。

○副委員長（柴田安宣君）

この委員会にも、あなたは出席されましたか。

○証人（重野 淳君）

第1回ですね。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○証人（重野 淳君）

はい、出席しております。

○副委員長（柴田安宣君）

この委員会では、あなたと神尾さんと、ほかにだれか委員以外の人の出席はありましたか。

○証人（重野 淳君）

組合からは事務局長の佐原事務局長と、担当職員の本田が参加しておると思います。

○副委員長（柴田安宣君）

この中で、委員の共通意見として次の3項目が記載されておりますが、1つ、今までの実績を重視して選定してはどうかということ。2として、今回の施設を実証炉にはしたくないという意見で、そして、入札で業者の決定を行うという以上3点を共通意見として3項目を記載しておりますが、そのとおりですか。

○証人（重野 淳君）

はい、そのとおりです。

○副委員長（柴田安宣君）

それと、その流れの中で、5方式で選定してはどうかというふうなことで、それぞれの先端型の名前が出ておって、そしてガス化改質熔融炉方式もその先端型の炉の中に入っているようでございますけれども、このガス化改質熔融炉方式が、実績がなく実証炉に過ぎなかったのに、なぜこの5方式の中に加えられたのかは、わかりますかね。

○証人（重野 淳君）

先ほど委員構成で4名のお名前を言われたんですけれども、ほとんど処理施設をお持ちの所在地の首長なんです。それで、管理者である諫早市が外れ、多良見町はまだ施設が新しいから、最初から参画するかどうかわからないということがありましたので外れということで、高来町の町長よりも小長井の町長のほうが高来町にある処理施設について詳しいという、実際に動いておられるということで、そこは小長井の町長が入られたけど、すべて施設のある町長です。それで、自分の持っている、特に小浜などはダイオキシンの騒動がありましたので、そういう処理施設の運転状況、改良状況を踏まえた上でそれぞれの意見を述べられました。ただ、それぞれに認識が大分違いました。ストーカ炉は知っているけどほかは知らないとか。例えば小浜は、こ

の辺では余りない流動床炉という焼却炉です。そういうことがあって、1人1人の認識がばらばらでした。だから、5方式で選んだほうが、何方式で選んだほうが良いという意見がそれぞれ出たということです。結論ではございません。ですから、全部の中で一応得たのは、この上の斜線がかかっている最初に言われた3項目だけでございます。あとについては、これから、じゃ、意見をまとめて色んな機種を勉強して、機種についての勉強から始めようねというのが第1回です。

○副委員長（柴田安宣君）

その当時は、多分まだ実績というのは全く皆無な状態がガス化溶融炉ではあったんですけども、そこら辺についての考え方をどなたかお持ちであったんですか。

○証人（重野 淳君）

このメモを見ていただければわかるんですけども、この中で色んなタイプがあります。コンサルからいただいた表だと思うんですけど色んなタイプがあって、流動床炉プラス灰溶融方式というのが、大阪の能勢町とかダイオキシンの高数値を出したタイプの焼却炉です。その方式と、それから大牟田市で、こういうペレット状態にしてRDFという方式がありました。そういう方式があったけれども、消石灰が混ざると発熱するとかそういうRDF方式があって、それはとりあえずたくさんある方式の中で外そうという話が出ただけで、選んでいないんです、このときには。だから、たくさんある方式の中で、今、これは選ぶにふさわしくないよねというのだけまず削ろうと。そうやって削って勉強する、視点を狭めていこうというので第1回に出ただけで、5方式が残ったわけじゃないんです。残ったわけじゃないというか、削った形で残ったということです。選んだわけじゃないんです。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。

2回の委員会は東京ですから、あなたは出席されておられませんから外しますけど、第3回の機種選定小委員会が平成11年8月6日に諫早市役所で開催されておりますけれども、これについて伺います。

コンサルタントとの意見交換ということでございますけど、当時、出席されたコンサルタント会社は、どういう会社であって、役職並びに参加した人数はどれぐらいの数が参加されましたか。

○証人（重野 淳君）

コンサルタントは、ここから業務委託を出しておりました総合エンジニアリングでございます。多分、4名ほど参加していただいたと思います。野津氏、岡村氏、菊池氏、山口氏だったと思います。

役職は、この時点での役職。その後役職が動いたりしていますので、この時点での役職は覚えておりません。

○副委員長（柴田安宣君）

その会社の代表者も参加されとったですか。

○証人（重野 淳君）

代表者は来られていません。

○副委員長（柴田安宣君）

技術的な指導をされた人は、その名前はわかりますか。

○証人（重野 淳君）

野津氏、岡村氏、菊池氏です。

○副委員長（柴田安宣君）

確かに、平成11年当時、ここの組合と総合エンジニアリングが総額で7,350万円の委託契約を結んであるわけですから、多分その会社が指導をされて出席されたんだと思ったんですけども、まず2点として、千葉の川崎製鉄のガス化改質方式についての意見交換があったと思いますが、川崎製鉄のガス化についての意見交換の主な内容は、どういうことがあったんですかね。

○証人（重野 淳君）

コンサルから発言があったことは、今までごみ処理施設というのは、まずごみを燃やす、燃やした後に出たものを片づける。例えば、灰を溶かしてみたり灰を少なくしてみたり、それで悪い煙が出たら、煙に電気集塵機を付けてみたり、バグフィルターを付けてみたり、出たものに悪いものをどんどんどんどん、いいものというか、出たものを処理する。ですから、燃やすということからどんどん附帯する施設が増えて、どんどん大型化して、白い煙が出るようだったらそこにまたヒーターを付けて白煙防止装置をつけるとか、どんどんどんどんプラスアルファして、施設が大きくなってお金が掛るといのが今までのごみ処理の考え方でしたと。ただ、ガス化熔融全体ですけども、それを元から燃やすというところから考え直そうとしているのがガス化熔融ですよ。それで、ことにこのガス化改質というのは、ごみから資源以外何も出なくするという視点で造っている。最初から溶かすという視点で造っている。それで、なおかつ製鉄と同じようなシステムでできるようになっているから、そういうシステムでもしごみが処理できたら、ごみ処理の学問としては、ごみ処理工学を勉強する上では、すごくおもしろい機種というんですかね、画期的な機種であるというような発言がコンサルから出されたのには、ああ、ごみ処理を専門にやってきた人たちはそんなふう思うんだというふうに私が受け取りましたので、印象に残っております。

○副委員長（柴田安宣君）

そのほかの対比として、当然また新しい流動床炉式とかキルン式、それからシャフト炉溶融式という4方式が当然ガス化溶融にはありますけれども、その比較対象ということで、そういう諸々の機械機種と、これのガス化改質溶融炉方式との比較対照ということに論議はありましたか。

○証人（重野 淳君）

この時点では、比較対照というより、それぞれの機種をきちっと理解するためにこれはどうなんですよ、いいところも悪いところもひっくるめてこれはどうなんですよ。例えば、シャフト炉とおっしゃいましたけど、コークスベッドというコークスを一緒に入れるところは、当然コークスを入れるわけですからCO₂がたくさん出ますよと。それは社会問題的にいいんですかとか、キルン炉では風圧を作らなくちゃいけない。ごみを炭化する上で風圧を作らなくちゃいけないんで、その風圧を減圧する作業がきちっと密閉した形でできるかとか、流動床炉自体は、流動床が元々細かく砕かないと流動床には適さないんで、前処理がたくさん要りますとか、それぞれの問題点を述べて、それぞれの利点も述べられて、ごみの分類ごとの利点、欠点を整理したということです。ここで選ぶ作業は行っておりません。

○副委員長（柴田安宣君）

当時、実績を重視するというので、100t以上の稼働施設は8,022施設あると、その数字は出してありますけれども、その特色をまとめるとなっておりますが、その当時、3回の委員会の中で出されておる中で、公正取引委員会から排除勧告に絡む5社ということで、この5社についての排除勧告についての意見がその3回の会議録が出てありますけれども、その内容についての検討もされたのですか。

○証人（重野 淳君）

多分、東京の多摩市の処理施設だったと思いますけれども、ストーカ炉の大手5社が、公取委の排除勧告を受けております。その排除勧告に出ているという事実を皆さんで認識した上で、これについての取扱いはどうしたものかなという話は出ました。ただ、この時点で入札するわけでもありませんし、直接的にそれをどう対応するかという話には至っておりません。

○副委員長（柴田安宣君）

第4回機種選定小委員会が、11月5日に愛野町役場で開催されておりますが、この会議は愛野町のことから、重野証人は出席されたと思いますけれども、この中で、吉岡委員長がガス化改質方式の施設を視察してきたので報告とあります。だれがこの視察に参加されたのですか。

○証人（重野 淳君）

事務局からという意味ですか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○証人（重野 淳君）

はっきり覚えていません。だれか行ったと思うんですけども、どなたが行ったか覚えていません。私は行っていません。

○副委員長（柴田安宣君）

あなたは、この千葉市の方に視察されるということになってくれば、当時は11月ですから、千葉市の工場の竣工が多分9月だったと思うもので、その当時は新聞報道でもされたとおりの大勢の人が押しかけて研修に行っているという状況であったものですから、スケジュール等が簡単じゃなかったらと思うんですけども、これは、どのような形でこの組合はタッチされていたんですか。

○証人（重野 淳君）

最初に申しましたように、機種選定小委員会では、色々な機種を勉強しよう。それで、色々な機種を見て回ろうというのが主眼でした。そして、ほかの機種もずっと視察しておりますけれども、ガス化改質については、理論上のそういう話しかございませんでしたので、そういう施設ができたんならだれか見に行ったほうが良いなという論議はありました。そして、委員皆さんの日程を合わせてというのは、先ほどおっしゃられたように難しいので、とりあえず委員長だけ見に行っていたかどうかという話になったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

とすれば、この視察がこの環境組合の中に視察研修の記載はされていないんですけども、今、言われたとおりにいけば、吉岡委員長の単独か、もしくはそのついでに行かれたんだろうと思うんですけども、管理者からのお願いをされて行かれたというふうに理解していいですか。

○証人（重野 淳君）

はっきり管理者とつながってはいないと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

というのは、その前に、佐原事務局長、それから神尾さんが、そのガス化改質以外の炉を4日にわたって研修されているんですよ。1つだけこれ残ったということがあって、そういうことでだれか行ってという指示があっただけなのかなというふうに解釈してみたものですから、確認をしたわけでございます。

この報告の中で、いきなり見てこられてから、同じ委員長報告として「実証施設だが1日300t焼却できる施設であると。実証実験後も、処理施設

として稼働するというところで選考の対象にしていいのではないかとありますが、事務局のあなたにも相談があってこの発言があったんですか。

○証人（重野 淳君）

事前に相談という形ではなかったと思います。実際見られた感想の中でそういうふうにおっしゃられたんだと思います。ただ、当時の実証炉というのは、30tが普通ですから、30tの焼却炉から300t、数字だけ見ると10倍に増えたぐらいですけれども、施設の大きさが全然違いますので、300tの実証炉ができ、実証運転の後には、そのまま処理施設として稼働するという事は、ある意味衝撃的な問題でした。うちの対象としては、1炉100tを基準にしていたので、それを超える実証炉、その時点では実証炉ですけれども、その後そういう形で稼働するのであれば、吉岡副管理者がおっしゃられるのは、ああ、なるほどなというふうに感じた記憶がございます。

○副委員長（柴田安宣君）

その当時の川崎製鉄のデモ機、実証炉は、ごみを千葉市から引受けて15,000tの焼却をやってから、あと一廃から産廃に変わっていったという流れがあるんですけれども、当時は、デモ機に対して発電機がセットされていたのかどうか気になるものですから、そういうことについての発電力とか、自家施設の消費電力ということの数字まで、吉岡委員長は報告の中でありましたか。

○証人（重野 淳君）

まず、デモ機ではないです。実証炉です。

○副委員長（柴田安宣君）

実証炉です。

○証人（重野 淳君）

デモ機で、コピーのデモ機とか農機具のデモ機とかそういうのと勘違いされたら困りますから、デモ機ではなくて実証炉として300tの炉を造られています。川崎製鉄の広い工場の中の一画に造っていますので、電気とか、それから用水、水ですね。そういったものは工場の中のものを使っています。その炉自体の機能を実証実験で評価していただくというための炉ですから、そういうのは、附帯施設はその後見に行ったときにもついておりませんでした。当時もついていなかったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

大変失礼したんですけれども、ただ、僕らがこの資料の全部の中に、川崎製鉄が実証炉を造って、その発電をするためにデモの機械を入れたところの中であったんです。発電機だけがデモ機なんだということで、それを実証試験したデータがあるという数字が出ったものですから、デモ機という名前を

使ったんですが、発電を半年間やってから止めたのか、行かれたときにあったのかどうかを確認したかったわけです。川崎製鉄から出された文献の中で、そういう名前のやつが発電力の実証試験をしたということの記載が載っておったものですから、そのときあったかどうか、その話を聞いたかどうかを確認したわけです。今、現在の機械は入っていません。それは、私たちも研修に行って確認をしているわけですから、当時あったかどうかを確認したわけです。まあ、それだったらそれでいいです。

ただ、吉岡委員長が行かれる前に、どなたかこの組合の関係者が先に行った人はおられなかったですか。

○証人（重野 淳君）

行ってないと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

その後は。

○証人（重野 淳君）

すみません、先ほどの発電が実証したという資料があれば見せていただけますか。

○副委員長（柴田安宣君）

デモ機でやったとあるんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

書記、資料の提示をお願いします。J F Eから提出されたJ F E技報です。
(証人へJ F E技報を提示)

○委員長（西口雪夫君）

この資料は、J F Eのほうからこちらの委員会に出された資料でございます。
1.5 MWのガス発電を設置されてデモをされていると記載されております。
よろしいでしょうか。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、質問を続けてください。

○副委員長（柴田安宣君）

それを基に僕らも検証に行ったんですけれども、現在は入っていないと。ですから、吉岡委員長が貴重な時間に行かれたんですから、これを確認されて報告をされたのかなと思ったものだから聞いたわけで。そこに書いてあるでしょう。

○証人（重野 淳君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

そして、それもデモ機と書いてあるでしょう。

○証人（重野 淳君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

そういうことです。その後、自前で行くとか個人的に行こうという組合からその工場に行った人はいたのかという記憶はどうですか。

○証人（重野 淳君）

組合の視察研修で行きました。個人的にはだれも行っていないと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

委員長が行かれた視察は、川崎製鉄の千葉工場の完成が平成11年9月の予定に合わせた計画だと思えるんですけども、そのとおりというふうに理解しとっていいですか。9月に完成しとるわけですね。そして、11月に、何月かわかりませんが、報告が11月5日にあるものですから、動いて2カ月ぐらいのときに行かれて研修をされてからの報告というふうに理解していいですかと聞いたんです。

○委員長（西口雪夫君）

質問者にお願いしますけど、自分の自らの認識や主張を述べなくて、質問をお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

では、第5回機種選定小委員会のことでお尋ねをいたします。

○委員長（西口雪夫君）

書記、ここで資料の提示をお願いします。甲36号証の5、1ページ。各社見積設計内容比較一覧表の提示をお願いします。

（証人へ甲第36号証の5、1ページを提示）

○副委員長（柴田安宣君）

このヒアリングのときにこの資料を出されておりますが、これは各社から取り寄せた数字に基づいたヒアリングがあったと思っているんですけども、このメーカーヒアリングは、何の目的で行われたんですか。

○証人（重野 淳君）

先ほども申しましたように、機種をもうちょっと学習して、機種の状況を理解しようと。実際パンフレットで出しているのと、実際こちら側に据えた場合にはどうなるのかというのを各社から仕様をいただいた。それで説明をいただいた。それがヒアリングでございます。

○副委員長（柴田安宣君）

それは、各社からの資料に基づいて、そこに出ている合計9社ですけれども、その9社もこのヒアリングに出席されましたか。

○証人（重野 淳君）

はい。ヒアリングを個別に行っておりますので、それぞれ来ていただいております。お話を聞いたということです。

○副委員長（柴田安宣君）

その9社を全部された、それ以外はいなかったですか。

○証人（重野 淳君）

今の質問ちょっとわかりませんが。

○副委員長（柴田安宣君）

じゃ、いいです。この取りまとめ自体は、どなたがされたんですか。

○証人（重野 淳君）

担当の神尾氏が行ったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

当然、このヒアリングの立会いには、神尾さんだけでなくあなたも、もしくは事務局長も参加されたと思うんですけれども、そういうことで理解していいですか。

○証人（重野 淳君）

私は、多分ほとんどに参加していると思います。事務局長は幾つかしか参加していないと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

それで、取りまとめは神尾さんということですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

あなたは、どういう立場だったんですか。

○証人（重野 淳君）

彼が係長で、私が課長でしたので、彼が取りまとめたものが私のところに上がってくるという形になっております。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

質問の内容の中で、ごみ処理経費、消費電力、維持補修費などの項目をコンサルタントに提案してもらい事務局で決定したとありますが、このコンサルの提案資料に基づいて事務局がコンサルの内容を決定したということで理

解していいですかね。

○証人（重野 淳君）

ごめんなさい、今、言ったこともう一度言っていていいですか。

○副委員長（柴田安宣君）

コンサルに委託をされるときに、どういうことを聞こうかということに対してコンサルに提案してもらって、事務局でこの内容を決定したというふう
に書いてあるんですけれども、そういうことで理解していいですか。

○証人（重野 淳君）

私たちもこういう機種を比較する物差しを持ちませんでしたので、コンサルに
どういふところを質問して、どういふ比較をしていったらいいですかとい
う意味でコンサルにお尋ねして、この表をまとめ上げたということです。

○副委員長（柴田安宣君）

ヒアリングに各メーカーから出されたデータは、信用性があるからこそ成り
立つものであると思うんですけれども、100%信用しないと比較対照も
できないと思いますけれども、そのとおりということで理解していいですか。

○証人（重野 淳君）

そのとおりです。それで、その裏づけとして各施設にお伺いして施設を
研修させていただいて、実際、ランニングコストはお幾らですかという質問
をさせていただいたりして、これの裏をとって、全部項目を挙げた中で、こ
れから絞り込みをしようという段階のヒアリングでございます。

○副委員長（柴田安宣君）

このヒアリングの中に、コンサルタント会社も出席しておりましたか。

○証人（重野 淳君）

はっきり覚えていません。

○副委員長（柴田安宣君）

川崎製鉄のサーモセレクト方式についてのヒアリングがされたと思います
けれども、川崎製鉄の出席者の氏名と役職と、そういうことの覚えている範
囲内だけでいいんですけれども、出席された人たちの名前を覚えている範囲内
でも出していただければと思うんですけど。

○証人（重野 淳君）

覚えていません。

○副委員長（柴田安宣君）

出席はされたですか。

○証人（重野 淳君）

ヒアリングをしていますので、出席されたと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

何名ぐらいだったか。

○証人（重野 淳君）

わかりません。

○副委員長（柴田安宣君）

何回ぐらい行いましたか。

○証人（重野 淳君）

メーカーによって不十分なところは何回も来ていただいて説明を受けましたし、1回で聞き取りが十分にできたところは1回で終わっています。

○副委員長（柴田安宣君）

川崎製鉄は何回だったか。

○証人（重野 淳君）

覚えていません。

○副委員長（柴田安宣君）

このヒアリングの結果の、各社見積設計内容一覧表というものがありますけれども、この取りまとめはどなたがされましたか。

○証人（重野 淳君）

どれでしょうか。

○副委員長（柴田安宣君）

資料の一番上に名前がありますよね。このA3版のものです。

○証人（重野 淳君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

この取りまとめですね。これは、こういう形でヒアリングのときにメーカーに確認して出された資料に基づいて出した数字がここということですか。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○副委員長（柴田安宣君）

で、これを基にヒアリングを実施したと。

○証人（重野 淳君）

いえいえ、違います。ヒアリングを基に、ヒアリングしたのをまとめ上げてこの表にしたと。

○副委員長（柴田安宣君）

この取りまとめも。

○証人（重野 淳君）

神尾氏がしております。

○副委員長（柴田安宣君）

そして、あなたも確認をしたわけですね。

○証人（重野 淳君）

はい、確認しました。

○副委員長（柴田安宣君）

その中でいきますと、川崎製鉄とかこの新日本製鐵が、ガス化溶融炉のほうが発電にしても消費電力にしても優れているというふうな数字が出ておりますけれども、こういう中で最終的な取りまとめということが出ておって、その数字が委員長報告の中で後から出てくるわけですけども、この中でもう1つ聞きたいのが、川崎製鉄のデータでいきますと、ここにありますように自分の発電する能力が2, 679kwhと。自分の施設が消費するのが2, 080kwhとあります。差引き約600kwhの売っていい電力が出てくるという数字になるわけですけども、ここら辺の確認はされたと思うんですけども、確認されておりましたか。

○証人（重野 淳君）

確認というのはあれですが、数字は、先ほど言いましたようにストーカ炉プラス灰溶融炉というのは、ストーカのほうで出た熱でタービンを回して発電します。その発電で、また常温まで下がった灰を1, 200、1, 300℃まで上げて溶かす。そこでまた常温から1, 200、1, 300℃までのエネルギーを別個に使う。電気溶融すれば電気を使うわけですし、そこでエネルギーを使えば助燃がかかるわけです。それから比べたら一遍に溶かす川崎製鉄とか、それからコークスを入れて温度を上げる新日鐵は売電が多いんだなとそういう認識がございました。

○副委員長（柴田安宣君）

僕らもこの数字を見ており、研鑽をしたことがあるんですけども、後々のこの2社と5社、7社を比較してガス化改質溶融炉方式に流れていったという形を理解はしているんです。このストーカ炉の7社の数値を出しておりますし、2社の数値も出て、数字的に私も研鑽をしたことがあるんですけども、確かに言われるとおり2社のほうが経費も安いし発電力も高いというふうなことは理解をしております。ただ、後でまた改めて聞きます。

同じ炉で、年間維持補修費、9社の中で川崎製鉄が維持補修費には一番高い数字が出ておりますから、このヒアリングのときに、川崎製鉄からこの数字はどのような説明を受けたんですか。

○証人（重野 淳君）

やはり炉の温度が高いものですから、炉の補修費が高い。例えば、鉄の溶鉱炉であれば半年に一遍は炉の総替えに近いような手当てが必要ですよというふうな話を聞いて、ああそうなんだというふうに単純に受け取りました。

○委員長（西口雪夫君）

書記、ここで資料の提示をお願いします。甲36号証5、6ページ。わかりますか証人、今、6ページ。ちょっと示してください。見積設計当初ヒアリング（2）です。

（証人へ甲第36号証5、6ページを提示）

○委員長（西口雪夫君）

よろしいでしょうか。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

質問をお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

この中で、川崎製鉄の下のほうで、これは2炉の提案という言葉の中ではあるんですけども、年間稼働日数330日、計画からいけば120%の処理率が可能である。これでその330日を300tで掛けていきますと、99,000tの処理能力が発揮できるというふうで、単純にこうはいかんとするんですけども、そういうことが出されております。

それと、この敷地及びこの計画全体の降水の利用も考えることが可能であると。そして、降水の処理も簡単でできる、使っていいということもありますし、汚泥、粗大ごみ、残渣（15%混入）の処理についても、実証プラントで処理実績があるという、汚泥の処理もある程度できるし、雨水、降水の水も利用できるというふうなヒアリングの中で出されておりますけれども、こういう能力のある炉というふうなことで解釈したと思うんですけども、ここら辺はどういうふうに解釈されとったですか。研鑽、確認されましたか。

○証人（重野 淳君）

処理率120%ということなんですが、これはどういうふうにとられているかわかりませんが、普通280日が基準点、日になります。それに対して法定点検の枠組が違いますので、そうなってくると1年365日のうち330日は運転できますよと。そうすると、280日より330日のほうが120%稼働やろうと思ったら稼働できる期間がありますよという意味ですね。それについてはいいですよ。100tが120t燃えますよということじゃないです。

それから、雨水については、水が必要だというのがこのサーモセレクト方式の1つのネックでしたので、雨水で利用できるように、ここの処理施設の中に雨水処理タンク、雨水処理タンクというか、雨水集水タンクを造っております。工場等の屋根に降った水は、工場用水として使えるような雨水集水

タンクは持ち合わせております。

○副委員長（柴田安宣君）

持ち合わせて。

○証人（重野 淳君）

持っております、ここの施設で。

○副委員長（柴田安宣君）

それも使っているの。

○証人（重野 淳君）

それは知りません、運転のときには私はもうおりませんから。

○委員長（西口雪夫君）

書記、提示をお願いします。甲36号証の5、9ページ。

（証人へ甲第36号証の5、9ページを提示）

○委員長（西口雪夫君）

わかりますかね、証人。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

調査結果総括表の3の3を見ていただきたいと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

ここで3の3の中で、このガス化溶融シャフト炉ということと、ストーカ炉、それとガス化改質ということで挙がっております。数字的に確認をしたいところがあるんですけども、この中で、3炉運転の場合の電力ですね。発電力が4,019kwhと。2炉運転の場合に、2,679kwhと。それと、1炉運転の場合に、1,339kwhと。これでいきますと、高負荷時の発電力は、最も低いが比べた場合ですね。低負荷時の発電力は最も高く、負荷変動特性に優れているということで、この3つの炉を比較した場合に、この7社のトータルと比較した場合にこういう数値が出ておりますけれども、この川崎製鉄の炉は、自家消費電力がたしか2,080kwhだと思っておりますから、それから3炉運転した場合は売電をしてもいいというふうな数字と解釈をするんですが、ここら辺の数字のことについて、そのときの話の中ではどういうヒアリングがされたんですか。こういうことは、聞き取り調査のときに、そのまま出されたと思うんですよね。この……。

○委員長（西口雪夫君）

今の質問は、総括表の3の3項で。

○証人（重野 淳君）

はい。多分、この前に質問された部分の資料をまとめ上げてこの調査結果

総括表を作っていると思います。ですから、これだけでヒアリングをしたわけではない。

○副委員長（柴田安宣君）

失礼、言葉がわかれば。言いにくかったですけれども。ただ、私もまず聞かんといかんのは、その総括表自体が、だれがまとめたのかということ聞きかかったんですけれども、この総括表は、どなたがまとめられたんですか。

○証人（重野 淳君）

神尾氏がまとめていると思います。

○副委員長（柴田安宣君）

この総括表の中でいきますと、この用役費が3億1,365万円ということで、この川崎ガス化のほうは3億1,300万円ということでありましてけれども、先ほどから指摘しとったとおり、この年間維持補修費、これがいけば、これは10年間の平均ですから、1年でいきますとやはり2億4,000万円余りの金が掛るということで、この炉の中では、この9社の中で一番高い維持費だということであるわけです。ただし、そのかわり炉を造る場合、一番安いコストでできているというのがこの数字です。ただ、この中で一番気になるのが、運転要員が確か31名以内ということで考えておられたんですけれども、この川崎が出されているこの24人という数字ということは、非常に少ない人数でやる気がするんですけれども、これで運転可能かどうかは、元的人数は出ておりませんが、確認されましたか。

○証人（重野 淳君）

口頭で確認しております。

○副委員長（柴田安宣君）

現状は、今、相当人間が入ってやっておられます。わかりました。

そして、この売電もできるぐらいの調査結果総括表の中では、非常に3炉運転した場合に、高額な2,000kwhぐらいの売電ができるぐらいの数字になると思うんですけれども、その検証はされたことはあるんですか。この前のヒアリングのときの数字は、2炉運転のときの数字なんです。これは3炉運転ですから、数字が違って来るわけですから、3炉運転の場合のそういう確認をされたんですか。

○証人（重野 淳君）

メーカーに確認という意味ですか。

○副委員長（柴田安宣君）

そうです。

○証人（重野 淳君）

はい。メーカーに確認して、こっちで作った数字は1つも出していません。

○副委員長（柴田安宣君）

これがそのとおりだと。

○証人（重野 淳君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

そして、この建設コストの安いのが、比較して200億円と187億円と、平均がこれだけで216億円という数字が出ておりますけれども、この安くてできるということは非常に魅力に思うんですけれども、その当時、どういう考えでおられましたか。

○証人（重野 淳君）

1つの参考として、建設費はこの時点では頭の隅に入れている。なぜかという、今、ここで組合としてやりたいのは、整備計画書を提出する上での機種をどう絞るかというのがまず主眼でした。そして、その後に入札するメーカーをどう選ぶか。そういう過程を踏んでいく段階ですから、この時点でどこか1社に決めようという話は全然ございません。あくまでも入札できるための会社数を残すにはどうしたらいいかという考えでしたので、この時点で建設費はどうせ入札すれば変わるという頭がございましたので、大きくとらえておりません。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。

ただ、気になるのが、ここ今、2社ですね。コークスベッド方式の新日鐵と、それからガス化改質熔融方式の川崎製鉄、それ以外に流動床炉方式というのは、もう既に認知された流動床プラスガス化熔融炉方式というのが、既にこの当時より4年ぐらい前に、ガス化熔融炉の中では一番早いのが新日鐵であって、その次に、この荏原の流動床というものがあるようなんですけれども、これは、何でガス化熔融炉方式には流動床方式もあれば、シャフト方式もあるんですよね。ガス化改質熔融炉方式、それともう1つキルン方式とあるでしょう。

○証人（重野 淳君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

何でここでは2つだけをして、あと2つを対象として数字を出していないのかと。というのは、後で聞きますけれども、この2つを足して2で割ってガス化熔融炉方式はこれぐらい有利なんですよという数字が出てくるわけです。ですから、基礎になるデータをとろうとするなら、そのあと2社の2方

式の数字も取り寄せて、このメーカーが参加しております、そのメーカーが。それはシャフト方式で取り寄せたメーカーという形であるんですけども、同じメーカーがキルンも流動床もやっているんですね。だから、参考としては取り寄せることができるわけですけども、何でそれを出してこなかったのかなと思うんですけど、そこら辺はわかりますかね。

○証人（重野 淳君）

話をきちっと整理してさせていただきますと、第8回のこの会議録のところに書いてあるんですけど、最初4回の時点では、ストーカ炉プラス灰溶融方式、先ほど流動床を、ガス化溶融の流動床とガス化溶融じゃない、流動床プラス灰溶融方式をごっちゃに発言されましたけれども、流動床プラス灰溶融方式というのは、最初からダイオキシン数値が高かった焼却炉が流動床がほとんどだったということでそれは外しています。いいですよね。ガス化溶融のほうの流動床じゃなくて、流動床プラス灰溶融方式ですよね。だから、それをごっちゃで発言されているから多分混乱しているんだと思います。そして、最初の時点でこの8の一番上に書いてあるように、1、2、3、4、5、6、7、8に三菱重工を入れて9をこの中で、この条件で選んだと第8回のところに書いてありますよね。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○証人（重野 淳君）

それで、これだけで、まずこれの中身を調べましょうと。ここを選定したわけでもないんです。この中身やら運転実績を調べていきましょうと。そして、第7回の事項、この後でしょうけれども、それでこの4社を選定したと。そして、その後協議の中で増やしたという、前うしろの話、委員会の中ではずっと順序を経てきているんですけど、今、柴田副委員長がおっしゃられたのは、前うしろの発言がごっちゃになって。ですから、この時点では、あくまでもまだ一番上の部分ですから、そこは対象になっていませんということです。

○副委員長（柴田安宣君）

ここで、最後のほうで、同じメーカー8社の中で最終的に6社に絞られたんですけども、その中では、ガス化溶融炉方式ということでこのシャフト炉、新日鐵。ガス化改質式、川崎製鉄。流動床で荏原。キルンでタクマという形で選定されて出てくるわけですから、だからこの4種類のやつを一緒にこの中で算定をすればよかったんじゃないかというふうなことで聞いたわけなんです。

○証人（重野 淳君）

だから、これはあくまでも、4回までの論議の中で100t以上の処理能力をもつ焼却施設と熔融施設の実績があるメーカーですね。それから、直接熔融炉で100t以上の実績が既にあること。ガス化改質式、この4回の右側に選考基準が書いてありますよね。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○証人（重野 淳君）

ここで選ばれたところだけを絞っていこうという作業で進めたところなんです。それで、後で整備計画書を提出する段階で色々な条件がついたので、それではということでさかのぼって選定が行われたと。この時点では、1回から4回までの論議の中で選考基準という右側の網のかかった部分が選考基準となって、この時点ではこういう調査までしてきたんですよということです。

○委員長（西口雪夫君）

委員会の途中でございますけど、ここで5分間休憩に入ります。開始を10分にいたします。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に続き委員会を再開いたします。

なお、委員長からお願い申し上げます。

質問をもう少し簡潔にお願い申し上げます。また、証人のほうもお答えをもう少し簡潔にお願い申し上げます。

それでは、質問をお願い申し上げます。

○副委員長（柴田安宣君）

引き続き質問させていただきます。

平成12年10月10日に諫早のほうで開催された第6回機種選定小委員会についてお尋ねします。

確認事項として提示、機種選定小委員会の答申を受け、最終的に管理者が決定するという事になっておりますが、そのとおりでございますかね。

○証人（重野 淳君）

そのとおりです。

○副委員長（柴田安宣君）

方式、機種、両方についても同じですか。

○証人（重野 淳君）

方式、機種。

○副委員長（柴田安宣君）

結局、最初、流れとしてはガス化、ストーカ炉方式と、機種はまだこのときに決定していないんですよね。最終的な決定は9回の委員会のときするものですから、ストーカ炉方式とガス化溶融炉方式の4方式の中で積算してきている状況ですから、最終的な結論は、1方式になったのは7回からです。だから、その方式というのはそういう入れ方をしたんですけれども、とにかくその決定も管理者であったのかどうかなんですよ。

○証人（重野 淳君）

方式決定はしておりますけど、機種決定はしていませんよね。最後までしていませんよね。

○副委員長（柴田安宣君）

機種、そうですね、方式だけですね。

○証人（重野 淳君）

色んな機種で、ガス化溶融で入札していますので、ですから1方式、その方式を決めることについて、だから、機種選定小委員会で決めることは機種選定小委員会で決めてくださいと。管理者が口を挟みませんというのが吉次管理者の立場でられました。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。

次に、グランドパレスで7回が開かれております。このときに管理者は出席しておられますが、この会議でストーカ炉プラス灰溶融方式と、先ほど言いますように熱分解ガス化溶融炉方式が比較検討され、今回の整備計画書提出については、熱分解ガス化溶融炉方式に、方式が決定されたとありますが、このときの会議で方式が決定されたというふうにして理解してよろしいですかね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

ここで資料の提出をお願い申し上げます。

甲第36号証の7、県央県南広域環境組合運転経費比較表の提示をお願いいたします。

（証人へ甲第36号証の7を提示）

○委員長（西口雪夫君）

よろしいでしょうか。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

質問をお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

ここの中で非常に最終的な判断材料になる数字が出ておりますけれども、これを見て、下のほうにあります川崎製鉄から新日本製鐵の9社のごみ1トン当たりの数字が出ております。この9社の中で一番安いのが川崎製鐵のトン当たり7,148円でできると。それから新日鐵が9,450円というふうなことで、8,000円台がずらっと並んで9,000円台、高いのは1万3,000円という数字が出ておりますけれども、この一番飛び抜けて安い川崎製鐵の経費についての中身の精査はされたんですかね。

○証人（重野 淳君）

基本的に、メーカーにこちらの条件を提示して、メーカーが出した数字を信じてまとめ上げています。おかしい部分だけ、ここはおかしくないですかという確認は行っておりますけれども、基本的には向こうの数字を疑って物事を進めておりません、この時点では。

○副委員長（柴田安宣君）

基礎になる数値は、あなたの言われたとおり各社から取り寄せた数値を積算して、足して表を作られたと思うんですけれども、これの取りまとめはどなたがされたんですかね。

○証人（重野 淳君）

途中まで神尾氏がしておりまして、その後は私がしております。最終的には私がしております。

○副委員長（柴田安宣君）

最終的に。

○証人（重野 淳君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

次の資料でいいですか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

書記、ここで甲第44号証、超過経費計算書の提示をお願いします。

（証人へ甲第44号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

はい、質問をお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

今、出された数字の中で、トン当たり処理経費が7, 148円の数字が出ておりますよね。川崎製鉄がトン当たり7, 148円できますという数値が出ております。で、各社のこれを全部寄せて応札条件を作られたと思うんですけども、この数値と今、出されております超過経費計算書の数値が相当の違いがあります。当初覚書でおります応札時の提示額が、ごみ処理の100t当たりの経費が、年間経費として覚書で出ておるのが、一切の用役費から人件費、それから最終処分経費とか維持補修費を含めた年間が6億1, 585万4, 400円という数字なんですけれども、実績として出ておるのが17年度でそれを超える数字がここで出ております。11億4, 000万円、それから18年度で11億7, 000万円、それから19年度で12億7, 000万円と、倍率でいきますと17年度で1.85倍、18年度で1.91倍、19年度で2倍を越す数字が現実には出ておるわけなんですけれども、当初の計画からいきますと、はるかに超える単価が出ておることからこれの比較をしてみますと、当時出された数字と現状の違いということについて、この数字の違いについてあなたはどうか考えられますか。

○証人（重野 淳君）

甲第44号証での当初覚書との違い、まだ機種選定とは外れるんですけども、この違いが裁判になっているんじゃないですか。

○副委員長（柴田安宣君）

そうです。

○証人（重野 淳君）

だから、この違いが裁判になっているので、当然覚書は守っていただくのが組合のスタンスだと思っております。それから、こちらの場合は、処理する機械自体を造るのに幾ら掛るかという各社の比較ですから、当然こちらとはまた比較するまな板が違っている。こちらはこちらで平等なまな板の上で比較検討の資料として作っている、甲第44号証のほうは運転のため最初に出した条件と実績が今、言われた数字になっている。その違いが裁判になっている、そういうふうに認識しております。

○副委員長（柴田安宣君）

川崎製鉄から出された内訳書から見ても、もっと差が出てくるわけなんですけれども、それはまあいいです。

あなたが言われたとおり、この数値から裁判になったわけなんですけれども、8回目のことで聞きますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

ここで資料の提示をお願いします。

甲第36号証の8の最後のページとその前ですね。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

平成10年8月26日の環境新聞と福岡大学教授の花嶋正孝氏の記事をお願いします。

（証人へ甲第36号証の8を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

こういうことで、当時の小委員会によりますと、ここにありますドイツのシーメンス社の熱分解高温溶融炉のガス漏れの事故を紹介している新聞、それから福岡大学教授の花嶋正孝さんが指摘されている雑誌の切り抜きのようなものがありますが、この2つをなぜ委員会の資料として提出されたんですか。

○証人（重野 淳君）

詳細は記憶しておりませんが、情報として委員の皆さんにはご提供するのが道理だと思いましたので、わかっている範囲の情報という形で差し上げました。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。

これでいきますと、この爆発をしたと、ガス漏れを起こしたということで、豊橋市の市議会は承認を延期されていると。それから、八女西部広域事務組合は運転的なトラブルとかいうのを調査しようということで、計画者あたりと再度継続調査をされて、完成時期が1年ぐらいずれた記録があるんですけども、このようなことでガス化炉というのはやっぱり危険性があるということは認識をされた上で、委員会に報告をしながら選定に臨んだということで理解しておっていいですかね。

○証人（重野 淳君）

はい。それぞれに問題があるという、先ほど最初に言いましたように、どのガス化溶融炉に対しても利点、欠点がありますということで、これもご提示したと思います。

○委員長（西口雪夫君）

すみません、委員長からここで質問します。

このことについて事務局のあなたは管理者に報告されましたか、この記事の件に関しまして。

○証人（重野 淳君）

私としてではないですけども、事務局長がこの記事を管理者のほうには届けていると思います。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。
お願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

14年の8月12日に第9回機種選定小委員会が諫早のグランドパレスで行われておりますけれども、この委員会に管理者が出席されておりますが、どのような発言がありましたか、わかりますか。

○証人（重野 淳君）

先ほども申しましたように、管理者は機種選定小委員会で決めていただくことはきちっと機種選定小委員会で決めてくださいと。それで、その内容を尊重しますと。入札については自分が執行するので、業者を決めたり、その前の作業はそちらの委員会でしてください。同じ人間が両方に携わるとよくないという発言をされておりました。

○副委員長（柴田安宣君）

その会議の中で、指名審査委員会は機種選定小委員会がそのまま移行するということが決定されております。実際は小委員会プラス2名で構成されて指名審査委員会がされたんですけども、その経緯について説明いただければと思うんですけども。

○証人（重野 淳君）

機種選定小委員会の4名で業者選定までするのは余りにも数が少な過ぎるだろうと。17人首長がいる中で、4人では余りにも少な過ぎるだろうという意見がございましたのと、それから用地のほうがもうほぼ業務が済んでおりましたので、用地選定委員会の委員長をされて、なおかつ処理施設を持っているところも含みまして、愛野町長と千々石町長の2人に入っていて指名審査委員会にしようという形になったと記憶しております。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。

この指名審査委員会では、先ほどちょっと触れました指名審査委員会の会議の中では、談合疑惑で排除勧告が出た関係5社、日本鋼管、日立造船、タクマ、川崎重工、三菱重工についての協議は、この排除勧告の協議はされたことがありますか。されたんですかね。

○証人（重野 淳君）

先ほどの排除勧告が平成11年だったと思います。そして、入札の時点はもう平成14年ですから、排除勧告のそれについては論議していないと思

ます。

○副委員長（柴田安宣君）

していない。

○証人（重野 淳君）

はい。過去にはありましたけれども、現在は解除されていると。

○副委員長（柴田安宣君）

それで、一応その委員会でこういう形でストーカ炉プラスガス化溶解方式の比較が終わり、最後のほうで吉岡委員長が、平成14年の8月12日に諫早で開かれました組合議会の第2回組合議会において、この全員協議会で委員長が決定をした報告がされております。これは、あなたに出されている数字と一緒に思うんですけれども。

○委員長（西口雪夫君）

すみません、書記、資料の提出をお願いします。

甲第38号証、ページ4、平成14年8月12日組合議会全員協議会議事録の提示をお願いします。

（証人へ甲第38号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

はい、質問してください。

○副委員長（柴田安宣君）

これによりますと、委員長が報告することでは試算をしてよりますとということの前置きがあるんですけれども、ストーカ炉プラス灰溶解方式と熱分解ガス化溶解炉方式と比較してみますと、建設費で約95%、運転経費で80%、合計で約9.1%というふうに安くなっておりますと。金額にしますと、建設費で約17億円、年間運転経費で約1億円の差となり、1年間の平均では年間2億円程度、熱分解ガス化溶解炉方式が安くなるという数字が出ておりますと。ダイオキシンにしても、ストーカ炉のほうが1g当たり1.393 μ g、熱分解ガス化溶解炉方式が0.174 μ gということで8分の1の圧倒的に低い値になっておりますと。

また、電力においても云々という形でここに出ております。ストーカ炉の発電力、消費電力、ガス化方式の発電力、消費電力というふうなことで、これでまとめてみますと、建設費でガス化溶解炉方式が17億円安いと。これと運転経費が1年で約1億円、運転電力が発電力で、2つ合わせてのことですけれども、発電力は3,040kw、それから消費電力で2,070kw、その差が970kwhということで、ダイオキシンも物凄い、低い値になっているというふうなことで、ガス化溶解炉方式のほうに総合的に判断して選定をしたという委員長報告がありますけれども、そのとおりだと思うんです

けれども、いかがですか。

○証人（重野 淳君）

そのとおりだというのは、その発言したことがですか。

○副委員長（柴田安宣君）

いや、この中身、この数字の中身が議会で報告されているんですよ。

○証人（重野 淳君）

そのとおりです。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

で、もう1回確認をしますけれども、こういうすばらしい炉であるんですけれども、あなたが、今、手元にあります一覧表、見積一覧表を出していただきたいんですけれども。

○委員長（西口雪夫君）

見積一覧表で。

○副委員長（柴田安宣君）

あったでしょう。何ですか。

○委員長（西口雪夫君）

見積一覧表ですか。

○副委員長（柴田安宣君）

そうそう、甲第36号証の5、ページ1から、これです。各社見積設計内容比較一覧表、設計概要書ですけれども、私がこれと先ほど来の質問した総括表とか、それをここでこれを基に積算してみたんです。そしたら、ここで言われている数字ですね。建設コストにしても、発電力にしても、ダイオキシンにしても、ここで出されている、今、ガス化熔融炉のほうが有利な数字が出された数字がここにある、「間違いない」と言われたでしょう。これをこの7社を比較して積算してみたんです。そうしていきますと、確かに、委員長が言われるとおり、ガス化方式の7社よりこの2社の平均が80%安くなっています。そして、電力にしても確かに安い数字になっております。それから、発電力にしてもそのとおりです。2つ足して2で割っている数字と全く同じ数字になっているというふうなことで、数字はもう言いませんけれども。

○委員長（西口雪夫君）

副委員長、もう少し質問を簡潔にお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

ここで7社を比較してみたんです、ここに出ている数字で。ここの答えをどういう形で出されたのかという委員長報告の数字の裏をとろうと思って調

べてみたのがここにあったんですよ。この各社見積一覧表のこれを7社足して7つで割り、2社足して2で割るという数字がここに出てきているんです。とすれば、私がさっきから言うように、何でガス化溶融炉方式の中で流動床とか、キルンとか。

○委員長（西口雪夫君）

副委員長、先ほどそのお答えはいただきましたので、ほかの質問に移ってください。お願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

いや、2社入れていけばまた違った数字になるのではなかろうかということが1つと、それからこの2人、この比較検討をしたところの数字の中で、人間が24人对30数名ということで比較していけば、1人当たりの人間が年間700万円ぐらい見積もりをしますから、10人低くすれば当然7,000万円の差が出てくるわけです。だから、やりようじゃどんな数字でも出てくる可能性があるものだったものですから、2社より4社選んで、4社のデータをよって7社対4社の比較をしたほうが、より正確で公平な数字が出るのではなかったろうかというふうなことで私は思ったものですから、そういうことはできなかったのかなということで、事情があったんだろうと思うんですけども、この流れ方を見ますとどうも気になるところがあったんです。

○委員長（西口雪夫君）

副委員長、思いじゃなくて質問をしてください。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。そういうことで比較したので、7対7、7足して7で割ったこと、それから2社足して2で割った数字がこの数字だということは、あなた、まとめた人間としてわかっておったでしょう。この報告書をだれがまとめたんですか。

○証人（重野 淳君）

事務局でまとめました。

○委員長（西口雪夫君）

この質問は、この報告書はだれがまとめたかでもいいですね。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○証人（重野 淳君）

事務局でまとめました。

○副委員長（柴田安宣君）

で、どなたがまとめたか、わかりますか。

○証人（重野 淳君）

事務局全員で作業の中でまとめました。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。

大変長くなったんですけど、なら、この基礎になるデータはどこから出てきたんですか。

○証人（重野 淳君）

おっしゃられた数字でございます。

○副委員長（柴田安宣君）

でしょう。

○証人（重野 淳君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

7社足して7で割った数字。

○証人（重野 淳君）

すみません、もう1度言わせていただいてよろしいですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい、証人どうぞ。

○証人（重野 淳君）

これを見ていただければ一目瞭然、なんですけれども、8回までで今まで会議してきた流れをまとめています。9回で国庫補助の整備計画書を出さなくちゃいけない。整備計画書を出す上では、国は1機種にまとめてこいという話だったんです、当時は。

○副委員長（柴田安宣君）

そうそう。

○証人（重野 淳君）

1機種というのはどういうことか、ストーカ炉プラス灰溶融なら1機種でいい。

○委員長（西口雪夫君）

証人、まずそこで打ち切ってください、この質問を外れていますので。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

あと最後の質問に入ってください。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

そういうことで確認ができたんですけれども、私はそういうふうに思っております。

続けて行きます。

この委員長報告は、事務局のほうで取りまとめて、7を7で割ったという今、確認ができたんですけれども、なるほどと思っております。

それから、この報告をメーカーから出されたのを基に検討されたと思うんですけれども、僕らにとっては、結果的に何でこういう形の、当時の考えとすれば、現状の比較をして非常に違うなど。どうもその流れのほうにどこかのほうで乗せられた気がするようにしてならんわけですけど、そういうことは考えなかったですかね。

○証人（重野 淳君）

言っている意味がよくわからないんですが。

○副委員長（柴田安宣君）

申しわけない。メーカーから示されたデータですね、それを基に積算されたでしょう。そして、これは、この流れの中は、確かに1機種に選んで、4種類のメーカーを6社選んで入札にかけるわけですから、それを流れの中で、さっき言う数字的な問題があつて、どうも気になるんですけれども。

○委員長（西口雪夫君）

副委員長、もう時間がですね、もう一方、今日は証人を呼んでいますので、一応ここまで機種選定のほうは終わらせていただいてよろしいでしょうか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、いいです。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、ここで一応入札までの質問を閉じさせていただきます。

ここで、入札までの補足質問ございましたらお願い申し上げたいと思います。

委員長の私のほうからよろしいでしょうか。2点ほどお聞きします。

書記、書類の提示をお願いします。

甲第1号証の3、ページ14、機種選定小委員会に川崎製鉄から提出された資料。

（証人へ甲第1号証の3、14ページを提示）

○委員長（西口雪夫君）

次に、甲第36号証の1、資料8の第1回機種選定小委員会に提出されたごみ処理施設の方式別比較表、ありますか。甲第36号証の1です。

（証人へ甲第36号証の1を提示）

○委員長（西口雪夫君）

それと、平成15年第1回組合議会議事録、甲第22号証の6ページと8ページの提示をお願いします。

(証人へ甲第22号証の6ページ、8ページを提示)

○委員長(西口雪夫君)

それでは、よろしいですか。何点か質問をさせていただきます。

まず、甲第36号証の1ですね、7ページをちょっと見ていただけますか。

甲第36号証の1、ごみ処理施設の方式別比較ですね、提示をしてください。

(証人へ甲第36号証の1を提示)

○委員長(西口雪夫君)

これの5を見ていただきたいんですけども、実績とありますね。4番がメーカーで、5に実績がありますね。

○証人(重野 淳君)

はい。

○委員長(西口雪夫君)

ここに実施炉として、これはまだ平成11年7月3日提出なんですね。それで、実施炉として川崎製鉄内に150t、1日、2炉建設中とありますね。わかりますか。

○証人(重野 淳君)

はい。

○委員長(西口雪夫君)

その下に実証炉としてまたありますね。

○証人(重野 淳君)

はい。

○委員長(西口雪夫君)

実証規模、同じく150t、1日、2炉ですね。場所は川鉄千葉製鉄所(千葉市)とありますね。実証開始、平成11年とあります。これは何を意味しているんですかね、どういったことを。

○証人(重野 淳君)

各社、ガス化溶融になりまして、全都清というところで認証試験を受けるようになっています。その実証炉がこういうことだというのが実証炉のところなんです。それで実際、実機、もしくは建設中の炉がこうですということ、同じものがこの場合は書かれている形になります。

○委員長(西口雪夫君)

第4回機種選定小委員会の委員長報告の中で、先ほどありましたけれども、選考対象としていたガス化溶融炉のガス化改質式の施設を視察してきたので、報告とありますかね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

それで、実証施設だが、1日300tあると。実証試験後も処理施設として稼働するというので、選考対象としていいのではないかとありますけれども、これは第1回なんですね。これは第1回、7月3日なんですね。その時点で、もう既に実施炉として認めていたと見ていいんですかね。

○証人（重野 淳君）

すみません、今、お話があったこの表ですね。甲第36号証の1ですか、これはコンサルが作ってきた表でございます。

○委員長（西口雪夫君）

ああ、そうですか。

○証人（重野 淳君）

はい。それで、コンサルの中でこういう区分であったということです。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、また次に行きますね。

今ので示します。4のメーカーですね。ここに川崎製鉄と三菱マテリアル、2社ございますね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

今現在、サーモセレクト方式で稼働している施設は全国に幾らありますか。

○証人（重野 淳君）

すみません、今現在はよく認識しておりません。

○委員長（西口雪夫君）

川崎製鉄さんが造られた千葉製鉄所内に1つですね。それと岡山県、埼玉県、徳島県、この県央県南ですね、これで5つですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

あともう1つ、三菱マテリアルさんの施設があると思いますけど。

○証人（重野 淳君）

下北。

○委員長（西口雪夫君）

下北ですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

青森県むつ市、下北地域広域行政事務組合ですね。ここの1カ所で三菱マテリアルさんが造られておりますけれども、川崎製鉄さんの4つの受注が平成14年なんですね。この組合も一緒に、ちょうど4施設受注されてますね。そして、稼働が平成17年ですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

ところが、この三菱マテリアルさんは受注が平成12年なんですね。そして、稼働が15年なんですね。既にそのときの炉が70tの多分2つと思って140t、かなり大きい施設なんですから、このとき三菱マテリアルさんは調査対象として調査されなかったんですか。

○証人（重野 淳君）

施設見学には、私は行っていませんけれども、組合の職員がだれか行っていると思います。ただ、こちらで該当にしたのは1炉100t以上というのが対象基準でありましたので、下北の施設は対象外としております。

○委員長（西口雪夫君）

70tは対象外と。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、次に行きますね。

この青森県むつ市の下北地域広域行政事務組合が試験運転中に爆発事故を起こしたのはご存じですね。

○証人（重野 淳君）

爆発事故という報道をされましたけれども、放散塔で鉄板がはがれて工事事務所の窓ガラスが割れたというのはございました。

○委員長（西口雪夫君）

これは日にちはわかりますか。

○証人（重野 淳君）

わかりません。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、言いますね。この日にちが平成14年11月2日なんですね。入札が10月30日ですね。そして、本契約が11月7日だと思います。そして、覚書取り決めが12月2日ですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

これはいつごろお知りになりましたか、この爆発の件は。

○証人（重野 淳君）

事故があつてすぐ認識したと思います。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、もう1つ書類をお願いします。

先ほど提示されました甲第36号証の8の第8回機種選定小委員会に提出された環境新聞の記事をちょっと。記事です、ありますか。

（証人へ甲第36号証の8を提示）

○委員長（西口雪夫君）

このときが、爆発された後、先ほども話がありましたけれども、豊橋市はすぐにもう契約を延期してドイツまで調査団を派遣しているんですね。そして、八女市も調査をしているわけですね。この組合も、もし情報が入ってきておつたら、やはり青森、国内ですね、これやったらやっぱり調査をするべきじゃなかったですか。どうですか。

○証人（重野 淳君）

説明は、工程会議がございましたので、工程会議で受けております。そして、それに対する対策はここの施設はどういうふうにとるのかということを知っていて、それについてはきちっと了解していると思います。

○委員長（西口雪夫君）

ああ、そうですか。じゃ、もう次の質問に行きますね。

平成15年第1回組合議会の議事録、6ページと8ページを見ていただけますか。

（証人へ甲第22号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

これは平成15年2月27日ですね。古川利光議員が管理者に質問と、その答弁があります。おたくはそのときに企画課長としてこれに出席されておりますね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

ここで出ます津川敬氏はご存じですか。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

この内容が、少し説明しますけれども、古川氏の質問の中に、「小さい2点目ですが、僕たちは俗に津川氏のサーモセレクト方式に対する批判はと言っておりますが、これは情報を入手したところによると、そのサーモセレクト方式について事故がちょっとあっているというのが5、6件出ております。そのようなものに対してどのように対処しているのかということでございます。」と管理者に質問されております。そして、8ページを見てください。上のほうに、真ん中よりちょっと上ですね、管理者の答弁がございます。省略しますが、「次に、津川敬氏のサーモセレクト方式に対する批判に対処してのことでございますが、津川敬氏は環境問題のフリーライターだということでございます。彼が「川崎製鉄が売り込むごみ処理炉の欠陥」と題しまして、平成13年2月2日号の「週刊金曜日」という雑誌に記事を書いております。議員ご指摘の件は、この記事及びこれに関連するホームページに関するお尋ねだと思っております。川崎製鉄に記事に関して抗議や訴訟の考えはないかと尋ねたところ、一切無視しているとのことのようにございます。」とありますけれども、この記事は読まれてありますか。

○証人（重野 淳君）

中身は記憶していませんけど、読んでいると思います。

○委員長（西口雪夫君）

実は私も、もう相当前のことでございましたので、どういう記事か確かめたいと思ひまして、先だって「週刊金曜日」のほうに問い合わせしてみました。そして、「川崎製鉄が売り込むごみ処理炉の欠陥」、この記事をファクスで送っていただきました。記事の内容は、この技術は川崎製鉄のオリジナルではないと。1990年代の初め、石炭を蒸し焼きにしてガスを製造していたサーモセレクト社がこの技術をごみ処理に応用する。それがこのサーモセレクト方式であり、97年、川崎製鉄は同社と技術供与契約を結んだ。そのサーモセレクト社は、99年3月、ドイツのカールスルーエ市に1日当たり720tのごみ処理力を持つ巨大な工場を稼働させた。しかし、本家カールスルーエのプラントは、試験運転開始から2000年10月までの約1年半、たび重なる事故や故障に振り回されているのである。最初の事故は99年3月の試運転直後、熱交換器など工場各部に起き、十分な運転能力が発揮できなかった。そして、最大の事故は99年12月、炉壁の耐火レンガが広い面積にわたって崩落をした。鋼鉄で被覆された炉底部にもひびが起き、その交換を余儀なくされた。2009年、サーモセレクトを導入予定だったスイスでは導入を中止した。新型炉の導入を計画している自治体は、マイナス情報を得てから導入を決定してほしい。また、マイナス情報が積極的に公開され

るドイツのような仕組みづくりが何よりも急務であると、こういった記事でした。そして、たび重なる事故やトラブル、これはちょうどうちの施設が本格稼働してからかなりトラブルがあっていますね。何かそれによく似ているように思うんですけども。

○証人（重野 淳君）

いいですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい。

○証人（重野 淳君）

例えば、下北の放散塔の事故については、種火が2つしてあるんですけども、2つも種火が要らないじゃないかということで、種火は1つあればいいというので1つ消しているわけですよ。それで、ガスがぽっと吹き出たときに1つの種火が消えてしまったので、燃えずにたまったガスが爆発したという原因がございます。それから、先ほどのカールスルーエのれんがについては、れんが崩落をしないように全部キャストブルというものでこの炉は覆っております。中にはれんがを積んでおりません。だから、そういう対応策についてはそれぞれ日本で、最初の考え方とスタートはスイス、ドイツのほうでそんなふうにされたけれども、日本で川崎製鉄が入れてからそういう部分は改修して施工しているというふうに聞いております。

○委員長（西口雪夫君）

それではもう1つ、甲第1の3、わかりますかね。甲第1号証の3ですね、14ページ、ちょっと提示をしてください。

（証人へ甲第1号証の3、14ページを提示）

○委員長（西口雪夫君）

わかりますね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

これは、川崎製鉄が機種選定小委員会に提出されたサーモセレクトの、これは宣伝といいますか、パンフレットなんですけれども、ここの一番上に「環境先進国ドイツで実績をあげている、サーモセレクト方式。」とありまして、真ん中に、「すでにドイツ国内4カ所で採用されています。」とありますね。わかりますか。

○証人（重野 淳君）

はい、わかります。

○委員長（西口雪夫君）

その右側に地図がございますね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

もう先ほど答弁を聞きましたらかなりお詳しいと思いますので、今、これはみんな稼働していますか。

○証人（重野 淳君）

多分稼働していないんじゃないかなと思います。ドイツは日本とごみ処理の導入の仕方が社会的なシステム上違う、かなりほかの業種の方が入られて、やってみて、やってみるのにはお金を出すけれども、それが実際動かすところまで見込みがないようだったら早目に切り上げる、そういう社会情勢であるというふうに聞いておりました、日本のメーカーがやるのとはちょっとスタンスが違いますよという説明を聞いております。

○委員長（西口雪夫君）

ドイツは非常に厳しいと聞いていますね、環境面。

○証人（重野 淳君）

はい、ほかのメーカーが参入するというふうに聞いております。

○委員長（西口雪夫君）

次に行きますね。

この右側に、黒で稼働中がカールスルーエですね。地図です、地図のほうを見てください。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

そして、建設中がアンスバッハとスイスのティチーノですね。右側でいけば、ちょっと薄く黒く塗ってある2カ所ですね。そして、あと承認待ちとしてドイツのヘルテンとハーナウですね、これがありますけれども、平成12年8月、ハーナウが認可差しとめになったのはご存じでしたか。

○証人（重野 淳君）

はい、聞いております。

○委員長（西口雪夫君）

では、先ほどこれに載っていましたがけれども、平成12年9月にスイスのティチーノがキャンセルになったのはご存じですね。

○証人（重野 淳君）

すみません、はっきり覚えていません。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。

もう1つですね、ドイツのアンスバッハが平成13年6月に契約破棄をされており、これだけ実際契約が破棄されている中で、今回、もう少し時間をかけて慎重に機種選定にさせていただければよかったかなと思っております。

私は終わります。

ほかにございませんか。（「委員長」の声あり）まず、補足質問どうぞ。

○委員（町田康則君）

私も証人に聞いたかったのは、委員ごとに色々調べていますけど、私は、今、先ほど西口委員長が言われたように、この入札が平成14年ですよね。14年に入札があって、その前に今、言われたこの同じ方式の、まずカールスルーエよりも、サーモセレクト社と川崎製鉄が技術提供契約を締結したのが平成9年です。それから川崎製鉄はサーモセレクトを色々やり出したんでしょけど、その後、先ほど委員長も言われたように、平成12年9月にはスイスのティチーノ州政府がこれは許可しないと今後の交渉を拒否すると、これは事実上のキャンセルでございます。その前月には、フランクフルトの行政裁判所から、ドイツのハーナウ市に建設が予定されていたサーモセレクトプラントの許可を差しとめるとの判断が出ております。それからまた、アンスバッハ市でも契約破棄が、これは平成13年です。2001年6月25日に決定を出されています。こういうのを多分証人は一番担当で、今、言われてきている、ご存じだったんじゃないかなと。そしたら、ちょっと待てよと。それはもちろん色んな方式には欠点もあるかもしれないけど、こういうふうなのを多分聞かれ、ましてや委員会にこの新聞等も出されていますから、それに対してでも今、質疑応答を聞いていて物凄く詳しいのに、何でそれをもうちょっと考えましようとか、もうちょっと調べましようとかというのを、まずはそういう話し合いはされたんですか。

○証人（重野 淳君）

事故については、メーカーを通じてですが、状況と経過、そして日本での対策、日本ではどうなるのかという形でそれぞれについて十分聞き取りはしていると思います。

○委員（町田康則君）

メーカーから聞くというのは、メーカーは売り込もうとしているわけですからいいことしか言いませんよ。私が言っているのは、やはりこういうふうな差しとめとかキャンセルとか、契約破棄等が平成11年度からずっとあっているのに、それに対してそのことをこちらで少しでも調べようと思えばできたんじゃないかなと思うんですよね。メーカーに聞いたら、メーカーはい

いことしかそれは言わないでしょう。そういうメーカーに聞くこと自体がまずおかしい。そして、今、先ほどちょっとお話の中で、重野さんは事務局長として管理者に届けたと思うと、その新聞の内容にしてもですね。ただし、それは一番詳しい重野さんがきちっとした格好で選定委員長なり、また管理者のほうに伝えるべきではなかったかなと思うんですが、それはどうですか。

○証人（重野 淳君）

後段のほうですけれども、当時の事務局長は諫早市の環境部長の次にこちらに赴任されてきております。そして、環境部長は当時次長だった方が部長になられています。環境部長を通じて市長にこういった情報は流していると思います。ですから、それに私が入り込んでどうどうどうですという段階ではないと思っていますので、諫早市長への連絡は、昼から尋問される当時の佐原事務局長が担当されておったということです。

○委員（町田康則君）

そしたら、佐原さんのほうには重野さんからはきちっとした格好で言ってあったということですか。

○証人（重野 淳君）

きちっとした格好というのがどういう格好かわからないですけれども、情報が入った段階で同じ情報は全部共有しています。これは私がまず最初に握った情報じゃないと思っています。むしろ佐原さんのほうから教えていただいた情報もあると思います。

○委員（町田康則君）

ですから、安い買い物じゃないですよ、147億円とかいう。それを買うには、やはりそれなりの慎重さといいますかね、ましてや事故があっているんだったら、それに対して、今、インターネットとか色々ありますから、色んな格好で調べようと思ったらできたんじゃないかなと思うところがあるんですけど、そこだけもう1回お願いします。

○証人（重野 淳君）

当時は、やはりこういった事故をインターネットで調べて、訳語して、訳して自分たちで見るという段階ではございませんでしたので、どうしてもコンサルに聞く、コンサルはメーカーに聞く、メーカーに聞いてメーカーの通訳ができる人間が向こうの原文を読むと。こちらでも原文もいただきました。それぞれの情報の原文をいただいたりした記憶はございます、どこのまじのかわからないですけれども。そういう情報はいただきましたけれども、こちらで、今みたいにすぐ外国の情報が日本語で出るとか、色んな情報が出る時代じゃない。当時ではやれる範囲のことはやって機種選定をしたというふうに思っております。

○委員（町田康則君）

最後いいですか。やはりこういう事故がドイツの方でもスイスの方でも色々あって、差し止めになったということをもう少し重大に考えていって調べようとしたら、私はもちろんインターネットとは別としてでも調べることが、メーカーに聞くなんていうのは私はどう考えてでもおかしいと思うんですけどね。

○証人（重野 淳君）

ちょっと待ってください。今日は事実を確認する委員会ですよ。どういうふうに進めましたかということですよ。当時、事務局としてメーカーから対応策を聞いて、日本では起こらないのかどうかを確認して施工はさせているんです。

○委員（町田康則君）

いや、確かにやったことはそうかもしれませんが、私が言っているのは、そういう事故があっているということをご存じだったんでしょから、それに対してメーカーに聞くというのはやはりおかしいんじゃないかなという意味を言っているんですよ。普通、売り込んできたメーカーに聞くのはおかしいでしょう。そこだけです。

○委員長（西口雪夫君）

すみません、質問者に申し上げますけれども、（「質問者」の声あり）すみません、回答者ですね。回答者も自分の認識、主張は述べないでください。こっちの質問に答えてください。お願いします。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

はい、田添委員。（「もう時間が」の声あり）じゃ、午前中の最後の質問にします。

○委員（田添政継君）

第1回の機種選定小委員会の中の甲第36号証の1の資料5についてお尋ねをしたいんですが、処理方式の選択というこの文書は、どなたが作成されたんでしょうか。甲第36号証の1の資料5です。

○委員長（西口雪夫君）

何ページですか。

○委員（田添政継君）

ページ数、打っていないんですよ。甲第36号証の1の5は、もう最後のほうの。

○証人（重野 淳君）

はい、わかります。

○委員（田添政継君）

この文章ですけど。

○証人（重野 淳君）

これはコンサルが作っていると思います。

○委員（田添政継君）

ですよ。それで、証人のほうから、この時点ではまだそれぞれの委員さん方が、自分たちが持っている焼却炉を一応念頭に置きながら色んな考えを出し合った程度だということ、共通認識の3項目以外は、これはもうただ単なる意見の交換みたいなことだったというふうにおっしゃったんですけど、実はこの中には5方式じゃなくて3方式、ガス化改質式を含めた3方式で今後検討したらどうかという、そういう資料なんですね。このことについてはどういふ話し合いになったんでしょうか。

○証人（重野 淳君）

すみません、正式な名前を覚えていないんですけど、組合でごみ処理基本計画とか幾つかの、3計画と、計画書を3つ作成しています。そのうちの抜粋だと思います、このもの自体はですね。そして、最後はコンサルとしての所感でございます。この本を作ったコンサルとしての感想がまとめられています。ただ、委員会としては、これを基に先ほど申しましたような委員会の結論になったと。

○委員長（西口雪夫君）

まだ質問長いですか。

○委員（田添政継君）

いや、あと1、2点で終わります。

つまりこれは共通認識ではなかったということですね、委員の。

○証人（重野 淳君）

はい、これはコンサルのまとめでございます。

○委員（田添政継君）

ガス化改質式の川鉄の千葉製鉄所と、それから総合エンジニアリングですよ、コンサルタントはですね、会社はですね。同じ千葉県にあったということはご存じだったんでしょうか。

○証人（重野 淳君）

すみません、もう1度よろしいですか。

○委員（田添政継君）

川鉄千葉工場は当然千葉ですね。総合エンジニアリングという会社も千葉県にあったということはご存じだったんでしょうか。

○証人（重野 淳君）

総合エンジニアリングは千葉じゃないです。東京だと思いますけれども。

○委員（田添政継君）

ああ、そうですか。わかりました。

それともう1つ、整備計画書について、1方式か1機種に決めるということでおっしゃいましたよね。それは、最初のころからそういう方針があったわけじゃなくて、途中から入ってきたということなんでしょうか。

○証人（重野 淳君）

当時、色んな形が出ていまして、国でもかなり、国とのやりとりもありましたし、県も頑張っていたいて、初めて熱分解だったら1つとみなすから受け取るよという話で国が言っていたと。今、今回のことでネットなどで調べると、当時、私たちが苦勞して作ったのがネットで簡単に出てくるんですよね。ですから、そういう状況ですので、私たちが当時国に対して何遍も何遍も頼んで、県を通じて頼んでやった方式が、今は全部それでオーケーになっていますので、そういう意味では、当時、それで整備計画書を出したと。

○委員（田添政継君）

そうすると、熱分解の熔融炉であれば1方式でいいというふうなのが国の指導だったということですか。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○委員長（西口雪夫君）

ここで委員会を休憩に入ります。午後1時から再開をいたします。

（午後0時03分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

午前に引き続き、委員会を再開いたします。

質問者を交代いたします。これより性能発注についてを松永委員と笠井委員のほうから質問をよろしくお願い申し上げます。

○委員（松永隆志君）

松永でございます。午前中、ご苦勞さまでございました。

午前中の重野証人の発言を聞いておまして、非常に内容にお詳しいということで、心強く質問させていただきたいと思います。

まず、私の質問の範疇というのが、性能保証に関する覚書、そしてその変更ということですが、その前に、それに至ります経緯として、性能発注、そして発注仕様書、応札条件、年間経費内訳書、そして先方から出て

いる年間経費内訳書もJFEさん側からですけど。あともう1つが、実施設計図書ですね。それらについて、一応その流れというのもお伺いしたいと思います。

それに関連するものとして、ちょっと書記にお願いしたいのが、まず、甲第3号証、発注仕様書ですね。応札条件、甲第4号証、そして年間経費内訳書、甲第5号証、そして実施設計図書、甲第9号証、そして性能発注に関する記述があります甲第36号証の2、そしてこの変更覚書の経緯を記しました甲第30号証の3、それと覚書締結の甲第8号証及び変更の甲第10号証、そして陳述書の重野さんの陳述書、甲第17号証と併せまして、土井さんの甲第18号証も併せてそちらのほうに提示お願いいたします。

○委員長（西口雪夫君）

書記、資料の提示をお願いします。

（証人へ甲第3号証、甲第4号証、甲第5号証、甲第8号証、甲第9号証、甲第10号証、甲第17号証、甲第18号証、甲第30号証の3、甲第36号証の2を提示）

○委員（松永隆志君）

よろしいでしょうか。まず私がお伺いしたいのは、そもそもこの施設を造るに当たりまして、午前中の論議ございました。この施設として、組合としては、どういう形でこれ発注するかと聞いたら、性能発注という方式をとられております。これが甲第36号証の2に記してありますけれども、この性能発注について、証人のほうからご説明いただきたいと思っております。

○委員長（西口雪夫君）

甲第36号証から後ろです。よろしいでしょうか。どうぞ質問続けてください。

○委員（松永隆志君）

性能発注について、いかなるものが性能発注というのが、どういうものか、ご説明ください。

○証人（重野 淳君）

この甲第36号証2に書いてあるとおりだというふうに認識しております。

○委員（松永隆志君）

言ってみれば、こういうふうな焼却施設というものは、特殊なものであるから、機械の単品みたいなものじゃなくて、そしてまた施設単体を造るものじゃなくて、設計と施工あわせて契約を行う。そして工事請負者には通常の工事とは異なり、設計に起因する瑕疵についても、きちっとやっぱり造った人が責任もっていると。そういうことで理解してよろしいんですかね。

○証人（重野 淳君）

はい、そう思います。

○委員（松永隆志君）

そしてこの瑕疵については、ちゃんと責任を持つということですので、それを性能保証という言葉であらわしている。

○証人（重野 淳君）

性能保証についてですが、今、環境省のホームページなどを見る性能保証とは違い、当時は施設建設のための性能保証と、それからこちらが発注した要件と合う性能が満たされることについての保証という感覚であったと思います。あくまでも運転経費とか、そちら側まで追求した性能という形では見られていなかったような認識を持っております。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

それでは、甲第3号証の発注仕様書をちょっと見ていただきまして、この3ページ目に、ここにこの施設造るに当たっての公称能力、これは日量300tの処理能力、これが欲しいんですよ。それをそもそも備えてくださいということが発注仕様書のここに書いてあります。間違いございませんですね。

○証人（重野 淳君）

はい、間違いありません。

○委員（松永隆志君）

そして、この公称能力というのは、一体どういうことなんですか。

○証人（重野 淳君）

あくまでも施設の私は処理能力で公に言われる能力だと思っております。

○委員（松永隆志君）

公称能力と言ったら、条件としては、こちらから提示する条件の範囲内の最悪の条件でも処理できるという能力が公称能力というふうなことで、土井氏の証言の中にもあるんですよ。

○証人（重野 淳君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

ですので、こちらが求めている基本的なごみ質というのは、一体その範囲というのは、どの幅で求められておりますか。

○証人（重野 淳君）

すみません、どこに書いていたか覚えていませんけれども。

○委員（松永隆志君）

その次のページ、4ページ。

○証人（重野 淳君）

1, 100 kcalからというところは、どこに書いてあったですかね。

○委員（松永隆志君）

4ページが一番上、組成のところにある。

○証人（重野 淳君）

そうですね。この低質ごみ1, 100 kcalから高質ごみ2, 800 kcal、この範囲のごみであれば、300 t 1日処理できなくちゃいけない。

○委員（松永隆志君）

ということは、低質ごみの1, 100でも日量300 tというものが欲しいということをごここで言うておられるわけですね。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

そして、この低質から高質、1, 100から2, 500というのは、結局、何なのかと言ったら、出てくる、ここで処理するのは家庭系のごみ。そこにはこのカロリーの差があるだろうというのを前提とされているからなんですか。

○証人（重野 淳君）

この1, 100から2, 800を出すに当たっては、構成市2市15町の当時のごみ質から導いた数字でございます。

○委員（松永隆志君）

そしたらば、今の証言内容からいきますと、この構成市のごみ質を調べたら、大体この範囲内にきちとおさまる。

○証人（重野 淳君）

そうですね。あらゆる時期でもおさまる。

○委員（松永隆志君）

ということで、この条件を示されたわけですね。

○証人（重野 淳君）

はい、そうです。

○委員（松永隆志君）

そして、なおかつ日量300 t。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

こういうものを造ってほしいということで、進められてきたわけですね。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

そして、次に応札条件というのが、甲第4号証ございます。これをご覧いただきますと、お手元で見ていただきますと、この中の応札条件で、まずきちっと抑えようとされていたのは、どういうことなんですか。

○証人（重野 淳君）

当時、ごみ処理施設を機種選定、それから副管理者会、議会、そういったもので施設を見学した中で、ごみ処理施設を建設するためのコストは入札で下がる可能性はある。ただ、その後は、どうしてもごみ処理施設を建設したメーカーに運転をしてもらうことになる、ランニングコスト、運転経費が向こうの言い値になる。そうなったときに幾ら取られるかわからないから、なかなか安い施設を造って安く運営するということができないという話をあちこちでお聞きしました。それで、実際造ったけれども、安めに造られたけれども、その後うんと掛ったとか、工事の途中で高くなったとか、そういう話をお聞きしましたので、何か方法はないのかなということ、運転、補助金の対象期間であります15年間を何か縛る方法はないのかということ、コンサルひっくるめまして、知恵を絞って各業者さんに提示したのが入札に当たっての応札条件でございます。

○委員（松永隆志君）

そしたら、ここでランニングコスト、必要経費というの、これぐらいのものでしてくださいというのをここで抑えたわけですよ。

○証人（重野 淳君）

各メーカーから聞き取りをしまして、メーカーの平均で、どのメーカーもある程度やれるだろうなというラインを引きまして、頑張ればやれるというラインで人件費から用役費から、そういった雑多の費用を入れて、応札条件という形でまとめました。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この応札条件のいちばん最後、3ページを見ていただきたいと思っておりますけれども、アンダーラインが引いてありますね。「以上の応札条件の全てを満たすことのできない場合は、指名競争入札参加指名通知を取り消すこととします。」ということを書いてあります。ということは、これを満たすことができない方は、そもそもこの入札に参加しちゃいけませんよということをご明示してあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○証人（重野 淳君）

はい、そう思っております。

○委員（松永隆志君）

ありがとうございます。そしたら、それに基づきまして、今度は年間経費内訳書、甲第5号証というものがございます。これ見ていただきますと、これは川崎製鉄のほうから、大体年間これぐらいの経費が掛りますというて出されている資料を。これを見られて、これは応札条件を満たす内容というふうに思われますか。

○証人（重野 淳君）

満たす内容だと思っております。

○委員（松永隆志君）

わかりました。ここにありますように、ごみ1トンあたりの経費として7,271円、これは川崎製鉄さんのほうから提示された資料ということで理解しておりますけど、それ間違いございませんか。

○証人（重野 淳君）

間違いありません。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、今度は川崎製鉄さんが実際に動かし始めて、この実施設計図書というのが出されております。甲第9号証、そちらお手元にあるかと思えます。そして、川崎製鉄さんのほうから出されている中身というの、1の2の2というのがございます。ちょっと見ていただきまして、ここに先ほどと同じですね、ごみ質について、組成のことが書いてあります。言ってみれば、この実施設計図書を見ていきましても、低質のごみから高質のごみまで、そしてなおかつ、その2ページ、1の2の1を見ていきますと、大体日量300t、これができるということで、これが提出されておると思いますが、間違いございませんでしょうか。

○証人（重野 淳君）

はい、間違いありません。

○委員（松永隆志君）

そして、その後、見ていきますと、2の3の8、ここに用役収支というの書いてあります。これは川崎製鉄さんから出してこられた実施設計図書の用役収支、ここに述べてありますけれども、この中身については、言ってみれば、これは応札条件、十分満たしている。こちらの要望どおりの内容が書いてあるというふうに見てよろしいでしょうか。

○証人（重野 淳君）

そう思います。

○委員（松永隆志君）

はい、ありがとうございます。そして、私どもの本題のほうに移らせてい

ただきますけれども、覚書、これは性能保証に関する覚書の締結というのが、応札条件のとき、もう既にこういうふうな覚書を作りますよということが、その中に記されております。これ間違いございませんでしょうか。

○証人（重野 淳君）

はい、間違いありません。

○委員（松永隆志君）

そして、この性能保証に関する覚書の締結に、重野証人は、当然、参加されたと思うんですけれども、間違いございませんか。

○証人（重野 淳君）

はい、間違いありません。

○委員（松永隆志君）

そのときに職員としておられて、この内容は知っているという意味ですね。

○証人（重野 淳君）

はい、存じております。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしてこの覚書の締結に当たりまして、重野証人はどういうふうな役割を果たされたのでしょうか。

○証人（重野 淳君）

内部を読みまして、問題ある文言がないかどうかチェックして、修正箇所は修正したように記憶しております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、覚書そのものの、これは先ほどの応札条件の資料に付いているんですけれども、これそもそもどなたが起案といたしますか、この案というのは作られたんですか、ご記憶はありますか。何かひな型があったとかコンサルからのこういうふうな相談しながら作ったとか。

○証人（重野 淳君）

よく思い出せません。そもそもこういう応札条件とか覚書とか、全国でやっている事例がございましたので、どこかのひな型とか、そういうものではないです。自分たちでコンサルの知恵をある程度かりて、基本の段階ではある程度かりて、自分たちでひねり出したものであったと思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。言ってみれば、こういうふうな性能発注方式で、こういうふうな応札条件というのは、全国的に見ても、そういう方式でこういうふうな施設を造るということ自体が、諫早の場合は、こちら県央県南が、初めてとはわかりませんが、余り例のない形できちっとやられたということですよ。

○証人（重野 淳君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

言ってみれば、この覚書というものの中で、そしたらどういう点をきちっと抑えていこうとされたんですか。

○証人（重野 淳君）

応札条件は、見ていただければわかりますように、入札に関する4機種、すべてに対応するものとして作っております。それが入札により1機種になりましたので、そのメーカーに合った内容のこの施設にあわせたランニングコストがはじけるものという形で覚書を作ろうというふうに考えました。

○委員（松永隆志君）

ということは、まず応札条件が前提にしっかりあって、それがメーカーさんが決まったので、そのメーカーさんにあわせる形でこの覚書が結ばれたと。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

そういうつもりでやられたということですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この覚書締結という時期は、14年の12月2日ということですけれども、この時期になったのは、どういう理由ですか。契約が済んですぐという形なんですか。

○証人（重野 淳君）

まず、メーカーが決まって、この時点では、まだ基本設計ができる前でございます。先ほどの基本設計でございますね。基本設計ができる前ですので、詳細が決まっています。例えば、ガスの供給はどうか、水の供給はどうか決まっていなくても、施設を建設する相手方が決まったので、応札条件のままではいけない。そして覚書を締結して、外枠をきちっと決めておこうという時期に決めております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、基本設計というのは、先ほど私も見ました。その実施設計図書。

○証人（重野 淳君）

ごめんなさい。実施設計でございます。

○委員（松永隆志君）

実施設計ということなんですね。

○証人（重野 淳君）

実施設計ができる前に覚書を締結した。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、甲第8号証の1、この変更覚書ですけれども、この全文の最後のところ、2行、なお可及的速やかにということ、変更覚書締結というものをやりましょうということを明示してありますけれども、これは何のためにこういうことを書かれてありますか。

○証人（重野 淳君）

見ていただければわかるんですけども、覚書では精算ができない。15年間をどういう精算の仕方にするか、精算のルールが明記されていないので、実際に箱は造っても中身を入れない形になる。それで、それは実施設計図書ができて、施設の動くめどがある程度立って、ガスの供給がどういう条件で供給できるとか、電気の供給がどうなるかとか、そういう細かなものが決まってからしか精算ができない。それを造って本稼動しないことには、覚書というのはただの箱になってしまうというふうに感じましたので、覚書は変更をして初めて命を吹き込むじゃないですけども、精算までできるものとして機能するというふうに考えて、この最後の文は入れていると思います。

○委員（松永隆志君）

この文案は、こういう事例がない中で、この変更覚書を結びましょうというのは、どなたからこういうふうなアドバイスがあったんですか。

○証人（重野 淳君）

組合から出たのか、当時、川崎製鉄から出たのか、わかりませんが、どちらもそうだねという話でございました。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この変更で絶対これだけ抑えていかなくちゃいけないという事項は何なんですか。

○証人（重野 淳君）

精算方法です。

○委員（松永隆志君）

精算方法ですね。そして、それを基にして今度は変更覚書の作業に入られるわけですね。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

ですので、平成14年の12月20日に覚書の締結がされております。そしてそれから変更覚書の締結。それで、その経過示したのも、そちらにもあ

ろうかと思えますけれども、その間に約2年間、期間がございます。その間にかなりの回数やっておられます。大体何回ぐらいやっておられますか。

○証人（重野 淳君）

すみません、回数は覚えておりません。

○委員（松永隆志君）

そして、そこのお手元の資料の中にも、重野さんは、記録にある限りはすべて出ておられると思うんですけれども、間違いございませんでしょうか。

○証人（重野 淳君）

はい、ほとんどに出ていると思います。

○委員（松永隆志君）

その中見ていきますと、記録が残っていないんですよ。残っている部分もありますけれども、これはJFEさんのほうにも記録はないでしょうか。この変更覚書を取り交わすまでの協議がずっと回数ございます。その記録というのが少ないし、場合によっては出席者もわからないというものもあったわけなんです。その辺については、なぜでしょうか。

○証人（重野 淳君）

協議をしたけれども、何も決まらずに、結論としては何も出ずに、双方持ち帰りというときもありましたので、協議がある程度まとまった時点では報告という形で上げていますが、まとまらずに、今回は何も成果は出なかったねという会議もございましたので、成果については報告している。成果以外については報告をしていないから記録として残っていないというふうに認識しております。

○委員（松永隆志君）

いわばずっと携わってこられて、それは通常の向こうとの打合せ業務的なもので、結果的に非常に重要なものになってきたというのがあれですけれども、当然、応札条件からずっと至って覚書があつて、当然、変更をさっき言われた、実際に運転に係わるものとして変更覚書を作っていくというのは、一連の作業過程というふうなことで重野証人も認識しておられて、成果が出れば、その過程というものについての細かなことまでは、もう通常業務の範疇という、そういう認識でおられたんじゃないでしょうか。

○証人（重野 淳君）

そうだと思います。それで、すみません、もう1つですけども、工事の工程については、毎週、工程会議というのがございました。工事工程については、工事がどういうふうに進んでいる。例えば、ここはどういう形で造るとか、この設計はこんなふうにするという工程会議をそちらが主体で進めておりました。それで、プラスアルファで覚書を協議することもございました

し、ですから、なかなか覚書だけに集中して話を進めていくという形になり
にくかったかもしれません。

○委員（松永隆志君）

ということは、大体工程会議とこの覚書の協議と、ほとんど同じような方々
でやっておられたということですか。

○証人（重野 淳君）

こちら側は同じ人間が出るケースが多かったですけれども、JFEさん、
川崎製鉄さんはメンバーが違っていたと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この変更覚書締結のこの2年間の協議の中で、JFEさん、川
鉄さん側からは、もう主にこの担当という方で携わっておられた方はどなた
でしょうか。

○証人（重野 淳君）

一番話をまとめる形でおられたのは、奥村常務さんですかね。と、あとそ
の下で取りまとめをされていたのが佐藤さんというふうに認識しております。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、そもそも覚書と変更覚書の相違点、先ほどもち
よつと話あって、あれですけれども、もうちょっと詳しく、実質どういう形
のものを2年間の間に詰めていったのかをちょっと説明願います。

○証人（重野 淳君）

ちょっと資料を見てよろしいですか。変更覚書15章を見ていただきます
と、5ページまで変更覚書がございます。その中に1の1以降が、それぞれの
用役関係、電力とか水とか、その精算方法になります。これにより精算
するという形を見出すまでにかなり時間を費やしたというふうに思っており
ます。それで、基本的には、これによって変更が覚書では総体の金額で論議
を進めていたものを、ここで使う水とか電力とかガスについては、数量で保
証してもらおう。数量で決められた定額が守れない場合は、その守れなかつ
た部分をその時その時の単価として精算するというペナルティーにしよう
ということで、なぜかといいますと、ここは今、電力契約はこの施設と工場
と、それから余熱利用施設が1口で電気契約しております。それで、その
中で工場だけについての実績を出さなくちゃいけない。そうすると、工場
だけは金額では出てこなくて電気数量でしか縛れない。そういう問題が出て
まいります。そういうこともありまして、用役関係は数量保証にしよう
と、金額保証。それが一番大きな変更点だと思います。

○委員（松永隆志君）

ということは、そもそも金額で抑えていたものを、やはり実際の稼動にあ

わせて量で抑えようというのが、この変更覚書、覚書から変更への大きな相違点ということですよ。

○証人（重野 淳君）

用役についてはですね。それで、それ以外の修繕料とか人件費とか運転経費ですね、それについては、同じ金額のままでいこうと。

○委員（松永隆志君）

そしたら、基本的にこの覚書、変更覚書の基本となるものは何ですか。その根本は。

○証人（重野 淳君）

イコールです。

○委員（松永隆志君）

それらを通じて、まず絶対に抑えんといかんのは応札条件じゃないですか。

○証人（重野 淳君）

もちろんです。だから応札条件がそのまま覚書になり、そのまま変更覚書になったと私は認識しております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そこの認識で、ちょっとJFEさんとの認識のずれから、こういうこと起こっていますけれども、まず、変更覚書締結というのが、試験運転の開始直後、そして予備性能試験とか引渡性能試験が行われる前に、直前にやられておるんですよ。それは実際のところ、本当なら稼働実績見ながら、そういうふうに金額から量に置きかえていくというのが一番本当なら妥当だったんじゃないかなという気がするんです。その辺はなぜこの時期にしなくちゃいけなかったのか。

○証人（重野 淳君）

本稼働が4月1日からしておりますけれども、本稼働の実績を見て、この金額が左右されることになったら、どちらかが有利でどちらかが不利になる。結局、応札条件、覚書と来た流れが稼働実績に応じて、もうちょっと効率が悪いから少し甘くしてよとか、効率がいいからもっと厳しくしようとかいうことによって、そこで変動することによって発生する不公平感が生じたらいけないと思ひまして、私どもはあくまでも本稼働前に変更覚書の締結が必要だと思って、変更覚書の締結を行いました。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この予備性能試験とか、引渡性能試験、行われております。このデータについてもご存じだと思うんですけども、実際、それは順調な形で報告がされているわけですね、きちんと動きました。その中で、コスト性能というのがあろうかと思うんです、先ほどこれ一番関係のある、それにつ

いての試験というのは、この中では行われなかったということですよ。

○証人（重野 淳君）

消費量自体はあったと思います。ただ、300tの処理量とか、1日1炉の100tの処理量とか、そちらをするためにLNGは余計使いましたとか、電力を余計使いましたということはあったと思います。ただ、それによってコストパフォーマンスが守られたかどうかというのは、試験項目にはなかったと思っております。

○委員（松永隆志君）

今回、この百条別に、この百条前ですけれども、裁判が行われております。一番その1つのちょっとそもそもの行き違いはここから発生している部分というのがあるわけですよ。結局この変更覚書の4ページのところ、3ページの終わりから4ページですね。この性能保証に係わる用役料、運転経費及び維持補修費の保証という項目の中の②基準ごみ2,000kcalで、年間80,665tを処理することを前提とするという、この文言があるわけですけれども、これについて、その協議の中で問題になったり、なんかしませんでしたでしょうか。

○証人（重野 淳君）

協議に上ったことはないです。あくまでも設計図書の基本の数字をただ載せただけというふうにしか協議の中ではございません。

○委員（松永隆志君）

ということは、JFEさんのお話聞きますと、ここの点があるから、みずからのところはここの1点で、それ以外の量とかごみ質だったら自分たちの保証範囲じゃないと。言ってみれば、そもそもの応札条件を覆すようなことが盛り込まれるならば、本当はここは大争点になるべきものだったはずなんですよ。それが実際の協議の中では、全くそういうことはなかったということですね。

○証人（重野 淳君）

そうです。私の陳述書の中でも、そういうふうに述べていると思いますけれども、一点保証にしての論議はありませんし、そもそもごみが一定のカロリーで年間おさまるといことはございませんし、ごみ量にしても、80,665tで年間来るということはあり得ないことですから、それを前提の決め事、1年半もかかって論議するということはある得ないものだと思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。結局、この変更に関する協議の中では、これら保証については、言ってみれば重野証人の認識とかその中での話題としては、応札条件をベースに常にそれから話が来ているというふうな形で話し合いが進められ

たということで認識してよろしいですか。

○証人（重野 淳君）

はい、間違いありません。

○委員（松永隆志君）

そしたら、その協議の中で、もちろん技術的には重野証人、確かに午前中聞きましたも、何でもよく知っておられますけれども、やっぱり J F E さんの技術的なあれからすると、悪く言えば、まだ技術的には負ける部分というのは絶対あるかと思えます。その辺、全然違う立場です。その協議の中で、色んな資料提示とか何か J F E の側からなされたと思うんですけども、いかがでしたか。

○証人（重野 淳君）

資料提示は向こうからしていただきました。

○委員（松永隆志君）

その資料提示というのは、その協議の報告や何かにあるような内容に関するものというふうなことですか。例えば、先ほどの中に、協議結果報告がっているようなものに関する、協議の中身に関する資料ということですよ。

○証人（重野 淳君）

はい、そういう資料もございましたし、例えば、ここで出たスラグの活用先はどうするかとか、それから金属水酸化物の持って行き先はどうするかとか、工業塩の持って行き先はどうするかとか、そういうのも J F E のほうから全部資料としていただきました。

○委員（松永隆志君）

そしたら、ちょうどこの協議というのは、建設途中、建設中にずっと先ほど言われた工程会議や何かと同時並行みたいにしてやっておられたということですけども、この協議中に、建設中の問題として、何か問題とかトラブルとか、それ工程会議のほうの話でしょうけれども、そういうものはございませんでしたでしょうか。

○証人（重野 淳君）

そういったものはなかったと思います。

○委員（松永隆志君）

言ってみれば、細かな変更とか、例えば、こちらからの申し入れとか、そういうものは多分あったんじゃないかと思えますけれども、記憶されるような大きなトラブルとか何かはなかった。

○証人（重野 淳君）

はい、建設内容については、細かな指示はこちらからたくさん出しました。ものすごくたくさん出しました。ですけれども、コンサルが入って、できる

ものはできる、できないものはこういう理由でできないという形で説明して、工事は進めてまいりました。トラブルとしては発生しておりません。

○委員（松永隆志君）

わかりました。この変更覚書の協議の過程において、J F Eさん側とこの組合側、圧倒的に技術的にも何でも優位に立つのはJ F Eさん側だと思うんですよ。この施設についての情報もすべてお持ちだと。そうなりますと、この協議というものの中で、色んな数量とか何か、色んなことで中身の反論とか注文、そういうものはどういう形で行われたですか。

○証人（重野 淳君）

工程会議でもそうですけれども、組合側とコンサルと業者さんと入ります。業者さんで物によっては、その業者さんの下請けをされる、実際に計量器なら計量器を造る会社さんが工程会議に入ったりすることもありますけれども、全てこういう形で承認してくださいという承認図が出まして、これはこのところは大丈夫なんですとか、そういうのを私どもが指摘すると、コンサルがこれについてはこういう直し方をしてくださいとか助言をいただくと。コンサルのほうからも、この部分はおかしくないですか、組合さんはどう考えられますかという話があって、修正があったりというようなことがあってやりとりをしてまいりました。

○委員（松永隆志君）

そしたら、コンサルの方は工程会議に入っておられたんですか。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この変更のこの協議の中には入っておられたんですか。

○証人（重野 淳君）

結局は施設が建設した後のお金のやりとりになります。そうすると、コンサルさんがその会議に入ると、どちら側につくのかなという懸念がございました。ひょっとしたら業者さん側につくのではないかという懸念もございましたので、基本的にはその後の建設完了後の運転についてですから、組合とJ F Eでしょうと。中身については、コンサルさんに、こういう段階に行っているけれども、この部分はおかしくないかとか、そういうチェックは個人的に受けておりました。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、この覚書そのものの文案とか何かのチェックとかですかね、実際契約書とかなったならば、色んな弁護士さんとか何かに見てもらったりというのがありますけど、この覚書についての最終的な中身

として、こうやって不具合と不都合がないなというようなチェックというのは、どなたがされたんですか。

○証人（重野 淳君）

組合職員で行いました。

○委員（松永隆志君）

そしたら、組合職員の方で、その中身についてのチェックは行われたということですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

今、結果論ですけれども、それが裁判の1つの争点になっているところを考えると、やっぱりチェックとしてはもうちょっとというふうな感じをお持ちですか。いや、そのときはもうそれであれで、本当からいくと、どなたか、弁護士の方にでもせんといかんかったのか。しかし、そのときの状況から考えると、何もずっと来ている作業の過程の延長上だからというふうな感覚でおられたのか。

○証人（重野 淳君）

今、考えますと、確かに法的な専門の方に見ていただく方法がよかったと思います。ただ、おっしゃられたとおり、当時は応札条件の流れの上で、建設工事に附帯するものとして応札条件覚書があった形として、事務処理の中で行っております。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、その協議の途中ですね、J F Eさん側からの発言とか何かで、ちょっと疑問に思ったり不審に思われるような点。特にこの処理の前提とする、先ほどの争点になっているところの文言や何かについて、何かちょっとおかしいとか思われるようなところはございませんでしょうか。

○証人（重野 淳君）

先ほどの一点保証についてですけれども、発注仕様書に載っている数字をそのまま写しましたという形で話があって、それだったら問題ないですねという形で入れたのは記憶しております。

○委員（松永隆志君）

ということは、この文案はどちらが作られたんですか。

○証人（重野 淳君）

双方で作りました。

○委員（松永隆志君）

双方で作られたけれども、その前提とするという文案は向こうからの提案で。

○証人（重野 淳君）

だと思います。はっきり記憶ございません。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そして、この覚書の締結というのが、ちょっと先ほども言いましたけど、試運転から2カ月後、火入れ式から18日後になっておるんですけども、ちょうど運転というのが始まっているころなんですけれども、その運転状況というものについて、何かご記憶ございますか。うまくいっているなというふうな感想だったのか。その辺ちょっと、報告としてはうまくいっているようなのを受けていたとか、その辺のところはどがんですか。

○証人（重野 淳君）

試運転が開始されて、JFEのメンバーが各部署にかなり配置されていたんですけども、試運転の中では、例えば、スラグが夜中に流れ出してこないときなどがあって、そういうのを事務室からテレビカメラで見られますので、事務室から私が指摘して、中央操作室に連絡して、スラグ流れていないけど大丈夫なのという連絡を入れたら、「すぐ確認します。」と言って、スラグが詰まっていたとか、そういう状況がございます。だから、かなり専門のスタッフが試運転期間ずっと詰めてやっていたけれども、そういうトラブルが、トラブルというんですかね、そういうのが発生して、こちらも一緒になって試運転をサポートしている。そういう形で試運転は行った記憶がございます。

○委員（松永隆志君）

そういうサポートをされて、それやっている中で、トラブルはあったけれども、そんな大きなトラブルというか、この処理に関して、これは困るよというような、これは本当に稼働できるとやろうかというふうな、そこまでに至るようなトラブルではなかったということですか。

○証人（重野 淳君）

なかったと思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、覚書とか変更覚書、これらについては、その締結に当たっては、管理者に最終的に報告ということで、最終的には管理者が印鑑を押して締結ということになるかと思っておりますけれども、この説明というのは、どなたが管理者に行われたですか。

○証人（重野 淳君）

事務局長と私で説明をしたと思っております。

○委員（松永隆志君）

わかりました。その折、管理者のほうの反応といいますか、どんなでしたか。

○証人（重野 淳君）

この本文全体ではなくて、これを概要にまとめたもので、こういう趣旨のものであるということをお渡しして説明した記憶がございます。

○委員（松永隆志君）

そしたらば、管理者にはもう概要版のみでということですか。

○証人（重野 淳君）

両方で説明して、これの内容はこういう概要でございますよという形で説明しております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、説明としては、もう説明者側もそんな疑問に思うことはなかったわけですね。だから、管理者にもそういうふうな説明としては、もうこれは通常どおりちゃんといっていますよという形での報告をなされたということですか。

○証人（重野 淳君）

一点保証の部分は、そういうことございません。

○委員（松永隆志君）

だから一点保証なんていうような言葉はなかったし、当たり前ちゃんと業務としては進んでいるという形で管理者には報告されたということですか。

○証人（重野 淳君）

そういうことでございます。

○委員（松永隆志君）

管理者も後でのあれで記憶になかったくらいの、ああそうですかという形で判こを押されたということですよ。

○証人（重野 淳君）

どういう意図で判こを押されたかまではわかりませんが。

○委員（松永隆志君）

当局、組合、事務局はよくやってくれているねということでやっておられるのですか。

○証人（重野 淳君）

はい。よそでもないようなランニング縛りまで、こういう形でかけますという形で管理者には説明したと思います。

○委員（松永隆志君）

その当時の組合の皆さん、そしてここを取り巻く皆さんとして、特に重野

さんなんか、もう順調にいつていると。すばらしい施設ができるというふうな感触をお持ちだったんですか。不安はありましたか、不安があったか、なかったか。

○証人（重野 淳君）

あとは箱と形はできるんですけども、中の運転がどうなっていくかという多少の不安はございましたけれども、物としては、それなりの物ができたというふうに思っております。

○委員（松永隆志君）

午前中ちょっと質問があってございました、よそでの事故というですね。それは、この川崎製鉄さんそのもののやつが事故を起こしたというものじゃないですけども、その基になるようなもの、外国での事例とか、先ほど午前中ありましたけれども、そういうものを知った上でも順調にでき上がって、川鉄さんがやってこられて、向こうがちゃんと責任持ってやってくれるんだろうなというふうな認識だったんですか。

○証人（重野 淳君）

ガス化溶融はさまざまな機種にそれぞれ利点、欠点があるというふうに最初に申しましたように、ほかの機種でもそういう事故が起きたりしております。そういう事例も全部知った上で入札して、落札した業者さんが施工しております。まあまあよくできたのかなというふうに思っております。

○委員（松永隆志君）

そして今回のこの施設の機種というのは、ダイオキシン対策というのは万全だと。実際のデータから見ても、そしてコストパフォーマンス見ても、そして最終処分場も要らない。色々考えていったら、最新型施設であったのは事実だと思うんですけども、その時点ではこれはうまく進んできたなというふうに自分も平成11年から携わってきた。ああもうよくやってこられたなと、そういう感想持っておられたんじゃないですか。

○証人（重野 淳君）

そう思っております。

○委員（松永隆志君）

なるほどですね。わかりました。

そして、この変更覚書というのが、その後もずっと余り表に出なかった。実際問題になったから出たというのがありますけれども、これがその存在が組合議会の中で明らかになったのは、組合議会の議事録を見ると、平成20年の第1回議会なんです。それまでは性能に関する覚書の先ほど言われた概要版、そういうものが提出されただけなんですけれども、それまでの間、この変更覚書の存在そのものが求められなかったというのかもしれない

ませんけれども、なぜ公に公表されなかったのか。

○証人（重野 淳君）

概要版を提示したときには私おりましたので、概要版を説明して議会にご提示しました。私は、その概要版はこの見学者ルートの中に張り出してもいいものだと認識しておりました。ですから、それを詳細にまですると、金額が入っておりますので、メーカーとしてはよその施設との兼ね合いがあるので、ここで安く運転しているとなると非常にまずい部分があるから、金額は公表しにくいというご意見をお持ちでした。それはそうだなということで、多分、変更覚書自体は公表しなかったのではないかと考えております。

○委員（松永隆志君）

なるほど。そしたらメーカーさんのほうのそういうふうな色んな性能とか何が明らかになる部分もある、そしてコスト的なものも明らかになるから、やっぱり企業秘密といいますか、その機種機密として余りそれは出してほしくないというのがメーカーさんのほうからお話があったということですか。

○証人（重野 淳君）

金額については出さないでくださいというお話がありました。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この変更覚書そのものというものについては、そしたら何も公にできないようなものというものではなかったわけですか。

○証人（重野 淳君）

私はそういうふうに認識しております。金額については、確かにあるかもしれない。

○委員（松永隆志君）

わかりました。それで、これは、重野証人はちょうど稼働時点から他の部署に移られておりますのであれですけども、その後のいきさつというのはもう十分ご存じだと思うんですよ。応札条件、そしてそれに付随する流れの中でずっとこの施設はできてきて、稼働後大きなトラブルが、処理能力、そしてコスト性能、そういうもので問題が生じました。それらについて、今、重野証人として思われるのが、あの応札条件をこの施設は満たしているというふうに思われますか。

○証人（重野 淳君）

現在は、応札条件、覚書を満たしていないから裁判になっているんだというふうに認識しております。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そしたら、もう今の施設というのは、少なくとも組合が望んだ発注仕様のおりにはなっていないということははっきり言える

んですよね。

○証人（重野 淳君）

発注仕様という、ランニングまで入っていませんので、だから発注仕様施設はできているかもしれませんが、覚書、応札条件に満たす形には至っていないというふうに思っております。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

そしてもう1つお尋ねしたいのが、土井証人の陳述書というものも見られたことあるかと思えますけれども、土井証人もちょうど一緒に仕事された時期もあったかと思えます。土井証人は、重野証人がちょうど異動された後もおられたんですよ。そして甲第18号証、ご説明しますので、あれですけど、土井証人の陳述書の中に、この施設ができ上がって1、2年もたたないうちにJFEの久野さんが、「変更覚書で罰則をなくさなければ、会社の負担が大きく大変なことになった。」ということをおっしゃられたのを土井証人が聞いておられるんです。言ってみれば、この変更については、JFEさんとしては、先ほどの一点について。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員、今のところをちょっと示してください。

○委員（松永隆志君）

17ページですかね、甲第18号証の17。

○委員長（西口雪夫君）

の何番ですか。（3）の上、4行目からですね。

○委員（松永隆志君）

そこに土井さんが書いておられるんですよ。それはもちろんおられなかったからご存じないとは思いますが、結局、JFEさんとしては、先ほどの変更覚書の争点になっている一点保証というのは、その当時として、もうその1年後以内にそういう認識をされておられたということなんですけれども、これに関して、重野証人の感想、反論というのはございますか。

○証人（重野 淳君）

土井氏の陳述書は今、初めて読みました。それで、久野氏がこういう発言をしたという話は聞いておりましたけれども、陳述書にこういうふう書いてあるというのも、今、初めて知りました。

○委員（松永隆志君）

これを見て、結局、その変更覚書で、あなたが携わってやってきた、そしてそれを抑えてこられたことがこの争点になっていて、相手はそういうふうな言い方をされていた。それに対しての感想というのはございますか。いや、

あのときは絶対そういうことはなかったよと。

○証人（重野 淳君）

もちろんこのときには、最終的にはJFEの奥村氏が、もうこういう形でまとめようという形で話がまとまりましたので、こういう話は全然聞いておりません、もちろん協議の中です。

○委員（松永隆志君）

そしたら、協議の終了とか、協議を実際進行して、その取りまとめとか何かの主体はJFEさんが持っていたということですか。「これで終わりにしようよ」と奥村さんが言われたと、今、発言ですけれども。

○証人（重野 淳君）

いやいや、どちらもです。だから、まだ言うことが両方なくなるまで協議を続けたので、この時期までなったということです。

○委員（松永隆志君）

しかし、その主体というのは、私どもとしては、こういうふうな変更覚書、覚書から変更に至るものというのは、組合側が主体になってやられるべきものでやっておられたと思っていたんですけれども、実質、中身を突き詰めていったら、どっちかというとその中身とか文章とか何かのあれというのは、JFEさんからの提案が多かったような気がするんです。実際に技術的なものは向こうが持っておられた。

○証人（重野 淳君）

技術的なものは向こうから提示されましたけれども、最終的には双方で会議の中でまとめていったと。だからJFEが会議招集したわけでもございませんし、議事進行したわけでもないと思っております。

○委員（松永隆志君）

でも、最後に確認させていただくのが、もう先ほどと同じですけれども、この変更覚書の協議の中では、この一点保証の先ほどの前提となるというですね、2,000kcalで80,665t、これのみがJFEの保証の対象だということは協議としては絶対になかった。

○証人（重野 淳君）

一言もございませんでした。

○委員（松永隆志君）

はい、その辺、確認させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（西口雪夫君）

ここで5分間休憩をしましてから、また委員会を再開したいと思います。その後に、皆さんからの補足質問を受けます。

休憩します。

(午後1時55分 休憩)

(午後2時00分 再開)

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

これから先が予備性能試験及び引渡性能試験につきましての質問を、上田委員と町田委員のほうからお願いいたします。その後に、皆さんから補足質問をいただきます。質問をお願いします。

○委員（上田 篤君）

私は雲仙市から出ております上田ですけれども、予備性能試験及び引渡性能試験に関することについてお尋ねします。

まず、平成17年4月1日以降の本格稼働を前に予備性能試験と引渡性能試験が実施されましたが、あなたはこの試験にも係わっておられますね。

○証人（重野 淳君）

はい、係わっております。

○委員（上田 篤君）

この試験を行う場合、どういう内容にするのか、その試験の内容ですね。

それから、内容を定める際にも何か会議なんかに参加されているんですか。

○証人（重野 淳君）

参加しております。

○委員（上田 篤君）

ということは、この試験の中身にはかなり組合側というか、意向も反映されているんですか。

○証人（重野 淳君）

基本的な国の補助金をクリアする試験で臨んだと思います。

○委員（上田 篤君）

国のほうでこの試験をする際の基準があるわけですね。

○証人（重野 淳君）

例えば、焼却ごみ量がきちっと確保できる運転がどれだけとか、それから排ガスがどうであるとか、それからその後の排水とかスラグとか、そういったものがどうであるか、正常かどうかであるかとか、そういう検査項目がございます。あつたと記憶しております。

○委員（上田 篤君）

その基準というのは、どこが出しているものなんですか。

○証人（重野 淳君）

あらかじめ決めたものと、JFEがこれぐらいのもので出して、例えば、

ここから出るものであれば商品として相手方が取ってくれる。そういうものをそういう正常にできているというのを検査したものでございます。

○委員（上田 篤君）

そうじゃなくて、そういう基準を出しているのは、どこの——例えば、経済産業省とか色々国の機関、どういうところなのかということを知っているんですけれども。

○証人（重野 淳君）

厚生省、当時、厚生省ですかね。

○委員（上田 篤君）

わかりました。予備性能試験と引渡性能試験、これはそれぞれどういう目的で行うものなんですかね。

○証人（重野 淳君）

はっきり覚えていませんけれども、予備性能試験は、引渡性能試験前にきちっと決められた能力を発揮するかどうかを確認する試験が予備性能試験。引渡性能試験は、施設で決められた能力がきちっと発揮できるかどうか、排ガスの処理が十分にいくかどうか、そういったものを中心に検査する試験というふうに認識しております。

○委員（上田 篤君）

その両方の試験とも色々な項目があるわけですがけれども、全項目で、もちろんでしょうけど、合格の判定が出ていることは覚えてますか。

○証人（重野 淳君）

全項目合格が出ないと試験がクリアできないので、全項目合格だったと思っています。

○委員（上田 篤君）

この試験の判定、これはだれが下すんですかね。

○証人（重野 淳君）

例えば、排ガスであればそれぞれの公的検査機関から出された検査証、ですから、ダイオキシンがいちばん最後になりますので、ダイオキシンについては少し後で検査すると思います。最後の検査自体は組合職員で検査を行っていたのではないかなと思います。

○委員（上田 篤君）

すみません、公的検査機関が判定すると言いながら、最後には組合の職員が検査したということですか。

○証人（重野 淳君）

例えば、排ガスであれば、 no_x 、いいですかね。 no_x だったら no_x を検査するところ、 so_x だったら so_x を検査するところ、ダイオキシン

だったらダイオキシンを検査する公的に認められた機関から検査証が来ますよね。そういった書類を全部まとめて、この施設として稼働実績とか、計量器はきちっと動いているとか、そういう全部の部分をひっくるめて組合の検査者がした。

○委員（上田 篤君）

すみません、公的検査機関というのは、例えば、甲第31号証の1、2に、すみません、出してもらっていいですか。

○委員長（西口雪夫君）

わかりますか。書記、提示をお願いします。

（証人へ甲第31号証の1、2を提示）

○委員長（西口雪夫君）

何ページですか。

○委員（上田 篤君）

甲第31号証の1と2の大体全部について、色んな項目については検査結果が書いてあるんですよ。甲第31号証の1が予備性能試験結果報告書、そして甲第31号証の2が引渡性能試験結果報告書ということで、色んな項目が最初のページからずらっとありますよね。そこには、例えば、島津テクノロジーであるとか、長崎県生コンクリート工業組合であるとか、技術センターか。そういう報告書があるわけですけども、こういうのを公的な検査機関というふうに言われたんですかね。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○委員（上田 篤君）

こういう機関の検査とあわせて、項目によってはJFEそのものが判定を下す部分もあるんでしょう。

○証人（重野 淳君）

検査についてはJFEが判定を下すということはないと思います。

○委員（上田 篤君）

ない。わかりました。この判定について、かなり詳しい報告書ですけども、これについて組合とか管理者、副管理者、あるいは議員に対して説明するような機会というのはあったんですか。

○証人（重野 淳君）

まず、チェックはコンサルに依頼しております。それで、コンサルのほうで問題ありませんとか、この部分がこうで大丈夫ですとかいう意見を添えて、検査者が当時組合の次長をしていた村田氏だったと思いますけれども、村田氏が検査しております。それで、検査後、検査はこういうふうに合格しまし

たというのは管理者には事務上の報告が行っております。議会には、工事が終了しましたという形で報告しております。

○委員（上田 篤君）

今、言われた、議会に対して工事が終了しましたというのはどういう内容の報告なんですか。

○証人（重野 淳君）

建設工事が検査もひっくるめて工期内に終了いたしました。

○委員（上田 篤君）

ということは、検査そのものについては別にそれだけの報告とかはしていないわけですね。

○証人（重野 淳君）

ないです。と思います。

○委員（上田 篤君）

それと、今先ほど出されました村田さんですかね。この方はどういう立場の方なんですか。

○証人（重野 淳君）

当時、組合の次長です。

○委員（上田 篤君）

組合の次長。

○証人（重野 淳君）

はい。村田氏が検査者だったと思います。検査調書とかは来ていないんですかね。

○委員（上田 篤君）

ちょっと村田さんの名前は私もわからんやったもんですから、組合次長ですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（上田 篤君）

先ほども言いましたように、両方の試験ともすべて合格という判定が出ているわけですが、この判定の結果は、この施設が本格稼働しても順調に稼働することを、J F Eを含めて公的機関も太鼓判を押して保証したものと考えていいんでしょうかね。

○証人（重野 淳君）

先ほども、試運転のときに、私どもが事務室から中央操作室に色々セッションをした話をしましたが、そういう状態の試運転です。そして、J F Eのスタッフが重要箇所には何人も徹夜で張りついて24時間の稼働を

している状態が試運転です。試運転で得た結果がこうです。そして、J F Eのスタッフがかなり抜けて本稼働ですから、事務室も私を含んで何人かの工事に詳しい者も抜けましたので、あとのスタッフは運転するスタッフもひっくるめて頑張っていたかかないと本稼働は大変だなというふうには認識しておりました。

ですから、例えば道を造って道は検査します。それで、じゃ、ちゃんとした道ができたなら交通事故が起きないかといったら、車をちゃんと運転できないといけない。だから、施設がちゃんと運転できる形がないと、この施設を担保したわけにはならない。

○委員（上田 篤君）

道の例と機械というのは全く違うんじゃないですか。こういう施設の。

○証人（重野 淳君）

だから機械も動かす人がいるわけですから。

○委員（上田 篤君）

それは当然。

○証人（重野 淳君）

だから、動かすほうがちゃんと動かせなかったら厳しいですよという認識を私は持っておりました。

○委員（上田 篤君）

それは、しかし動かすのも J F E ですよ。

○証人（重野 淳君）

そうですね。

○委員（上田 篤君）

造ったのは J F E ですよ。これが合格したということは当然、もう合格が来たら本格稼働が順調にいくというふうに考えるのが普通じゃないんですか。

○証人（重野 淳君）

ただ J F E も、最初の性能試験をしたときの J F E は、建設に携わってきたメンバーです。だから、かなり詳しいメンバーです。それで運転する分は、運転する職種で雇われたメンバーですので、その辺の認識のずれがあったりするんで、頑張っていたかかないと厳しいというふうには思っております。

○委員（上田 篤君）

それはちょっと、普通の、さっきは性能保証でやっているわけですよ。そういう場合に、それを今みたいな言い方すれば、ちょっと一般的な商取引から考えてみても、ちょっとおかしいんじゃないですかね。どうなんですか。合格そのものが疑わしいものじゃないかという気がするんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

質問が終わってから答えてください。

○証人（重野 淳君）

はい、すみません。「J F Eが太鼓判を押したのか」と言われたので、J F Eは試験までで、施設ができ上がったということについては太鼓判を押したわけじゃなくて、こちらが検査して合格になりましたと。その後の運転は、運転するスタッフによる部分も大きいですよということです。

○委員（上田 篤君）

じゃ、運転には責任持たないということなんですか。

○証人（重野 淳君）

いや、運転は今度運転するJ F Eのメンバーが責任持つ。

○委員（上田 篤君）

同じJ F Eでしょう。同じ会社、J F Eがとにかく請け負って、どこか委託するにしても何にしても、J F Eが建設から運転まですべてを請け負ったわけですよ。そこをそういうふうに、合格という判定が出たのに、いや、そのメンバーが違うからと言われてもちょっと理解できないし、納得できないと思うんですけど、どうなんでしょう。

○証人（重野 淳君）

予備性能試験と引渡性能試験については、その施設の完成までの部分です。そこから、その後の運転が順調にいくかどうかというのは、また違う要素がたくさん含まれていますよということです。

○委員（上田 篤君）

合格判定の考え方として、そういうことは公式の文書として何かもらっているんですか。

○証人（重野 淳君）

合格判定は、施設として発注した施設ができ上がっていますよということの合格ですよ。ですよ。

○委員（上田 篤君）

はい、それはわかりますけど。

○証人（重野 淳君）

ですから、その後はどう運転していくかというのは、私は当然違う可能性はあると思う。可能性としてですね。

○委員（上田 篤君）

しかし、性能発注というのと施工発注ということで説明してありますよね。施工発注であればちゃんとできましたよで終わるでしょうけれども、性能発注というのは、当然順調に稼働することを含めた発注でJ F Eとしては受け

たわけでしょう。そういうふうに思うんですが、違いますか。

○委員長（西口雪夫君）

証人質問にお答えください。

○証人（重野 淳君）

性能発注、申しわけありません。私が係わったのは、だから予備性能試験までは係わっております。

○委員（上田 篤君）

ええ、ええ。

○証人（重野 淳君）

その後、どういうふうに運転できるかは、運転スタッフのことまでよく存じておりませんので、当時どういう打合せがあつて運転できたかがよくわかりませんので、それについては、私は言える立場にないのかなと。

○委員長（西口雪夫君）

上田委員、今、お互いのを聞いていますと平行線でございますので、ここではほかの方からちょっと補足質問を。

○委員（上田 篤君）

ちょっともう1つだけ、これに関して。

○委員長（西口雪夫君）

はい。

○委員（上田 篤君）

ということは、重野証人は、今、言われたような、一応検査では合格したけれども、今度から先は色んなことがあるかもしれないなというふうに当時から思っていたんですか。

○証人（重野 淳君）

やはり事務所から試運転の段階で、何というんですかね、トラブルを指摘するということは、やはり向こうだけでは完結できないということですから、頑張ってくださいねという形で話はしておりました。頑張って運転しないとちゃんと運転できないじゃないですかという話はしておりました。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員。

○委員（町田康則君）

17年の3月いっぱいまでは重野さん当然おられたですよ。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（町田康則君）

その3月に引渡性能試験の報告書を見られましたですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（町田康則君）

その引渡性能試験の中に、当然緊急作動試験というのがあります。その中に、緊急作動実施事項に緊急作動試験判定合格、停電試験判定合格です。そういう状態できちつとなっていると今さっき言われたのに、そこまでは別のところで、私からすれば、造って動かしてちゃんと、それこそそれを全部受けたのがJFEなんですから、造った人と実際にやる人が違うと言っている、それは一緒だと私は思いますけど。

ただ問題、今言いたいのは、平成18年9月17日に台風13号がありました。そのときに停電が発生いたしまして、3日間ごみ処理ができなくなったんです。そして、そのときにずっと調べたら、非常用発電設備のラジエーターファンが本来の周波数が違う50Hz仕様のもので設置してあったんですよ。ですから、当然動かないわけですね。そしたら、今、JFEが渡した緊急作動試験、停電試験で合格という報告書も含めておかしいということになるんです。きちつとした試験報告書になっていない。ひょっとしたら違うものがはめてあった、50Hzと60Hzですから。それがはまっていて本当にやったんだったら、そんなのは絶対にとまります、動きませんよね。だから、そういうふうなこともしていなかったということなんです。これは後で、平成18年、1年後のたまたま台風のときにこういうふうに停電になったことでわかったんですけど。

ですから、今、上田委員がずっと緊急作動試のときに、これをだれが判断したのかと、「外から」と言われましたけど、外からもきちつとした試験があつておれば、これは引渡性能試験で合格と出ないはずですよ。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員、そこの提示をしてください。今の事実の場所のですね。

○委員（町田康則君）

甲第31号証の2です。引渡性能試験の報告書を渡してあると思います。
(証人へ甲第31号証を提示)

○委員長（西口雪夫君）

9ページ、9番ですね。

○委員（町田康則君）

その一番後ろのほうに、緊急作動試験、判定合格と書いてあるんですけど、實際上、平成18年に起こっています。全く違う50Hz仕様のもので設置してあった。これで合格になるわけがないんです、本当は。そいけん、實際上、そのとき現場に少なくともおられたというよりも、そこに携わっておら

れたから。

○委員長（西口雪夫君）

書記、甲53号を提示してください。

（証人へ甲第53号証を提示）

○委員（町田康則君）

判定はおかしいということが今では言えると思うんですけど、どうですか。それについて証人はどう思われますか。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってくださいね。今、ラジエーターファンの不具合の書類を出しますので、ちょっと確認をしてください。わかりますかね。適合不合格の書類なんですけど。甲第53号証。今、ラジエーターファンのところでいいんですね、質問は。

○委員（町田康則君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

甲第53号証をちょっと見て判断してください。今の質問に教えてください。

ページが、書いてあるのが、甲第53号証の4ページの真ん中に、「装備されていたファンは50Hz地区用の製品でした。」とあります。わかりますか。

○証人（重野 淳君）

はい、わかります。

○委員（町田康則君）

實際上書いてあるのは、甲第18号証の土井さんの証言の中に、平成18年9月17日、台風13号による停電、これは7ページのところに書いてあります。これはもちろん、実際平成18年のときはおられないんですけど、おったときに合格と出たものがこういう状態だったということです。

○証人（重野 淳君）

よろしいですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ、証人。

○証人（重野 淳君）

甲第53号、それから土井氏の証言については、私は今、初めて聞きました。

それから、緊急作動試験は2回ぐらい試験期間中に実際電気の元をとめるという試験をやって、それでそのまますぐ非常用発電機に切りかわるとい

試験に立ち会いました。ですから、この時点でこれが焼き切れなくてうまく作動したのかどうかどうか、ここの部分が入っているのか入っていなかったのかその辺の詳細はわかりませんが、この試験自体は、緊急作動試験というのをやった記憶はございます。

○委員長（西口雪夫君）

証人は、その前にやめていらっしゃいます。ここまでの質問でしてください。この範囲内。引渡性能試験、予備性能試験の範囲内で質問をお願いします。

○委員（町田康則君）

わかりました。それともう1つお聞きしたいのは、性能保証に関する覚書と覚書変更ですね。すみません、ちょっと元に戻るんですけど。覚書の変更について証人は係わっておられたと言われたんですけど、今、裁判をやっている中で、変更覚書を取って、向こう側のJFEのほうからは、これの変更覚書によって、用役費の定額保証は廃止されたということを言っているんですね。ですから、そういう気持ちは当然ないと、あれは言われていたんですけど、そこだけ1点だけお聞かせ願いたいのは、今、覚書と変更覚書と変わらないというようなことを証人は答弁の書の中でも言っていたらんですけど、それが実際にはそういうふうにとられて変わってきているんですけど、それについてはどう思われますか。

○証人（重野 淳君）

非常に心外だと思います。協議の中でもそういうことは出ておりませんし、そういう話にはなっておりません。確かに、金額から数量に振り替えたという事情はございますけれども、中身的にはイコールだと思っています。

○委員長（西口雪夫君）

証人いいですか。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

先ほどの引渡性能試験の結果なんですけれども、実は3月16日が302tなんです。甲第31号、引渡性能試験の結果をちょっと見てください。よろしいでしょうか。

○証人（重野 淳君）

31の1ですかね。

○委員長（西口雪夫君）

甲第31号証の、引渡しの件は、甲第31号証の2かな。（「2です」の声あり）甲第31号証2を見てください。（「数量があります」の声あり）

の引渡性能処理トン数ですね。

○証人（重野 淳君）

はい、はい。

○委員長（西口雪夫君）

これが3月16日、302tですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○証人（重野 淳君）

そして、3月17日が311t燃えているんですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

ところが、本格稼働しました4月1日から4月18日までの2炉運転で平均193tなんですね。そして、4月19日から5月22日までの3炉運転で207tなんですね。この結果をどう考えますか。ただ、作業する方の能力がちょっと落ちた。それくらいの問題で片づけられますか。

○証人（重野 淳君）

細かな数字、当時の運転状況を見ていないから、私の段階では何とも言えないんですけども、例えばごみがたくさん滞留したことによって、ごみのカロリーが下がってくる。濡れたごみをたくさんピットに入れなくちゃいけなかったとか、投入口に入れなくちゃいけなかったとか、ほかの要因があったりうまく運転できなかったのかなど。

○委員長（西口雪夫君）

これは後の問題なんですけど、実は9月6日にピットに水を、おたくが辞めた後なんですけどね、9月6日に。

○証人（重野 淳君）

漏水が。

○委員長（西口雪夫君）

漏水じゃありません。ピットの中に排水の投入をJFEが認めておられるんですね。約5,000tという数量も出ています。それが結局ごみ質の低下ということにつながっていると思うんですけども、実はこの前、ちょっとある方に聞いたら、これは確実じゃないかもしれませんが、試験のときから排水の不備があって少し入れたやなかかという話もちょっと聞いたんですけど、その辺はどうでしょうか。

○証人（重野 淳君）

施設全体を言っているんですかね。

○委員長（西口雪夫君）

はい。

○証人（重野 淳君）

ごみを投入して、最初の乾燥させるところがありますよね。名前が今すぐ出てこないんですけど、昔の話になったので。脱ガスチャンネルですね。脱ガスチャンネルのところで水分はある程度入っていても、蒸発させてコルク状のごみにして炉に入るといふうに聞いております。だから、水はある程度排水で芥になったようなものはピットに投入しても問題ないと。ある程度ですね。それは、だからあくまでもごみ量を勘案して入れなくちゃいけない。そんなら、先ほど言われたようなたくさんの水が入るといふのはちょっと考えにくいと思います。

○委員長（西口雪夫君）

そうですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

ほかに質問ございませんか。柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

今までずっと聞いて、非常に重野証人が研さんされているということを理解したわけですがけれども、今までの中で確認をしたいことが1つあるんですけども、この発注仕様書のこれの意味はどういうものか。甲第3号証を提出してください。それと甲第4号証、そういうことで。

○委員長（西口雪夫君）

甲第3号証、甲第4号証、提示をお願いします。簡潔に質問をお願いします。

（証人へ甲第3号証、甲第4号証を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

これはどういう趣旨でこれを作られたんですか。発注仕様書のごみの量、質に対する保証ということもありますけれども、発注仕様書自体がこういう形で作るということの全体の流れなんですけれども、発注仕様書を作った意味は何だったんですか。

○委員長（西口雪夫君）

今の質問はちょっと私も理解しにくいので、もう1回わかりやすく質問してください。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。この発注仕様書の中に、ごみの量、それから質、それから

稼働率ということと、それに対する保証ということがあるわけですが、こういうことを提示して、機械の性能を確認しながら発注をかけるというやり方だと思うんですけども、この発注仕様書の3ページ、それから4ページ、それから25ページを見ていただければわかるとおり、1日300tという処理能力ということと、それからごみの質、それから25ページではそれを範囲内で処理するということが書いてありますけれども、この発注仕様書は応札条件の前にこれを出されて、これに対する内容の説明を受けて、それから指名業者を決めたという経緯があるわけでしょうけれども、この基になるこの数字は、保証するものとなっているものですから、どういうふうな解釈で見とけばいいのかということを知っているわけですが。

○委員長（西口雪夫君）

証人、今の質問わかりますか。

○証人（重野 淳君）

よくわかりません。稼働率ってどこに載っているんですか。

○委員長（西口雪夫君）

もう少し具体的に質問してください。

○副委員長（柴田安宣君）

公称処理能力の中で300tが24時間という処理能力を有すると書いてありますよね、3ページの一番上。これが1つと、それからその後ろのページ、先ほど言われておった1,100kcalから2,800kcalの組成のごみの質ですね。これと、後ろのほうで25ページを見ていただければわかりますけれども、ここに責任施工ということで、これをその責任にしなければならぬという当然項目は当たっておりますけれども、その下のほうに、性能保証の事項ということでごみの処理能力、「指定されたごみ質のすべての範囲内について24時間稼働で1炉当たり、計画処理能力を満足すること。」とあるものですから、この保証事項ということは当然発注仕様書を読んで、応札に応じた人たちは責任施工をもって保証をするということで臨んだと思うんですけども、そういうふうに認識していいですかね。

○証人（重野 淳君）

そう思います。

○委員長（西口雪夫君）

ほかに質問ございませんか。上田委員。

○委員（上田 篤君）

先ほどのちょっと続きなんですけども、合格判定と、先ほどちょっとありました本稼働開始直後からさまざまなトラブルがあったと。これは土井証人が陳述されていますけれども、連結管の詰まりが平成17年の5月、稼働し

てからすぐですよ。連結管の詰まりがわかって、処理量が非常に減少したとか、もうちょっと時がたって、非常用のラジエーターファンとか、あるいはジャケットの冷却水漏れというのを土井証人は指摘されております。こういうトラブルと、先ほど説明あった合格判定との関係なんです、重野さんは、こういうトラブルと合格は矛盾すると思うのか、あるいはそれとも逆で、さもありなんというふうに思うのか、どっちなんですか。

○証人（重野 淳君）

合格はあくまでもそのときの工事終了の段階で施設が満足しているかどうかだと思います。

それから、その後に色々なトラブルが起きる部分は、それは施設的には不備があったかもしれませんが、でも、そういったものは補強工事により現在はきちっと稼働するようになっているというふうに聞いておりますけれども。

○委員（上田 篤君）

いやいや、私が言いたいのは、補強工事をしたのはその後、補強工事だ、改善改良工事だと色々やっていますけれども、その引渡しを受けた直後にトラブルがあったというふうに証言されているでしょう。このことをどう思うのかということですよ。例えば、5月にはもう連結管が詰まってしまったとか、処理ができなかったのは、ここにいなかったにしてももちろん知っているでしょう。

○証人（重野 淳君）

連結管のすぐ隣の部分では、急速冷却塔というところで、カーッとシリカをかき取るような機能が付いているんです。その手前の連結管で何で付いていないのか、溶かす設備も何で付いていないのかというのは、今になれば連結管詰まりというのを聞けば、指摘する部分はあるかもしれませんが、建設の時点では、そこについては詰まらないからという話であったと思います。

○委員（上田 篤君）

それが、認識が甘かったということでしょう。

それと関連しますけれども、建設して予備の性能試験が17日間ですよ。引渡しの性能試験4日間、計21日間運転していたんですよ。1日、2日じゃなくて、その前も試運転をやっています。それが本格稼働を始めた途端にトラブルを発生したということは、色んな問題があるにしても、試験に問題があったのかとか、あるいは機械に問題があったのか、両方に問題があったのか、私はここが非常に疑問なんですけれども、重野さん今から振り返ってみて、どう思われますか。

○証人（重野 淳君）

私は、試験までの間しかおりませんでしたので、試験までの間は、私どもも検査に協力して、そういったトラブルがないように頑張って検査をまず乗り切る。3月までの完成をきちっと仕上げるということで業務を終わっております。

○委員（上田 篤君）

先ほどの質疑の中で、試運転のときですかね、スラグのモニターを見ながらおかしいんじゃないかという指摘もされたとありましたよね。あれはやっぱり設備の不備のあらわれなんではないですかね、どうなんですかね。

○証人（重野 淳君）

設備の不備なのか、運転の未熟さなのか、すぐとめて直せば大丈夫な部分ですから、それをそのままにするとと大きなトラブルになる、機械全体をとめなくちゃいけないことになる、そういうふうになると思いますので、そういったちょっとした気の遣い方の積み重ねで、トラブルが発生するのかなというふうに思っております。

○委員（上田 篤君）

運転に携わっている職員の人は一応専門家ですよ。そういう専門家が、重野証人の指摘を受けて初めてあわてて直しに行くようなこともあったわけですよ。本格稼働の前か、試運転時ですかね。ここで非情にやっぱり不安が感じられました。当時、どうです。

○証人（重野 淳君）

ですから、そういうことがないようにきちっとしてくれという指示はしました。

○委員長（西口雪夫君）

柴田副委員長。

○副委員長（柴田安宣君）

同じことなんで。先ほど松永委員が言われよった入札指名業者への応札条件というのがありますけれども、これを提示していただけませんか。甲第4号証です。それと年間経費内訳書というものを出示してください。甲第5号証です。

（証人へ甲第4号証、甲第5号証を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

これの2ページの一番下のほうの項を見ていただきたいんですけども、この6億7,500万円という数字が出ておりますけれども、「応札される場合は、ごみ焼却施設の年間平均経費が6億7,500万円以内に納まるよう経費の内訳書を提出して下さい。以上の提出される年間経費は、保証事項となります。」ということで書かれておりますから、今から出される年間経

費、先ほども出とったですけれども、メーカーが出した年間経費内訳書は入札した時点で保証事項というふうに書いてありますけど、そういうふうに理解していいですか。

○証人（重野 淳君）

はい、そういうふうに理解していただいていると思います。

○副委員長（柴田安宣君）

それと、年間経費内訳書はそれに基づいて出してあるわけですから、それは保証事項の金額になるということで認識していいですか。

○証人（重野 淳君）

工事の保証事項というより、運転の保証事項というふうに私どもは認識しております。

○委員長（西口雪夫君）

先ほど、その辺は松永委員のほうで質問、確認していますね。ほかの質問に変えてください。

○副委員長（柴田安宣君）

そういうことであれば、もう1つ出していただきたいのが、性能保証の覚書の分があります。甲第8号証。

○委員長（西口雪夫君）

先ほどの松永委員とまた違った質問ですか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。この4ページを見ていただければわかるとおり、「応札条件に示す年間平均総経費の保証事項（用役費、副産物再利用経費、維持補修費及び人件費）は毎年度末に検証し、超過と判定された分については乙の負担とするものとする。」ということで罰則規定等があるわけですが、これと同じように、応札条件を基にこれを管理していかうということの保証がついていると思うんですけれども、こういう全体的に見て性能保証に関する覚書は罰則規定まで含めて応札条件の保証ということで、その性能保証ということでこの覚書を取り交わしたというふうに認識していいですかね。

○委員長（西口雪夫君）

今の質問、ご理解できますか。

○証人（重野 淳君）

よくわかりません。何を言おうとして。

○副委員長（柴田安宣君）

先ほど言いますように、応札条件があったでしょう。その中で、金額の保証があったでしょう。そして、建設をした、それで運転をした。そして運転をするために経費の覚書を取り交わしたとき色々経費の問題があったでしょ

う。それは、応札条件に基づいてその経費を取り交わすのが覚書であるわけですから、それは応札条件に基づいてされたわけだと思えるんですけども、そういうふうで認識していいのでしょうか。

○証人（重野 淳君）

甲第4号証については、6億7,500万円となっていますよね。甲第8号証、甲第3ページ、上から3段目は5億8,700万円となっていますよね。これは、あくまでも甲第5号証の5億8,600万円に基づくものですよ。ですから、甲第4号証の考え方で甲第5号証を反映して甲第8号証ができています。

○副委員長（柴田安宣君）

そのとおりだと思えるんですけども、基本的にはその応札条件から出てきた数字に基づいて内訳書が出て。

○委員長（西口雪夫君）

副委員長、すみません。もうその質問は先ほどの松永委員と同じ質問ですので、ほかの質問に変えてください。

○副委員長（柴田安宣君）

それと、先ほど重野証人の陳述書が出ておりました。甲第17号証です。
(証人へ甲第17号証を提示)

○副委員長（柴田安宣君）

それは記憶があると思えるんですけども、年間処理能力そのものが今、一点保証問題になっておるんですけども、あなたの陳述書でいけば、年間1日300tの処理能力であって、これが365日計算したもの、100,000t余りの数字がここに出ておりますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

副委員長、すみません。証人は今日ここに来られて非常に聞くだけのあれで答えんばけん、そがん長々と言われたら全く判断できませんので、簡潔にお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。陳述書の中で100,000t近くの数字が出ておりますけれども、これをこの機械は能力を発揮すればこれだけできるんだという陳述書が出ておりますけれども、こういうことで認識されたのはどういうことでされ、そういうふうにかかれていた根拠はどういうところにあるんですか。

○証人（重野 淳君）

もちろん365日稼働するわけじゃないですから、極端な話ですけども、施設能力というのはこうですよ、一点保証じゃないですよということを説明したくてそういう記述をしたと思っています。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員。

○委員（松永隆志君）

先ほどの重野証人の発言の中で、今はかなり性能、処理能力そのものは、今も現在ちゃんと稼働はしているわけですね。そういうことで補強工事、改善改良工事を経てよくなったという発言がありました。補強工事という意味は補うわけですね。補って強くすると。改善改良工事というのは、元々おかしかったものを改善として改良する工事。結局その2つの工事を経なければ、当たり前にならなかったということはどう思われますか。それは元々重野証人がおられたその時点ででき上がったものは、言ってみればそういう工事をしないと完璧なものといえますか、その処理能力を果たせなかったということは、そのときは不備だったということは思われませんか。

○証人（重野 淳君）

非常に鋭いところと言われればそうなんですけれども、最初のほうの機種選定の中でストーカ炉ですけれども、ストーカ炉も安定して運転できるようになるまでには約10年経ったというふうに言われています。10年経つまではストーカ炉でも色んな不備があって、それを色んな施設で直しながら、各社ごとの創意工夫をしながら、きちっとしたものに仕上がっていった。それで、自動車の場合は、走行テストをして車を大丈夫な状態にして市場に出す。しかし、船の場合は、海に出してお客さんに渡して、悪い部分はまたドックに入って1年、半年、修理してまた海に出す。そういう考えに近いのかなど。

確かに、安い買い物という形でガス化改質、ガス化溶融炉をしましたけれども、それについてはまだまだ使うほうも業者側も両方で協力して、いいものに使い上げていく。ですから、車のようにでき上がったものを売って買ったというよりも、船のように、今から両方で使い上げていくものだというふうに私はどちらかという認識しております。

だから、5年、10年たって、ストーカ炉のようにいい炉になっていただければというふうに私は認識しておりました。

○委員（松永隆志君）

今のご意見、よくわかるんですよ。そうなりますと、性能発注をこちらはやっているわけですね。だから当然、それは途中で改善改良されて構わないんですよ。そして、なおかつ補強工事でも何でもやっていただいて、いい色に仕上げてください、性能発注どおりにしていただけるならば問題ないわけです。それが5年かかると言われるなら5年でもいいと思うんですよ。しかし、その経費というのは、そもそも最初に性能発注した時点で、そうい

う形をお願いしますという形のものならば、そしたらどちらが負担すべきものですか。

○証人（重野 淳君）

ですから、その部分もひっくるめて向こうに持ってくださいという裁判を今、組合はしているんですよ。

○委員（松永隆志君）

だから、言ってみれば、でき上がった当時は、まだ改善改良工事が必要な形で、そういうふうなものだったということには間違いはないということですよ。実際に行われているわけですから。

○証人（重野 淳君）

完成した当時ではわからないですけども、今になってみれば、そういう要素は含んでいたというふうに思っております。

○委員長（西口雪夫君）

最後に1つ質問します。

先ほど松永委員の質問の中でお聞きしたかもしれませんが、変更覚書、甲第10号証の資料見なくてもわかると思いますけれども、年間80,665tですね。これが今、裁判の争点になっておりますけれども、80,665tは、結局この数字はどうして出していますか。

○証人（重野 淳君）

整備計画書自体で施設能力をはじき出す上というか、施設動力を算定する上で221tという1日平均のごみ処理量が出てまいります。それに280日を掛け合わせたのがその80,665tであったと思います。

○委員長（西口雪夫君）

365ですね。365日を掛けて。

○証人（重野 淳君）

ごめんなさい。365の221t。すみません。

○委員長（西口雪夫君）

では、重野証人は1日当たりの221tで足りると思っていらっしゃいますか。

○証人（重野 淳君）

だから、それはあくまでも平均ですので、施設能力は300tです。

○委員長（西口雪夫君）

300ですね。はい、わかりました。（「すみません、いいですか」の声あり）はい。

○委員（上田 篤君）

先ほど、松永委員がちょっと質問したことに関連するんですけども、重

野証人は、この間の裁判で色んな方が陳述されていますけれども、陳述書とかは読まれたことはありますか。

○証人（重野 淳君）

自分の陳述書しか読んでいないです。

○委員（上田 篤君）

そうですか。先ほど、5年かけても10年かけてもお互いに努力していいものを造っていけばいいというふうに言われましたけれども、陳述書を読んでもみますとね、色んな証人の方があって、組合には一切黙って、ごみピットに水を大量に投入していたという事実も明らかになっているんですね。ですから、そこで言われているのは、決していいものを造ろうとして、お互い努力して足りなかったんじゃないなくて、はっきり言えば、うそついて納めて、ばれたからそれを応急手当していくというふうな内容みたいなんですよ。これはご存じですか。

○証人（重野 淳君）

そういうトラブルがあったことは知っております。非常に残念に思います。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

また新たな質問ですか。

○副委員長（柴田安宣君）

先ほどは実施設計図書だったんですけど、私が確認したいのは、契約設計図書というものがあるわけですけども、この甲第30号証の1を出してください。

（証人へ甲第30号証の1を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

これの1ページと、1の2の1、2カ所を見てみてください。これも先ほど言われた性能発注仕様書と同じ項目と施工項目が書いてありますけれども、これも同じようなことで保証事項が書いてあります。そういうことで、性能発注を受け継いで、ここまできて、それで契約図書を策定して組合のほうに取り交わしたというふうに理解していいですかね。認識していいですか。この契約図書はそういう意味があるんでしょう。実施設計図書の前に契約図書を取り交わすわけでしょう。

○証人（重野 淳君）

そうですね、はい。

○副委員長（柴田安宣君）

そこまではその保証事項がついてきているんですよ。

すべてのごみの範囲内という保証事項がそこに出てきておるわけですが、その施工についての保証もそこに出てきているわけですね。施工に対しての全く発注仕様書と同じやつがそこに書いてあるものですから、ですから、その精神はそこまで受け継いで保証事項もそこまできているというふうに私は理解するんですけども、そういうふうに理解しとっていいですか。

○証人（重野 淳君）

はい、いいと思います。

○委員長（西口雪夫君）

はい、最後にしてください。

○委員（町田康則君）

先ほど、重野証人が言われたこういうふうな施設は、できてから色んなところの不備を直しながらきちっとしたものにしていくというふうにちょっと言われたんですけど、私どもは、色んなものを買ったときに、それが本当だと言われるかもしれませんが、普通買ったときに、きちっと少なくとも何年か経ってから色んなものが老朽化して不備になってくるというのはわかりますけど、買ったばかりできちっとできないというのは、やはりおかしいんじゃないかなと。先ほどの証人のあれは証人だけの考えですか、それともその当時、皆さんおられた組合全体そういうふうにやっぱり思っていたんですか、私はそれだけ聞きたい。

○証人（重野 淳君）

まず、私だけの考えです。私だけの考えですし、ストーカ炉が形成されてきたのを見ると、ストーカ炉が安定して動くようになったのには、それだけ年数がかかっている。そういう意味では、もちろん造るときには造った時点で完璧なものを造ろうと目指しますけれども、ある程度それぐらいの懐の深い双方の配慮が必要なのかなというふうに思うということです。

○委員（町田康則君）

一緒になってできたものを、うまくいくようにというふうに本当にやってきたんだったらいいんですけど、先ほど上田委員もちょっと言ったんですけど、正直言いまして、排水をまた別のところに持って行ってするには、お金が掛ったり、色々するもんだからということでピットの中に、あのピットにごみがぷかぷか浮かぶぐらい水を入れたということが、實際上、写真もあるわけですね。そんなのを見ると、とてもじゃないけどこの機械をうまく一緒になってやっていきましょうというのは見られないんですね。

だから、そこだけちょっとどうしても私は証人の意見と違う、違うのはいいんですけど、証人は、今、現実に初めて知られたかもしれませんが、そ

ういう状態があったということに対してはどう思われますか。

○証人（重野 淳君）

感想ですけれども、ですから、私とそれから一緒に頑張って施設建設してその後までいた、陳述書であれば土井証人とは相手方の人間が急に変わったのかねというような感想は持っております。ただ、あくまでも組合としてこれから持っていく道は、この施設をいい施設にしていく。それで、できれば向こうにもそれに歩み寄っていただく、そういう姿勢が必要だと思っております。それに至らない部分が今、裁判対象となっている部分だと思っております。

○委員長（西口雪夫君）

後にも証人が控えていらっしゃると思いますので、この辺で一応重野氏の証人尋問を締めたいと思っておりますけれども。

どうもありがとうございました。以上で重野証人に対する尋問は終了しました。証人におかれましては、長時間にわたりましてご協力いただきましてありがとうございます。心からお礼申し上げます。（「ご苦労さんでした」の声あり）では、証人ご退席ください。

（証人退室）

3時5分から開会します。

（午後2時55分 休憩）

（午後3時05分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に続きまして委員会を再開させていただきます。

次に、佐原良之氏の証人尋問を行います。

それでは、証人を入室させてください。

（証人入室）

○委員長（西口雪夫君）

証人におかれましては、お忙しいところをご出廷いただき誠にありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるようご協力をお願いいたします。

証人をお願いいたします。出頭カードに記載されていることについて間違いありませんか。

○証人（佐原良之君）

間違いありません。

○委員長（西口雪夫君）

はい。それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければ

ならないことになっております。宣誓を言った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分に注意をしてご証言をください。

それでは、法律の定めによるところによりまして証人の宣誓を求めます。

ここで報道関係各位に申し上げます。テレビカメラ、写真等の撮影は中止をしてください。

傍聴人も含め全員起立をお願いいたします。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、佐原良之証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（佐原良之君）

宣誓書、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

○委員長（西口雪夫君）

着席、お願いいたします。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

（宣誓書署名捺印）

○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

また、これから質問しているとき、また、証言をされる際も着席のままです。結構でございますので、お願いいたします。

なお、録音をしておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えください。

それでは、調査に当たっていただきました柴田副委員長、田添委員のほうから質問をお願い申し上げたいと思います。

書記、書類の提示をお願いいたします。

証人へ甲第2号証、機種選定小委員会検討経過の提示をお願いいたします。

（証人へ甲第2号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

しばらくお待ちください。よろしいでしょうか。（「はい、すみません」の声あり）

それでは、柴田副委員長、質問を始めてください。

○副委員長（柴田安宣君）

愛野の柴田でございます。今日は本当に遠いところご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

何分、この炉の状況が思わしくないというふうなことと、流れの中で、こ

れがどういう形でこういう形になったのかということ进行调查するために百条委員会を立ち上げたわけでごさいます、何分、佐原証人にとっては12年も前の話でごさいます、記憶も定かでないところもあると思いますけれども、ひとつご協力のほどお願いいたしたいと。

まず、機種選定小委員会というものが平成11年7月に立ち上げられまして委員会が発足したわけでごさいますけれども、あなたは当時の事務局長として、1回から7回までの機種選定小委員会すべてに出席されましたか。

○委員長（西口雪夫君）

証人お答えいただきます。

○証人（佐原良之君）

あの定かではありません。7回とも出たと思っています。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、ようございます。

委員会の構成について確認させていただきます。

委員は吉岡島原市長、古賀小長井町長、それから木下有明町長、それから松藤小浜町長の4氏でごさいましたよね。

○証人（佐原良之君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

副委員長、もう少し声を上げてください。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

当時の事務局の担当者ほどなただつたですかね。

○証人（佐原良之君）

事務局の担当、担当というのは直接3名で出発をしましたので、だれと固定をせんままに来ました。

ただ、主にやってくれたのが島原から派遣していただいた神尾という吏員が中心になってやってくれました。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。この機種選定小委員会の役割についてお伺いしますけれども、必要に応じて管理者吉次市長に参加をいただいたとありますが、どのような役割であったですかね。

○証人（佐原良之君）

ちょっと質問の趣旨がわかりませんが。

○副委員長（柴田安宣君）

小委員会に、必要に応じて管理者吉次諫早市長にも参加いただいたとあり

ますが、どのような役割だったか覚えておられますか。

○証人（佐原良之君）

役割は管理者という立場だけでございます。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

その当時、多分、土地の選定の小委員会と機種選定の小委員会と2つに分かれとったはずですけども、佐原証人はどのような役割であられたのですかね。

○証人（佐原良之君）

その役割というのがどういう意味で言われているのか、ちょっと理解し切らずにおるんですけど。

○副委員長（柴田安宣君）

どちらの担当、両方とも担当をされとったということですか。

○証人（佐原良之君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

当時、コンサルタント契約を結んでいる会社がありましたが、小委員会の、機種選定小委員会における役割というものはどういうものであったか覚えておられますか。

○証人（佐原良之君）

その役割と言われると少し違うかもわかりませんが、一応、参考人といいましょうか、そういう立場で意見を聞いてもらって回答という、わかっているようなことを、全然素人ばかりのいわば集団でございましたので、そういうわからんところを少し補足してもらったり助言をしてもらったりという、そういう形だったと思っています。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、ありがとうございます。

第1回小委員会が、11年7月13日に島原市役所で開催をされております。その件でお尋ねしますけれども、委員の共通意見として3項目が記載されています。申しわけないですけども、1回目のこれ提示をお願いします。

甲第36号証の。

○委員長（西口雪夫君）

いや、これは甲第2号証の1にあります。

○副委員長（柴田安宣君）

あつ、甲第2号証の1か。

○委員長（西口雪夫君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

甲第2号証の1のほうに。

○委員長（西口雪夫君）

証人わかりますね、今の話は。

○証人（佐原良之君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

これに1回から7回、8回、9回ということで、協議された項目が議事録ではないんですけれども、会議記録として出されております。これに基づいて質問させてもらうものですから、よろしくお願ひしたいと思うんですけれども、共通意見としてここでも対峙されておりますけれども、その3項目の記載の中で、1つとして、今までの実績を重視して選定してはどうかと。

2として、今回の施設を実証炉にはしたくないと。

そして、3として、入札で業者の決定を行うということで、この3項目は委員の共通の意見として記載されておりますが、そのとおりであった、どうだったですかね。

○証人（佐原良之君）

と思います。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。そのほかの意見として採用が見込める方式として5方式を取りまとめるということもありますが、これも委員会の共通認識だったのでしょかね。

○証人（佐原良之君）

委員会の共通認識だったと思っております。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。その下のほうで、ガス化改質方式というものが上がっておりますけれども、このガス化改質方式は、まだ実証炉もなかった時代の中で5方式の中に1つとして加えたのは何か理由があったんですかね。

○証人（佐原良之君）

定かではありませんけれども、整備計画書の中に、コンサルが今、こういうふうな取り組みがあつているところがありますというような形で提示をしたのが、このガス化改質方式だったわけです。ですから、そういうのも含めて委員会ではお出しをさせていただいたということでございます。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。そうすれば、今、答弁されたとおり、この機種について色んな委員会の中の資料というものが出されておりますけれども、この委員会から出されている資料については、大体今、言われたとおり総合エンジニアリングですか、そのコンサルタントのほうからの資料ということで認識していいですかね。

その中で、その最先端の炉という。

○委員長（西口雪夫君）

すみません。今、ちょっと質問に答えてください。

○証人（佐原良之君）

そうです。

○副委員長（柴田安宣君）

最初からこの最先端の炉ということで提案された理由ということは覚えておられますか。

○証人（佐原良之君）

それもちょっと定かではありません。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。そのときはコンサルタントもおった中での会議だったんですかね。

○証人（佐原良之君）

いいえ、それは資料としてもらっていたものを出しただけです。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

第2回目の機種選定小委員会が11年8月4日に東京諫早事務所で開かれております。これについてお尋ねをしますけれども、なぜ東京事務所で開催をされたのかなと思うんですけれども、どういう理由で東京事務所で開催されたんですか。

○証人（佐原良之君）

たまたま視察に行っているときでして、その視察の間で空き時間を利用して小委員会を開いてもらったということです。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。

東京ですから、色んな人がメンバーに加わる可能性もあるわけですがけれども、このときの小委員会に加わった委員会と関係する以外の人たちの参加はなかったですか。

○証人（佐原良之君）

ありません。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

1つだけ確認をさせてもらいたいのが、佐原証人が1回目の委員会が設立されて会議があった後に、1回目が7月13日ですから、その後に7月7日から10日にかけて小委員会の参考にするためということで視察を行っている報告があり視察を行われておりますけれども、この視察先は、神奈川、千葉、埼玉、東京となっておりますが、どのような形で選定されて視察に行かれましたか。

○証人（佐原良之君）

そこいらはちょっと記憶にありません。

○副委員長（柴田安宣君）

これから行きますと、佐原証人と神尾さんと2人で東京方面、関東方面を3泊4日で視察されていると。ほんで、この炉がストーカ炉プラス流動床プラス熔融炉という形の炉と高温ガス化ということで、シャフト炉、それからキルンガス化炉と流動床炉ということで代表するような炉の視察をされているというふうなことで記録はあるんですけども、記憶は定かじゃないですか。

○証人（佐原良之君）

申しわけありません。確かにあっちこっち行かせていただいたことは事実です。それは私たちも素人でありましたし、ある程度説明する資料を用意しなければいけない部分もありましたので、そういう意味であっちこっち行かせていただきました。それは、どこがどういうものだったかというのはちょっと定かではありませんけれども、申しわけありません。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。とすれば、確かに皆さん方、炉について初めてのことで相当研さんされたと思うんですけども、その資料そのものは多分コンサルタントがどこにどういう炉があるよという提案はされたのだろうと思うんですけども、そういうふうに認識していいですか。

○証人（佐原良之君）

コンサルタントと、もう1つは業者が直接宣伝といいましょうか、自社の製品はこういうふうに頑張っておりますよみたいなのがありましたので、そういうふうなものも踏まえて多分行かせていただいたと思っています。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。まあ比較検討ということで、その視察先での比較検討はもう昔のことですからなかなか思い出さないだろうと思うんですけども、そこら辺の比較検討をされたことはないですか。

○証人（佐原良之君）

それは多分、多分で申しわけないんですけども、この機種選定小委員会には全部報告をして、そして、そこで協議をしていただくみたいな形をとっていたと思っています。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。とすれば、それに持ってきた、持ち寄って視察した分の資料は提供したと。

○証人（佐原良之君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。まあ小委員会の参考にするための視察を行っていくということの報告があるもんですから、多分そういう形ではなかったろうかと思って確認をさせてもらったわけです、どうも。

まあ前のことで申しわけないんですけども、余り覚えていないと言われるからもう確かめようがないんですけども、従来型のストーカ炉で、ほとんど90%以上がこのストーカ炉だったですね。で、その後で厚生省のダイオキシンに対する通達が、たしか平成9年1月に出てからガス化溶融炉がずっと出てきたという中で、まだストーカと炉の最盛期の時期であるわけですから、それが中心だったと思うんです。

で、この今、視察されたシャフト型とかキルン型、流動床式とかいう炉は、先端型の炉と言われとったもんですから対象になって、その参考のための資料で研さんされたかなと思ったんですけども、記憶は定かじやないですかね。

○証人（佐原良之君）

はい、申しわけありません。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

今回、佐原証人が言われるとおり8月2日から5日にかけて、東京と大宮、それから横浜の視察に行っておられますけれども、東京の近くですから、千葉の川崎の製鉄会社でありますガス化溶融炉が、今、多分この時期に建設中であつたんですけども、ここのほうに立ち寄るといことはなかったですかね。

○証人（佐原良之君）

川崎はその後だったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

後ですね、はい、わかりました。

この委員会の中で、機種の選定にはもう少し時間をかけるべきだというふ

うなことで、10月の視察研修を終えて10月末には機種を選定をしたいという視察先等の確認をされておりますけれども、10月に向けての視察先の検討ということはされましたか、東京事務所での会議の中身にこれを書いてあるものですから。

○証人（佐原良之君）

これは多分ですけれども、県との協議の中で、なるべく早く機種を選定をして書類を提出しなさいという、そういうのが前提にありましてこういう話になったんだと思っています。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

まあ僕らはそのずっと前、後ろ、何年ぐらいどういうことだということで頭の中に入っているものですから聞くんですけれども、一旦現職を離れば、記憶がもう定かじゃないということは理解します。ただ、確認だけさせてもらえば、10月という時期は先ほど言います川崎の9月が竣工という予定になっている、川崎製鉄の炉が竣工予定だったんですけれども、それに合わせて視察をしてから後、検討をするというふうな論議はなかったわけですかね。

○証人（佐原良之君）

そこまでは覚えておりません。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

第3回の機種選定小委員会が、コンサルタントとの意見交換についてということで開催されております。このときに、コンサルタントと色んな意見交換があったと思うんですけれども、その中身についてお尋ねをするんですけれども、記憶が飛んでいるところもあろうと思いますから、あるところだけで結構でございますから、その中身の非常に鮮明に覚えている分というのはどっかありますか。

○証人（佐原良之君）

申しわけありませんけど、ほとんど覚えていません。

○副委員長（柴田安宣君）

先ほど証人として出とった重野君等に聞いても幾らか定かじゃないところもあるけれども、こういう形でコンサルと先端型の炉の意見交換をしたということをおっしゃったんですけれども、事務局として参加されておられればどうということかなと思って、併せて聞いたわけですから。

○証人（佐原良之君）

申しわけありません。

○副委員長（柴田安宣君）

覚えていないとなれば困るんですけども、最先端と先ほど言いますように、この中のガス化溶融というのはダイオキシン対策の切り札ということで、ガス化を溶融炉方式にしないと灰が残ってみたりというふうなことの世論があったと。特に、ダイオキシンを抑えるためには、今まであったストーカだけじゃ心許無いということで、厚生省が指導して色んな炉が造られたわけですけども、その中で先端型と言われるのが、キルンとかガス化改質とか色んな炉が4炉あったんですけども、それについての協議ということはこの回あったろうと思うんですけど、そこら辺の記憶も。

○証人（佐原良之君）

1回目から私がずっと気にしていたのは、とにかく入札方式でいくと。だから1社に絞らない。そういうことで、1回目からずっと提案もし、皆さんの、小委員会の委員さんの意見でもありました。

ただ、県に言わせれば、国は1機種に絞ってこいと、そうせんと補助の対象としては認めないと、そう言われていると。それがもう繰り返してでした。だから、それはもう困ると。自分たちがダイオキシン対策で広域化計画を作りながら1つの機種に絞るということは、もう既におかしいんじゃないか、今のやり方からすれば。だから、それは私たちは同意できませんと。だから、もしそれで通らんだったら広域化はもうつぶす以外ありませんねということで県とはけんかをしました。それで、県が最終的に折り合ってくれたのは、1方式。1機種じゃなくて1方式ならばどうにか国と話ができそうだというのが、1年半ぐらいたって出てきました。それまで何回となく私たちも厚生省に行って話をしてもいいよと、県だけで行かせてそういう話ができんならば私たちが行きますよと、何回も県にはそう言ってかけ合いに行きました。だから、あくまでも私たちは1つの機種を絞るということじゃなくて、いわば資格があるところは全部参加をさせんといかんのじゃないかと。そして、入札で一番安かところといいましようか、もちろん安く悪いところでは困るわけですけども、そういうものをベースにして、とにかく小委員会では検討してもらえませんかというふうなのが大前提で話に入りましたので、そういう例えば、もうここんたいに意識があってこういうふうに筋書きをという、そういうことは一切してないつもりです。

○副委員長（柴田安宣君）

そうですね、わかりました。

今、答弁を受けて理解したわけですけども、僕ら最初からこの方式があって、機種じゃなくて方式があって、その分け方で5つだと。それが最後は1本になったということで先入観があって聞いたもんで、大変失礼しました。

○証人（佐原良之君）

いいえ、いいえ。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。

あなたの言われているとおり、1年半後ぐらいに1種方式なら構わんという決定が県のほうから、もちろんこの中で厚生省あたりと協議をして、それでいいということがあったとなっておるものですから、それはそういうことで、この後ですたいな。今、これが平成11年8月ですから、スタートしてまだ間がないものですから、まだこのときはそういうことじゃなくてオープンだったというふうですね。

○証人（佐原良之君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

第4回の機種選定小委員会が愛野町役場のほうで11月5日に開かれております。視察報告がされております。委員長報告として、ガス化改質方式の施設を視察してきたというふうでありますけれども、視察メンバー、視察先についてわかっておられればそのお答えできますかね。委員長が視察に行ったという報告、ガス化改質方式の視察に行ったという報告が4回目の委員会で報告があっているんですよ。

○証人（佐原良之君）

ちょっと定かではありません。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。これをずっと調べてみたんですけれども、組合の視察先の記録に残っていないんです。で、確認をしたらですね、島原の市長さんが何か公務で東京のほうに行って、だれかその帰りにか行く途中でかわかりませんが、寄って確認をして帰ってきて報告という形だったということで報告があったものですから、中身の記録がないんですよ。ですから、どういう形だったのかなということで聞いたわけなんですけれども。

○証人（佐原良之君）

それ言っただけで、確かにそういうふうなのがあったような気がします。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、とすれば、視察に同行されたメンバーというのも定かじゃないわけですよ。

○証人（佐原良之君）

多分そういう形であったならば、神尾君が途中で合流して行ったのではなかったかなというふうに考えているんですけれども。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

吉岡委員長一人じゃ多分行かないと思うんですよね、やっぱり専門的な知識を習得するということになってくれば、それなりの人と一緒に行かないと無理なところがあると思うもので、独自で行かれたのか、だれか皆さん方と一緒に行かれたのかなと思ったもので聞いているわけなんですけれども。とすれば、その当時は吉岡委員長が行かれたのは、あなたたちがまだ行っていないところであったものですから、そういうことで、その視察先は吉次管理者からの指示ということは考えられなかったですか。

○証人（佐原良之君）

それはちょっとわかりません。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

この当時の吉岡委員長さんが視察に行った先の視察報告はありましたか。

○委員長（西口雪夫君）

今の質問、もう1回お願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

こっちの記録にないものですから聞きよるわけなんですけれども、このときに、吉岡委員長がガス化改質方式の川崎製鉄の炉を視察に行ったという報告が愛野町役場であっているわけですよ。で、その報告の報告書あたりは、組合のほうで記録がありますかということで聞いているわけなんですけど、ないですか、ありますか。

○証人（佐原良之君）

それは、事務局でとっていけば幸いですけれども、もう期限が大分過ぎていきますので、定かではありません。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

第5回の機種選定小委員会に移ります。

平成12年4月17日、この当組合事務室で行われております。このときに4名ほど午前中に参加されたということで聞いておりますけれども、そのとおりだと思うんですけれども、重野証人はそういうふうに言われとったですけれども、3名か4名か名前も挙げておられたですけれども、メーカーからのヒアリングに対して、何の、このヒアリングの目的そのものは、現実はその会社を呼んでこの1回目のヒアリングはとり行われたわけですかね。

○証人（佐原良之君）

そこはちょっと記憶にありません。

○副委員長（柴田安宣君）

ああ、そう。

○委員長（西口雪夫君）

副委員長、資料の提出はいいですか。

○副委員長（柴田安宣君）

そうですね、甲第36号証の5です。

○委員長（西口雪夫君）

書記、甲第36号証の5、1ページ、各社見積設計内容比較一覧表の提示をお願いします。

（証人へ甲第36号証を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

各社見積設計内容比較一覧表、設計概要書よりということで、甲第36号証の5のページ1の書類ですけれども、最終的にこういう書類を作り上げたということで長いことヒアリングをされて、証人は何回か出席されたと思うんですけれども、どういうふうな形で出席されておられましたか。

○証人（佐原良之君）

まあどういう形で出席と言われると意味がよくわかりませんが。

○副委員長（柴田安宣君）

ずっと専属的に出席されとったかというふうなことで、3名しかいないと言われたでしょう、職員。

○証人（佐原良之君）

はい。いや、もうこの時点では多分4名になっと思ったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

4名おられて、そこに事務局としてはずっと参加されとったですか。

○証人（佐原良之君）

多分、参加しとったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。で、そのときに各社を寄せてヒアリングをとりながら、意見をしながら作り上げたやつがこれです。これを基に色んな書類ができ上がっているということで、このヒアリングそのものが大事な要素を含んでおるんですから改めて聞くわけですけれども、この発電量とか、ガスエンジンの発電量というやつが出ておりますけれども、ここら辺で川崎製鉄さん、それから新日本製鐵さん、それからストーカ炉の7社、こういうものを研さんされたと思うんですが、こういうことを提案されて、よく研究された記憶はあ

りますか。

○証人（佐原良之君）

これは見させていただけば、確かに当時見覚えはあります。

○副委員長（柴田安宣君）

その見覚えがあるやつの中で、これは数字が小さくて僕らも頭が痛いぐらいにこう近づけると見にくかったんですけれども、この中でやっぱり一番基礎になるのは、今から先のすべての基礎になる機種選定とか、それから選定の中の基礎になる数字がここに出ておったものですから、記憶のあるところだけで結構ですが、この中で記憶に残る分はどういうところか。この書類を見て、これはどうだ、これはすばらしいなとかいう記憶はどこかで残っていますか。

○証人（佐原良之君）

それは特別にありません。

○副委員長（柴田安宣君）

ないですか。

○証人（佐原良之君）

はい、申しわけありません。

○副委員長（柴田安宣君）

それと、これでいきますと、ガス化熔融炉のほうがストーカ方式とすれば自家発電能力がものすごく高いという数値が1つ出てくると。プラス、施設を運転させるについては、自家発電能力より少ない電力でこの施設を運転できるという、ここの数字が出ているんですよ。とすれば、これはもう言えばごみをエネルギーに変えて、そんで自分の燃やす施設より、使う電気より余計発電をして売電ができると。ほかの施設まで回していけるというこのガス化方式の数字なんですけれども、非常にいい数字であったものですから、もうそれが流れの中でこういう状況になったと思うんですけれども、ここら辺の確認はされたことないですか。

○証人（佐原良之君）

まず、一番の目的といいましょうか、広域化にする目的がダイオキシン対策でした。一番初め言われたとおりなんですけれども、いかにダイオキシンを減らすかということと排ガスを減らすかということ。それで広域にしてくださいという県からの依頼があって100tの炉以上を造る計画で2市15町まとまって施設を造ってくださいと。ですから、あくまでも住民の皆さんたちにも説明会のときにはこのダイオキシンのことだけが主力でした。売電とか、そういうものはいわば二次的といいましょうか、主なものとは当初は考えておりませんでした。ですから、副産物で出てくるものについては、大

いに結構だというふうな感じだけだったと記憶していますけど。

○副委員長（柴田安宣君）

確かに、厚生省通達を私もちょっと読ませてもらったんですけども、当時は、平成9年の例のダイオキシンが取り上げられて、華々しい、クローズアップをされて、どうしてこれをとめるかということで厚生省が9年1月に通達を出しているんですよね。24時間運転をする炉でなければ、とめたり起こしたりしたら、その時点でダイオキシンが発生をするとか。

それから、広域化をせんと24時間回す炉がないと。しかも、補助金で100t以上の炉を造った場合に3分の1の補助をやりますと、それ以下の場合には4分の1しか出しませんよという条項があるんですよね。ですから、流れの基は私たちもわかっておるんですけど、確かに1年ダイオキシンがもうがんのもとみたいなことを言われとった時代であって、その中の流れですからわかると思います。まあそういうことでいけばわかります。

そうすれば、このコンサルの中身については余り記憶が残っていないということでは、もうこれはしょうがないですね、わかりました。この中で、ダイオキシンは確かにこのガス化溶融炉方式がものすごく低い数字が出ております。わかりました。

さっき土井証人の陳述書あたりを見よったんですけども、この中で、これも記憶がはっきりしないところがあると思うんですけども、この見積設計図書ヒアリングというものがあります。

○委員長（西口雪夫君）

甲第36号証の5の6ページ見てください。ちょっと提示をしてください。（証人へ甲第36号証の5、6ページを提示）

○副委員長（柴田安宣君）

6ページです。右から2升目の一番下の部分。

稼働能力ということで、ガス化溶融方式でいけば年間稼働日数が点検数が少なくてということで、1年のうちに330日処理率120%が可能であるという説明書きが書いてあります。それと、この施設に降った雨の水も処理できると。それから汚泥、それから粗大ごみ残渣、それも15%混入して可能であると。それは実証プラントで処理実績はあります。ということで出ておりますけれども、これは記録がありますかね、これは当時出された資料なんですかね。

○証人（佐原良之君）

最終処分場を持たない組合で発足しましたので、そこいらで出てきているんだと思いますけれども、定かじゃありません。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

この同じ資料の後ろのほうで調査結果総括表ということで。

○委員長（西口雪夫君）

9ページ見てください。せっかく証人お見えでございます、もう少し大きな声でお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

調査結果総括表というものが3の3であります。これも、この炉の能力についての7社合計と、ガス化改質方式とガス化溶融方式、シャフトですね、この合計9社を2つに分けて、この方式ごとに分けてあるのがこの図表なんです。で、この一番右のほうにありますのが、先ほど来言っています、この一番右の上、3炉で運転した場合の電力が4, 200kwhということで、3炉運転した場合はこれが出ると。2炉運転の場合は3, 400kwhということで、この右の分はそうして出ています。これで下の分が1炉運転で100kwhです。で、ここの施設はガス化改質方式ですから、この真ん中の部分、3炉運転した場合に、この1社が出しているのが3炉運転の場合4, 019kwh、2炉の場合には2, 679kwhだと。1炉の場合は1, 339kwhで、この説明書きの中で、高負荷時の発電力は最も低いが、低負荷時の発電力は最も高く、負荷変動特性に優れておりますよと。要するに、高いときはこの右の炉と比べてみても低いけれども、真ん中より下の分については、発電能力は高い炉なんですよという説明をこの数字が示しています。こういう資料等も後でまとめてあるんですけれども、この取りまとめは、総括表としてまとめてこの小委員会に出されているんですよ。これは、本当に相当のまとめ方をしないとこの数字は出てこないというふうに思うんですけれども、これをまとめた人はどなたか記憶にありますか。

○証人（佐原良之君）

これはコンサルタントがだと思えます。

○副委員長（柴田安宣君）

コンサルタント。

○証人（佐原良之君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

そして、これを小委員会のほうに出されているんですよ。そんときに、こういうことで維持補修費、人件費、それから建設に対するトン当たりのコストとか、もしくは同じ300t造る場合に幾らの金額になりますというところまでここに出ているんですよ。そうした場合にこれを調査した記憶はございますか。これを見て、比較検討したりなんかいうことで、事務局長の

当時に調査をされた記憶はございますか。

○証人（佐原良之君）

比較検討は多分していると思います。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

ただ、この中で気になるのが、用役費とかなんとか含んだ分、年間経費が非常に高かったり安かったりということで、ここで当施設に入った炉は、この真ん中の分で年間に2億9,400万円、炉の補修点検維持費、補修点検費がかかるということで、9炉の中で一番高い数字が出とるんですよね。で、それを超えるのが多分、金額的に下がっておりますけれども、この運転要員というものがあまして、これが一番少ないんですよね。ほかは30人とか49人とか、それから32、3人とかということがありますけれども、この炉を運転するためには24人でいいという数字が出ています。1人当たり700万円ぐらいの数字でいけば、10人違えば7,000万円違うんですよね。そこら辺で、何でこれだけ効率のいい運転ができるもんかなと思ったんですけども、当時この24人ぐらいでやれるという予測はされとったんですか。

○証人（佐原良之君）

それは、いわば会社が責任持って出した数字だと思って、コンサルが作ってきたものですから、やれるんじゃないかというふうには理解しとったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

この330日ということで、このさっきの図でいきますと、元のほうで見積設計図書のヒアリングのその330日があったですね。これで計算して330日で300t稼働させた場合には99,000tの処理能力になるんですね。だから、この炉は本当にフルに可能性とすれば相当の能力の高い炉という数字を示しておるわけですが、今、問題になっている80,000t強の数字が一点保証という感じで、騒動、問題提起されて今、協議しているんですけども、これからいきますと、99,000tのこの炉の能力を秘めているというふうにはここは数字が出されておるんですけども、そこら辺の検証ということはなされたんですかね。

○証人（佐原良之君）

それは定かじゃありません。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

第6回のほうを教えてください。

甲第36号証の6なんですけれども、第6回小委員会についてお尋ねをいたします。

この中で、平成12年10月10日、グランドパレスで行われておりますけれども、この機種選定小委員会で、確認事項として機種選定小委員会の答申を受けて最終的には管理者が決定するという事になっております。まず、当然のことと思うんですけれども、それは機種と方式ということになっておりますが、この方式、機種も管理者のほうにこういう形で提案をした場合に、最終的な決定は管理者がするという事で確認をされておりますけれども、そういうことで認識していいわけですかね。

○証人（佐原良之君）

はい、すみません、もう一回お願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

ここの項目の中で、機種選定小委員会の答申を受けて最終的には管理者が決定をするということの確認がされているわけです。そういうことで認識してよろしいですかと。

○証人（佐原良之君）

ああ、それは一番初めから同じですから、ここで改めて確認という形だったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

ここで委員会をしばらく休憩いたします。

次の再開を10分から行います。休憩します。

(午後4時00分 休憩)

(午後4時10分 再開)

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に続きまして委員会を再開します。

委員長から申し上げますけれども、もう少し簡潔に、声を大きくお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。6回の、これのほうに戻ります。

この確認をしますけれども、ここに6回の委員会の確認事項ということで挙がっております。それからいきますと、県が国に確認をして、熱分解ガス化熔融炉方式全体を1方式として整備計画書を取り扱うことを了解したというふうなことが挙がっております。先ほど佐原証人が言われたとおり、当時は方式じゃなくて、1機種というふうなことが前を見ながら来ておったと。

それで、この時点で6回の委員会の中で、証人が言われたとおり、県とけんかしてみたり何かされて、結局、機種じゃなくて1方式ということで了解されたということなんですが、このことなんですかね。

○証人（佐原良之君）

そうです。

○副委員長（柴田安宣君）

これに至った経緯は、記憶にあられますか。

○証人（佐原良之君）

経緯といいますと。

○副委員長（柴田安宣君）

今まで機種から方式に変わることができたところの経緯ですね。

○証人（佐原良之君）

それは、もうとにかく私のほうは入札が原則でありましたので、入札でしかやりませんと。だから、入札を認めてくれんのだったら、組合は解散しますよと。そうせんと、皆さんに申しわけないと。構成市町の皆さんに申しわけないですよと。だから、国がダイオキシン対策で大規模施設にきなさいと指導をしながら、また県が広域化計画を作りながら、市町村にその責を負わせるとは何事かということで、強硬に申し入れをしました。だから、県でだめだったら私たちが行きますよと。だから、そういうふうな経過があって、県もやっとなかなか重い腰を上げたといいたいまいしょうか。定かではありませんけどその当時、信越のほうで1機種じゃなくて1方式でさせてもらえんかという提案があって、2年ぐらい塩漬けになっておったわけです。国が許可をおろさずに。そういうので、私たちも信越でそういうのがあるから出しても無理ですよと、県は何回も言ったんです。けれども、それは信越の言うことが本当じゃないかと。私たちはそれに賛成ですよと。だから、ぜひ県が言い切らんとやったら連れていってくださいと、私たちが国を説得しますからと。もうそれこそ何回も県に言っってははじかれ、言っってははじかれでしたけれども、もう最終的に私が、こう言ったらいかんですけれども、もうほんならよかですよと、国に私たちが直接行きますと、そう言ったら、じゃ、待ってくださいと、私たちがもう一回国と協議をさせてくださいということで、それで、こういう形になってきたわけです。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。僕らはその経緯がようわからんところがあって、先入観で物を言って失礼しました。ただ、今、証人が言われるとおり、調べてみたんです。当時は、新日鐵が1社、もう全ての日本全国、ガス化炉については専売特許みたいにして、そのほとんど、とった炉の7割ぐらいは、100億円

も200億円もするものが随契でされておったんですね。ですから、証人が言われるとおり、入札じゃないとだめだというのは、そこら辺から確認されてからのことだろうと思うんですけれども、非常にすばらしい考え方で進まれたと思うんですけれども、その入札は、そういうことを基に、やっぱり競争入札させるべきだという前提で立たれたんですか。そういう随契等を調べて、それから入札ということを考えられたんですかね。

○証人（佐原良之君）

いや、もう一番初めから入札でいこうという。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。それで、この7回の委員会の中で、これ最終的に、熱分解ガス化溶融炉方式とするということで方式が決定されているんですよね。その前に、やっぱりストーカが安全、安心、安定という面から優れているのではなかかという意見があったと。そして、この炉の熱分解ガス化方式とすると決める中でも、何とか両方をもうちょっと検討したらどうかというふうなことで、これからいきますと意見が分かれておったという気がするんですけれども、その当時の状況というのはどういうものであったんですかね。

○証人（佐原良之君）

申しわけありません、それも定かではありませんけれども、一番当初に言いました、組合としては最終処分場を持ちませんので、どうしてもストーカ炉プラス灰溶融方式というのは最終処分場を必要とします。ですから、なるだけそういうふうなのではないほうで考えていったほうがいいのではないかという話になったと思っております。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。確かに、広域な流れの中で、これだけの人口を抱えながら最終処分場となってくれば、大きな宿題が出てくるわけですよね。それで、前提でこういう形だったと理解はするんですけれども、やはり確認のためにさせてもらっているわけです。

とすれば、最終的に一本化されたんですけれども、その流れの中には、やっぱり前提とするならダイオキシンが第1点と、それとプラス最終処分場ということを含めて、この2点が大きなことで、コストとかなんとかということとは、その当時は考えていなかったんですか。

○証人（佐原良之君）

それもちょっと定かではありませんけれども、むしろ、今、言われたような前提が主力だったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

そうですね、わかりました。

この1回から7回までに資料提供があったと言われておりますけれども、総合エンジニアリングが、どういう形でこれに協力してきたか覚えておられますか。

○証人（佐原良之君）

協力。

○副委員長（柴田安宣君）

資料請求をされたときに持ってきてくれるとか、そういうことだったですか。

○証人（佐原良之君）

整備計画をコンサルに作らせる契約を結んでおりましたので、その前提として、色々な資料は作らせたと思っています。

○副委員長（柴田安宣君）

年間7, 350万円だったですかね。コンサルと整備計画を含めて、この全体の規模とか、総合計画を含めた整備をコンサルに委託してあるんですよね。ですから、その一環ですから、当然請求されればそれに基づく資料を出されたと思うんですが、どうも流れ的に不透明なところがあったものですから確認しよるわけですが、そういうことでいけば、当然素人ばかりじゃデータとか資料とか、そういうよそからの情報とかいうことはなかなか入らんわけですから、コンサルは、請求されたときに持ち出してきて協力するという理解しておっていいですかね。

○証人（佐原良之君）

はい、それでいいと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

この会議の中に一緒になって入って協議をしたのは、第3回目やったですかね、コンサルと意見交換しただけで、あとは交換会はなかったんですか。

○証人（佐原良之君）

事務局とコンサルはありましたけれども、小委員会とのそういうやりとりは1回だけです。

○副委員長（柴田安宣君）

もう1つあります。この7回に出されているのが、ここにあります甲第36号証の7、22ページの中でですね。

○委員長（西口雪夫君）

書記、すみません、資料の提示をお願いします。

甲第36号証の7、22ページ、県央県南広域環境組合運転経費比較表をお願いします。

（証人へ甲第36号証の7を提示）

○委員長（西口雪夫君）

甲第44号証もですか。

書記、甲第44号証、超過経費計算書をお願いします。

（証人へ甲第44号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

証人、よろしいでしょうか。

○証人（佐原良之君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

質問席、お願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

この7回目の会議で、機種が最終的に1方式に決まって整備計画に出されたというふうなことが今、確認できました。そのときの会議の資料として出されているんでしょうけれども、ここにあります県央県南広域環境組合運転経費比較表というものがあって、最終報告とあります。報告ということは、どなたかまとめて委員会に報告をされたんだと思うんですけれども、この取りまとめは、どなたがされたか覚えておられますか。

○証人（佐原良之君）

いや、定かではありません。申しわけありません。

○副委員長（柴田安宣君）

この中で各社の経費が出されております。下のほうが、ごみ1トン当たりの経費です。左のほうから、ずっと右のほうに行って、一番右が新日鐵のシャフト炉の分で、これがトン当たり9,450円と。その次が、トン当たり7,145円ということで出されておるわけですけれども、川崎製鉄のほうトン当たりの経費が非常に安いという数字が出ておって、全体をまとめて応札条件の資料にしたということで、この聞き取り調査あたりも、これの中で色んな数字の基になる数字がここに出ておったんですけれども、これは、この精査された記憶はありますか。

○証人（佐原良之君）

はい、これは見たと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

これについて、どういうことで、どういうふうに思ったか、記憶はありますか。

○証人（佐原良之君）

当初出すときは、これはA、B、C、Dだけ、下の会社の名前は出しておりませんでした。

○副委員長（柴田安宣君）

ああ、なるほど。

○証人（佐原良之君）

だから、この最終報告という形で下も書いて出したんだと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

このとき、それなら、改めて会社の名前がここに出てきたと。

○証人（佐原良之君）

そうです。

○副委員長（柴田安宣君）

ああ、そうですか、そういうことですか。で、この最終報告として出てきたことに対して検証されたときに、どういうふうな感じを受けられましたか。

○証人（佐原良之君）

定かではありませんけれども、確かに、おのおののコストを甲乙つけがたい部分ももちろんあっておりましょし、どこは何がよそよりかも安かねとか、そういう話は出たのではないかと思っております。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

甲第44号証を出してください。ありますね。この資料と比較していただきたいんですけども、これは、現在この炉の運転中に起きている経費の問題で、予測とすれば相当余計掛っているということで、超過分の計算式を出した分ですね。入札のときに出された当初覚書書と、応札で提示した金額をこの左のほうに出して、それに見合うだけの能力じゃなくて、これだけの超過経費が掛っているという数字です。この覚書の基になる数字、それから、そこに参加するために出してきた年間経費内訳書等が出てくるんですが、この6億1,585万4,000円というのは、応札条件に提示した数字です。これから、先ほど来聞いておりますこの数字、ここで今、同じ炉でありながら多少違いますが、川崎製鉄が出しているトン当たり7,148円、経費内訳書にはあと100円ほど高い値段で出されております。途中で退職されているわけですから、最後まで見届けておられないということでわかって聞くんですけども、これを比較してみられて、当時は、炉のどういう種類がいかと一生懸命比較してみて、7,000円ぐらいでできるという炉が、その倍近く掛っているというふうなことに對して見解があられば、ぜひ、こういう流れの中でこういう形になっているということに對して、どういうふうにご考えられておられますか。

○証人（佐原良之君）

応札、入札をする当時、私は携わっておりませんので、それとこれとの比

較がどうだったのかというのは、よくわかりませんが。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。私はこれでいいと思います。

○委員長（西口雪夫君）

柴田副委員長からの質問を終わらせていただきます。

補足質問がございましたらお願いします。田添委員。

○委員（田添政継君）

こんにちは。すみません、ちょっと質問させていただきます。

甲第36号証の1で、県央県南広域環境組合ごみ処理施設の整備に係わる処理方式（機種の説明資料）ということで、総合エンジニアリングから、99年ですから、平成11年5月28日に説明資料が第1回の選定委員会の中に提起をされておりますけれども、この第1回の選定委員会には、総合エンジニアリングは参加をしていないということでしたかね。

○証人（佐原良之君）

多分そうだったと思います。

○委員（田添政継君）

そうしますと、この総合エンジニアリングが作った説明資料というのは、この委員会の中で説明とかはあったのでしょうか。

○証人（佐原良之君）

そこははっきりとはしていませんけれども、ただ、こういう書類が出てきていますので、見てくださいみたいな形だったと思っています。

○委員（田添政継君）

具体的なことでお聞きしたいのは、先ほどからお話しになっておりますように、厚生省が新ガイドラインというものを作って、広域化を進めたということと、そういうごみ処理方式の選定基準というのが、この中で提起をされているのと同時に、ごみ処理方式の機種選定ということも具体的に触れてあるわけですよ。

その中で、「厚生省への施設整備計画書提出に際しては、機種（処理方式）を決定しておく必要があり、ガス化溶解方式を採用する場合には、指針外施設として事前に厚生省と協議することとなる。」というふうに書いてあるんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

田添委員、資料は何ページかわかりますか。

○委員（田添政継君）

4ページですね。

○委員長（西口雪夫君）

提示をお願いします、書記、甲第36号証1の4ページ。

(証人へ甲第36号証の1、4ページを提示)

○委員(田添政継君)

これがおっしゃっている、機種を選定を絞らなければいけないという厚生省の考え方ということなんですか。一番上のほうに、ごみ処理方式の機種選定ということで書いてあるんですけども。

○証人(佐原良之君)

ちょっと意味がよくわかっておりませんので、申しわけありません。

○委員(田添政継君)

私自身も、この文章の意味がよくわからないものですから、その点をちょっと確認させていただきたいというふうに思っているんですけども、ガス化溶解方式を採用する場合には、指針外施設として、事前に厚生省と協議をしなければならないというふうに書いてあるんですよ。このことと、その機種を1つに絞り込むという厚生省の方針というのは、このこととまた違うんですか。

○証人(佐原良之君)

違うと思います。

○委員(田添政継君)

違いますね。そうすると、機種を1つに絞り込むという厚生省の考え方というのは、小委員会が発足する前に、もうわかっていたことなんじゃないですか。

○証人(佐原良之君)

県から言わせれば、初めから1つに絞って持ってくるのが前提だという認識は持っていたようです。私たちはそういう認識じゃなくて、あくまでも入札でいくんだということに進んでおったんですけども、ただ、これから判断してよろしいでしょうか。この文章からしますと、まだ完成してしっかりしたものではない施設だから、厚生省と協議ばせんばいかんというふうな形になっているんじゃないかと思えますけれども。

○委員(田添政継君)

確か、この中ではガス化改質式というのは、方式としては説明資料の中にはまだ載っていないんですね。その前の資料5の中で、これは同じく甲第36の1号証なんですけど、処理方式の選択という中で、これもメーカー、総合エンジニアリングの方は参加をされていないわけですから、どなたかからのご説明があったということなんじゃないですか。

質問の趣旨は、先ほどの説明資料の中には、ガス化改質式というのはまだ委員会が発足する前の5月のことでしたものですから、この説明資料の中にはないんですね。ところが、ここの資料5の、第1回の選定委員会でも出され

た資料の中では、これは多分コンサル担当が出された資料じゃないかなと思うんですけど、この中で、証人は冒頭の証言の中で、5つの方式についても委員の共通の認識だったというふうにおっしゃいましたけれども、そうじゃなくて、もうこの際3つぐらいに絞り込んだらどうかということがこの中で書かれていて、その中にガス化改質式という方式も出てくるわけですけど、そのことと、それから共通認識で入札で行うとか、実証炉にしないとかいう取り決めを3点されておりますけれども、そのこととガス化改質式も1つの検討対象にしていくというのは、全く矛盾はなかったんでしょうか。

○証人（佐原良之君）

それは矛盾なかったと思っています。このガス化改質が出てきますよというニュースといいましょうか、それはもう初めからいただいておりますので、そこいらについては別段、こう言ったらいけませんけれども、入札方式にするんだから、本当にいいものであれば、全部対象の中に含めてみようかという、そういう空気だったと思っています。

○委員（田添政継君）

今日ご証言をいただいて、私も初めて入札方式というものの重要性というか、そういうものが初めてわかったんですけど、そういう事情だったということですよ。

じゃ、そういう意味では、実証炉にはしたくないという認識もありながらも、一方じゃ、やっぱりガス化改質式を含めた熔融炉についても検討の対象にずっとしていくということを、第1回の段階で、もう大体共通認識としてあったということなんですね。

○証人（佐原良之君）

そうです。すみません、1回目からだったかというのはちょっと定かじゃありませんけれども、途中はずっとそういうふうなのも含めて、いいんじゃないかという話は出ていました。

○委員（田添政継君）

厚生省が1機種にこだわるというのは、何かご感想でも結構なんですけど、どういう理由が考えられるんでしょうか。

○証人（佐原良之君）

私たちが直接厚生省に行ったわけではありませんので、県の言い方から解釈をさせていただいた分だけで話をさせていただきますと、補助の金額が確定できないということ、例えば、組合を立ち上げた当時は、トン1億円と言われていました。ざっぱな1億円とは言うけれども、機種によっては色々あると。だから、国としても、例えば入札をして金がぼんと少なくなって、予定しておったとが残れば困るという、よく言われています年度償却、全体ば

償却せんば次の年に補助を削られるとかという、そういうふうなのが多分にあったような感じで私たちは受けておりました。だから、そういうふうなのは当然やっかという、私たちとしては、それは入札をすつとやけんが、差額が出てくっさと、そればかちつと決めろというほうが間違いやっかと。それで、ごっとい、けんけんがくがくやったわけですけれども、多分そういう、厚生省としては余れば困る、足らんやったら困るという、そういうものがある、1つのものにしっかり固めて出してこんと補助は出せんよという、そういう言い方みたいな感じでした。

○委員（田添政継君）

そうしますと、例えば、ガス化溶融炉であれば補助金が高いとかいうことなんですか。

○証人（佐原良之君）

いえいえ、そうじゃなくて、私たちはあくまでも入札ですから、入札をした結果で、その3分の1の補助やっかと。1機種で選定をして持っていけば、確かに、国としては助かるかもしれんけれども、もっと安かかもわからんやっかと。私たちは、いわば合社体ですから、少しでも安か、安かろう悪かろうでは困りますけれども、少しでも金は安かほうがよかとですよと、そしてまた公平ですよと、入札は。そういう形で、県とは話を詰めていきましたので。

○委員（田添政継君）

焼却炉の形式とかなんとかで、方式とかでそういう補助金が決まるということじゃなかったということですね。

○証人（佐原良之君）

そうです。

○委員（田添政継君）

わかりました。それと、甲第36号証の5のヒアリングの結果の中で、いちばん最後のほうだと思うんですけど、方式別評価というのが出されているんですけど、

○委員長（西口雪夫君）

何ページですかね。

○委員（田添政継君）

ページが10ページと書いてあるのかな、10ページですね。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってくださいね。書記、わかったら提示をお願いします。

（証人へ甲第36号証の5を提示）

○委員長（西口雪夫君）

はい、お願いします。

○委員（田添政継君）

このヒアリングの結果の評価というのは、委員会でなされたのでしょうか。

○委員長（西口雪夫君）

今の資料、わかりますかね。

○証人（佐原良之君）

わかります。だと思いますけれども、定かじゃありません。

○委員（田添政継君）

はい、わかりました。

それで、一番下の信頼度というところで、ガス化改質方式については実績が少なく、提出されたデータなども実証炉的な感じであるということで、かなり慎重な評価をされているというふうに思うんですけど、そこら辺はやっぱり皆さんでそういう共通の認識になっていたということによろしいのでしょうか。

○証人（佐原良之君）

当時はそうだったと思います。

○委員（田添政継君）

私からは以上です。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにございませんか。町田委員。

○委員（町田康則君）

証人、平成11年から13年、14年ですかね、これは入札には係わっていらっしゃらないんですたいね。しかし、その機種選定小委員会には6回出ていらっしゃる。先ほどの、証人の前のもう一人の証人のときは、ずっと係わっていらしたと思うものですからちょっと聞いたんですけど、もちろんこの同じ方式がドイツで造られて、それが事故とかなんとかが起こっていたのが、11年、12年というのが實際上、先ほど私も、前の時間にも言ったんですけど、スイスのティチーノ州知事から、そういうふうなサーモセレクト社とのそれがだめだということで事実上のキャンセルが出たりとか、ドイツのハーナウ市でも、そういうふうな許可の差しとめがあったりとか、それからアンスバッハ市では契約破棄が、これは13年ですね、あったと、そういうふうなことは聞かれたことはあったんですか。

○証人（佐原良之君）

ありました。

○委員（町田康則君）

ありましたんですか。實際上、11年からかなり幾つもあっているもので

すから、それについて調べようというのはされたんですか。

○証人（佐原良之君）

現地に行くということはありませんでした。それだけの金を掛けるゆとりもありませんでしたので。ただ、当時の川崎製鉄には資料を出しなさいと、わかっている範囲の資料は全部出しなさいということで、指示をしたと思っています。

○委員（町田康則君）

そしたら、それを川崎製鉄から資料が送ってきたですね。それは、実際上この組合にあるわけですね。

○証人（佐原良之君）

捨てていなければ、多分あると思います。

○委員（町田康則君）

それを見られたときに、事務局長ですから、どういうふうに思われました。

○証人（佐原良之君）

どういうふうになって、意味がちょっと。

○委員（町田康則君）

これ、このサーモセレクト方式で大丈夫だろうかと思われたのか、こういうのはどこでもあるからと思われたのか、いや、これはちょっと、もっと調べようとか、そこら辺ですね。

○証人（佐原良之君）

当時は確かに、川鉄から説明に来させたと思っています。その説明の中身については定かではありませんけれども、それを多分、副管理者会には報告をしたと思っていますよ。ただそれだけでございます。

○委員（町田康則君）

先ほど、証人の前の重野さんもずっとおられて、重野さんは入札までおられたんですけど、そしたらもう、きちっと、そういう事故があっているということは当然この組合としても知っていて、それを副管理者会にも言って、そして、機種選定小委員会は機種選定小委員会で、副管理者であった島原の市長さんが機種選定小委員会の委員長でもあったものですから、当然知っておられて、その中で、川鉄からですけど説明を受けていたということですね。それは間違いないですね。

○証人（佐原良之君）

と思います。

○委員（町田康則君）

私どもは、この百条委員会になるまで、ここを調べていくうちに、こういう、この機種選定小委員会の中でもきちっとした格好で、爆発があったり、

色んなものがあったということ資料として出してあったということがあったものですから、それを先ほど重野証人のほうに聞いたときには、多分、管理者にもちゃんと局長を通じて言ってあったと言われたんですが、それは間違いないですか。

○証人（佐原良之君）

多分間違いないと思います。

○委員（町田康則君）

私は、そのときに重野さんに売り込みをしようとする川崎製鉄ですね。もちろんそこに聞くのも一番あれなんでしょうけど、そこはいいことしか言わないだろうから、自分の、言うなれば、金額的に100万、200万のものを買うんじゃないなくて、150億円ぐらいになるわけですね。そういうものを買うときには、少しこちらもそういう事故については何らかの方法で調べるべきじゃなかったのかなというのを、私、重野さんにも言ったんですけど、証人はどう思われますか、佐原さんは。

○証人（佐原良之君）

私たちは専門じゃないわけですね。専門じゃない者が、これどうやって聞けばいいのか。

○委員（町田康則君）

専門家に聞けばいいと思ってるんですけどね、もっと、もう少し色々な、そういうふうな、川崎製鉄だけじゃないわけですから。

○証人（佐原良之君）

それは国内のメーカーですか。

○委員（町田康則君）

色々コンサルにしてでも、そういうふうな専門家ですよ、この焼却炉の専門家に。川崎製鉄は売り込むほうですから、そこに聞いたら多分いいことしか言わないと。大したことないですよとかしか言わないでしょうから、そういうふうな、ほかのところに聞く気持ちはなかったのか。

○証人（佐原良之君）

それは、総合エンジニアリング、当時のコンサルには確認をさせたと思っています。

○委員（町田康則君）

そしたら、そこに確認をさせて、大丈夫ということだったんですか。

○証人（佐原良之君）

それは定かではありませんけれども、多分、会社そのものの、いわばシーメンス社だったですかね、そこからパテントを川崎製鉄が取得をして、結果的には自分のところのパテントに仕上がっていますのでという、そういう評

価値がなかったかなと思っています。

○委員（町田康則君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにいらっしゃいませんか。ありませんか。柴田副委員長。

○委員長（柴田安宣君）

確認を。今、証人がせつかくおいでですから、入札についても相当研さんをされたと思って聞くんですけども、第2回の甲第36号証の2、これは2回目の資料ですけども、この中に、性能発注ということが出ております。今回の炉は、これは日本の中でもそれが珍しいということで進まれたということなんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってください。

（証人へ甲第36号証の2を提示）

○委員長（西口雪夫君）

よろしいでしょうか、証人。

○証人（佐原良之君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

どうぞ。

○副委員長（柴田安宣君）

これを見て、読んでいただければわかるとおり、一般的な入札と違って、発注者が設計、積算しという工事じゃとてもじゃないけどこれは市町村じゃできないということで、「市町村が発注する焼却プラント工事は、その特殊性から市町村が独自に詳細に設計、積算できるものではない。そのために、設計と施工を合わせ契約を行う設計、施工付き契約、すなわち性能発注契約の形をとる。」ということで、独特な形をとるという方式がここで初めて出てきておるわけです。これについては非常に賢明な判断で、性能発注で入札にかけられたということで、私らにとっても、よその炉を見て回っても、そんなことがなかったものですから、皆さんたちの苦労が私たちもわかるわけですけども、これはどういう形で、こういう形の資料を取り寄せて、今の入札になった経緯は、どういうことになったんですかね。

○証人（佐原良之君）

すみません、趣旨がちょっと理解できずしております。

○副委員長（柴田安宣君）

申しわけないです。結局、普通は積算して入札にかけて、そして、そのと

おりに造ってくださいという入札をやるんですよね。性能発注方式というのは、そうじゃなくて能力を、例えば、1日300tという能力を示し、そして、それを満たすだけのごみの質とか量とかを提示して、それを年間にどれぐらいの稼働をするとかいうことで向こうに能力だけ示して、それに見合うやつを設計して、そして施工も一緒にやってくださいと。ただし、両方の責任をとってくださいというやり方なんです。これが性能発注方式の基本なんですけれども、長崎県じゅう探しても、それが多分初めてではなかったろうかというふうに重野証人も言われておったんですけれども、その流れの中で、こういう形をとられた理由というのは、どういうことだったんですかね。

○証人（佐原良之君）

定かではありませんけれども、一応、よりベターなものを造るためには、やっぱり瑕疵担保をしっかりとっておかんといかにというのが前提にありまして、小委員さんたちは、みんな機種選定の小委員会を選ぶ根拠としたのは、おのおののところに焼却炉がある人たちの代表。ただ、高来だけは北高の町長会の会長さんの古賀さんにしたんですけれども、あとは焼却炉が全部あるところだったんです。それを小委員会の委員になっていただいたんですけれども、そういう中で、色々お互いに悩みを抱えておられ、今までの自分たちが運営をしているごみ焼却施設についての悩みを持っておられて、そういうのを聞きながら、最終的にこういう形でしておかんと、あと、あいた、しもうたってならんかなという、そういうふうなのが前提にあったわけです。

だから、そういうもので、とにかく具体的に枠がはめられるような形になるだけしたいという。そういうふうなので、こういうふうにしたというふうに感じています。

○副委員長（柴田安宣君）

先輩たちが、そういう流れの中で、この性能発注方式をにかけていただいて感謝しているんですけれども、私たちも、何カ所か炉の視察に行っただけです。全部そうじゃないんですね。ほとんどがそこまでいっていない、瑕疵担保もとっていないという感じの入札が行われておったということで、今回は、この組合と、受け取った瑕疵担保のことで、性能発注をかけていることで債務不履行ということで裁判になっているものですから、その基になる、これが性能発注式の根幹になっていたものですから非常に興味があって、感銘をしておったものですから聞いたんですけれども、やはり証人言われるとおりに、やっぱり担保をとつとかなと、これだけの品物を造って、あいた、しもうたじゃ当然責任とりようがないということでされたんだと思うんです。確かに、この流れの中で設計をして施工をすると、そして、能力をそのとおりにしなかった場合は保証を付けた担保をとります、とっているんですから、そのとお

りの能力を発揮する炉を造りなさいという、基本ですから、そういうことの流れの基になる、これが性能発注ですからね。そういうことでいけば、その皆さん方の苦勞と実績でこれができたということで、非常に思っているんですけども、結果的にそういうことがあって、この入札になったということで理解しておっていいですかね。

○証人（佐原良之君）

はい、いいと思います。

○委員長（西口雪夫君）

よろしいでしょうか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、以上で佐原良之証人に対する尋問は終了しました。証人におかれましては、長時間にわたりましてご協力いただきまして、ありがとうございます。心からお礼申し上げます。証人はご退席ください。

（証人退室）

○委員長（西口雪夫君）

以上をもちまして、本日の重野淳氏と佐原良之氏の証人尋問を終わります。

次の委員会は、4月13日の午前10時から開会いたします。

その他、何かございますか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、第14回ごみ処理施設に関する調査特別委員会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

（午後4時58分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会
委員長 西口 雪夫